

2016 回答付記意見

目次

2. 短答式試験について	3
(1) 憲法	3
(2) 民法	5
(3) 刑法	7
3. 論文式試験について	11
(1) 公法系	11
(ア) 憲法	11
(イ) 行政法	16
(2) 民事系	19
(ア) 民法	19
(イ) 商法	24
(ウ) 民事訴訟法	28
(3) 刑事系	33
(ア) 刑法	33
(イ) 刑事訴訟法	36
(4) 知的財産法	42
(5) 労働法	44
(6) 租税法	47
(7) 倒産法	48
(8) 経済法	52
(9) 国際関係法(公法系)	55

(10) 国際関係法(私法系)	58
(11) 環境法	62
3 ㄠ. 出題趣旨・採点実感・最低ライン点の設定についてのご意見	65
(1) 公法系	65
(ア) 憲法	65
(イ) 行政法	69
(2) 民事系	70
(ア) 民法	70
(イ) 商法	73
(ウ) 民事訴訟法	75
(3) 刑事系	76
(ア) 刑法	76
(イ) 刑事訴訟法	78
(4) 知的財産法	79
(5) 労働法	80
(6) 租税法	81
(7) 倒産法	82
(8) 経済法	83
(9) 国際関係法(公法系)	85
(10) 国際関係法(私法系)	86
(11) 環境法	88
4. 短答式試験の科目変更についてのご意見	89
5. 司法試験考査委員の体制変更についてのご意見	107
6. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見	124

2. 短答式試験について

(1) 憲法

a. 適切である

- ・法科大学院での教育との関係で無理のない範囲の知識を問うものと考えられるから。
- ・全体としては、出題範囲、分量及び難易度の何れも法科大学院における憲法教育の水準に相応している。ただし、憲法の短答式問題において問うべき基礎知識であるかについて疑問がある肢がある（第 10 問ア）。この点を含めて、西村裕一「短答式試験 [憲法] 解説（全体講評）」『司法試験の問題と解説 2016』別冊法学セミナーno. 244（日本評論社、2016年）112 頁以下における指摘に賛同する。
- ・例年と同様の出題傾向であり、おおむね受験生の能力を問うのに適した問題であったと思う。
- ・とくに問題のある設問はなかった。
- ・満遍なく判例・通説の内容を尋ねる出題となっている。
- ・基本的な判例や学説に基づいた問題が大部分を占めていると考えるため。ただ、第 11・12・20 問は、基本的知識を問う問題といえども、受験生にとっては難しい（とっつきにくい）問題であったかもしれないと考える。
- ・基本書及び判例をしっかり理解し、読み込んでおけば、かなり解ける問題である。
- ・例年通り。
- ・詳細な知識を求めている。
- ・ほとんど紛れのない問題で構成されており、判例と論点の適切な学習を促すものであると感じられた。
- ・基本的な知識を問う問題が多いので。
- ・総論からの出題が少ない印象はあるが、人権・統治の両分野から万遍なく出題されており、内容も基礎知識の有無を確認するものとなっている。
- ・出題範囲にムラがなく、法科大学院教育の内容を十分反映している。
- ・質・量とも適切だと思われる。
- ・判例・学説の基本的知識を問うものとなっている。
- ・基本的な理解を問う設問である。
- ・昨年度より良い問題だと思います。
- ・このレベルで適切である。
- ・基本事項の確認という性格を踏まえた出題であると思う。
- ・憲法に関する基本的な理解や、判例の基本的知識を問うのに適した出題であったため。
- ・基本的な判例、学説の理解を問うものであり適切である。
- ・判例、学説、条文の知識をバランスよく問っている。

b. どちらかといえば適切である

- ・学説に（も）関する問題については、必ずしも正解が明確でない難問がある。たとえば、11問イの抵抗権に関しても明確に誤りとは言い難い。10問は設問中に判例とも学説とも対象が明確でなく、学説上、イ・ウについては批判がありうる。判例に関する問題では、1問ウ、2問ウの判例知識は受験者にとっては、必ずしも一般的とはいえない。
- ・判例・通説を踏まえた問題が出題されてはいるものの、所々、細かすぎる知識を問うものが散見されるため。
- ・難易度的に言えば、受験生の5割以上が正解率70%に達するものとなっており、問題のないものといえよう。但し、個々の問題を見れば、第13問のように、選択肢の表現との関連で、公表された「正解」に疑問の残るものがあるし、第20問のように細かすぎる知識の要求も見受けられる。また、単なる知識を問う問題が殆どとなってしまったところがある。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・全般に条文・判例の知識があれば対応できる問題であるため。
- ・学説を問う問題は不要ではないか。例えば、予算法形式説など、実務家がまず知っておくべき基礎知識に含まれるようには思われない。
- ・部分点をできるだけあげてほしい。
- ・いくら易し目であるが、ここ数年のものと比較した場合に特段の差異が見受けられないため。
- ・難問が数個あったが、全体的には受験生の実力を見るに妥当な問題である。
- ・ほとんどの基本書・教科書・テキストでも扱っていないマイナーな判例を素材とする出題があり（例えば第10問のイ、ウ）、刑訴の短答式がなくなったためとはいえ、そこまで要求する必要があるのか疑問である。
- ・学説の理解を問うのか、判例の理解を問うのか、小問ごとに分けたうえで、問いかけ文で明確にする（「判例の趣旨に照らし～」の有無などで）とよいかもしれません。
- ・基本的論点から出題されているので。
- ・広い範囲から基本的な判例と学説の理解を問う問題が多い。
- ・もっと“基本的な”ことを問う問題でも良いです。
- ・全体としては、標準的な問題である。なお、No21について、「立憲主義の一時停止を認める権限であるから、……国家緊急権を容認している例は諸外国にもない」は、一義的に理解できるものか、不明。「憲法による権力の統制の一時停止」のほうがより一義的と考える。
- ・判例・学説の基本的な理解を問う設問である。
- ・基本的な知識を問うているから。

c. どちらともいえない

- ・ 地方自治に関する問題が無かったことについて、やや疑問を感じる。
- ・ 紛らわしい問題が減ってきたことは評価できる。しかし、客観テストとはいえ、批判の多い時代遅れの判例を正解として選ばせる短答式の問題には根本的な疑問がある。

d. どちらかといえば適切でない

- ・ 人権と統治のバランスが適切になったと思われる。
- ・ 難解な問題が多い。
- ・ 難易度は総じて適切である。むしろ易しい部類であり、正解率 40%ライン通過者も多い。にも拘らず、一部に誤答が続出する設問があったとみえ、満点が全国で 1 名しかいない。判例準拠が過ぎ、細かい判例の言い回しの暗記を必要とするレベルの問題が散見される。また、選択肢に、多くの学説からは肯定されていない判例を微妙な内容まで含めて問うものもあり、適切とは言えない。学説等の論理整合性を問う問題ももう少し欲しいところである。なお、全部○（1）、全部×（8）を正解とする設問が皆無なのは、これまでの傾向と異なる急な変更であり、受験生に不安を与えたと思える。
- ・ 重箱の隅をつつくような問題がある。

e. 適切でない

(2) 民法

a. 適切である

- ・ 条文・判例の基本的事項を問うものであり、良問である。
- ・ ごく一部にやや細かな知識を問う問題もみられるが、条文及び基本判例の理解を問うものが大半を占めているため。
- ・ 親族相続も含め、民法全体がまんべんなく設問されており、また、内容も基本的なものが多く、実務家として少なくともこの程度はクリアしてほしい、というレベルであると思料するため。
- ・ 基本的な知識を確認できる問題がどの分野からもバランスよく出題されている。
- ・ 昨年に比べ若干難易度が上がった感がなくもないが、全体としては、判例を含めた基本的な知識・理解を問う問題であり、適切であると考ええる。
- ・ 例年どおり、基本的な知識を問う問題が多い。また、民法の全分野からまんべんなく出題されている。

- ・試験問題については、妥当である。基本的知識が身につけていなければ解けない良問である。
- ・出題分野のバランス、難易度共に、適切であると考えられる。
- ・適切に法科大学院教育を前提としているから。
- ・基本的事項を尋ねているから。
- ・素直に基本知識を点検する内容であり、分野も偏っていないと考える。
- ・基本的な事項をバランスよく出題している。
- ・既に出題されたことのある問題の比率が昨年以上に高まっているが、それはむしろ、短答式試験で問われるべき問題のみが出題されていることの結果であると思われるから。

b. どちらかといえば適切である

- ・判例の知識や親族法の知識を問うものの中には、やや細かすぎる点を問うものも見られたが、全体的には、基本的な知識を確認するに妥当な出題であったと思われる。
- ・概ね、基礎的な知識を問う問題となっている。ただし、実務上ほとんど事例がないような問題も含まれているところがやや不適切である。
- ・例年通りだと思いますが、基本的な知識を問うものが多く、条文と基本的な判例の概要を記憶しておれば、回答できるものが多いと思います。
- ・昨年度より若干難易度が上がったような印象あり。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・基本的な知識を問う問題である。基本的な知識を問う問題なので、もっと単純化して問題数をもっと多くして、幅広く問うのもよいと思われる。
- ・やや細かい条文の知識を問う部分があったと感じた。
- ・基本的な問題で時間にも余裕があった点は高く評価できる。ただし、これまでの出題傾向との変化が急激すぎた。
- ・受験生の意見では、憲法や刑法と違って民法は時間が足りなくなるという意見が多かったが、問題の内容は大体適切であったと考える。問題によっては、かなり細かい知識を聞く設問もあるが、他の肢の文章との相对比较で解答することができるので、基本的には適切であったと考えてよいであろう。もっとも、正答率が極端に低い問題については、作問の仕方を今後工夫していく必要はあると思う。
- ・少し難易度が上がったのではないかと思う。
- ・例年と同様の傾向であり、問題の難易度が高いとはいえないが、これも例年と同様に、知識偏重の嫌いはある。
- ・およそ満遍なく出題されているため。
- ・肢が複雑、論点・条文が細かすぎるのでは。
- ・条文や判例知識を問う問題が中心だったが、もっと基本知識を応用できるかという問題

があってもよいように思えた。

- ・質・量ともに例年と大きく異なるない。
- ・やや細かい。
- ・バランスはとれていたが、難問が散見された。
- ・法科大学院で普通に勉強していれば修得しているはずの知識を問うものであり、内容・難易度とも適切である。ただし、若干細かすぎる知識を問うていると思われる設問もあり、引き続き、問題の適否を検証する必要がある。
- ・基本的な知識を問うているから。
- ・良問が多かった。

c. どちらともいえない

・条文や判例の基礎知識を適切に問う問題が中心ではあるが、例年より細かい知識を問う問題が増えたと思われ、実際、40%未満の者が増えている。裁定ラインを設定している以上、六法も見ずに解答する問題として問う内容は基礎的知識に限定すべきである。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

・法曹であっても、否、専門の研究者ですら、一般に、少なくとも判例付き六法などを引いて確認するであろうような条文・判例知識を問う問題が多すぎる。また、試験時間も短すぎる。本当にこれで、法曹として必須の基礎知識の有無を試すことができるのか。

(3) 刑法

a. 適切である

- ・刑法総論・各論の基本的な理解を問うもので、適切である。
- ・基本的問題が出題されていたから。
- ・基本的な知識を問うものが多かったと思われる。
- ・複雑な形式によることなく、基本的な知識および推論能力をバランスよく確認する内容となっているから。
- ・各問とも基礎知識習得の有無を試すのに適切な内容・水準である。

- ・難易度、分量とも概ね適切と考える。出題範囲、難易度にバランスが取れている。
- ・単なる知識確認に止まらない問題も多く含まれ、適切である。
- ・標準的問題である。
- ・各設問の難易度が適切であったと感じた。
- ・基礎的な事項、判例についての理解を問うものである。
- ・判例・学説の基本的な理解が満遍なく確認されており、適切である。やや細かい知識を問う問題についても、設問方式や選択肢を工夫して、受験生が正解に達しやすいような配慮がなされている。
- ・基本的で重要な総論・各論の問題を万遍なく尋ねているため。
- ・基本的な知識で解答できる問題であるため。
- ・判例の理解を問う問題が多く、実務家になろうとする者にとって判例を理解することは大切なことと思われるからである。
- ・条文、判例の基本を理解しているかを問う内容になっている。
- ・基本的な事項につき適切な設問がなされていた。
- ・基本的な判例に対する理解を問う良問であると思われる。
- ・適切なレベル。
- ・例年どおりの難易度であった。
- ・短答試験が基本・基礎レベルの知識の習得度を測る趣旨であることを前提に、出題テーマが概ねオーソドックスな点が選択されており、条文や基本的な判例の知識で対応できるものとなっている。

b. どちらかといえば適切である

- ・純粋に知識を問うものに傾斜しており、事務処理能力を見る問いにはあまりなっていないように感じられた。
- ・ある程度バランスよく出題されている。
- ・基本的な知識を確認する問題が多く、平年より易しかった印象を受け、中には日本語能力だけで解ける問題もあったが、おおむね適切と思われる。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・一部を除けば全体的に平易で、基本的な知識・理解を問うものが大半を占めており、好ましいと考えます。
- ・一般的な問題が出題されているから。
- ・重要判例や基礎知識の理解を問うもので基本的には評価できるが、やや細かい知識が問われている印象を受ける設問もある。
- ・基本的かつ重要な事項が問われている。
- ・基本的な判例・学説を問う点は良いが、いまだに知識偏重のような部分が散見される。

・概ね適切であると思われるが、問題の中には、「判例の立場に従って検討」しようとしても、判例の立場自体が明確でないものが選択肢に含まれていると思われるものがあった。たとえば、第13問の選択肢で方法の不能に関するもの。

- ・概して適切だが一部にやや問題がある。
- ・基本的な知識を問うているから。
- ・実務家にとって必要な知識が問われており概ね適切であるが、あまり論じられることのない犯罪に関する問題もあり、細かい知識が要求されている点が気になる。
- ・難易度は適切であるが、出題範囲について刑罰論や罪刑法定主義などの基礎理論についても出題すべき。
- ・4、6、19を除き、内容は概ね適切と思われるが例年より時間がかかるように思われた。

c. どちらともいえない

・①より基本的な知識を正確に有しているかを確認する問題が望ましい。細かな知識を求めすぎている設問がある。②1問だけでも、刑罰制度など、刑事政策に絡む問題を入れてほしい。実務家にとって、起案や犯罪成立要件について正確な知識と応用力を持つことは大事だが、同時に、量刑や法の適用という場面でも、最小限度の知識を持っているのかどうかを短答式で確認するというメッセージを出してほしい。そのためには、条文問題のレベルでよいので、刑事政策に絡む出題が望ましいと思う。

- ・レベル的には相応と考えるが、判例の理解を確認する問題が多すぎる。
- ・判例知識を問う問題が多く、一部、理論的に検討すると正誤に迷う選択肢を含む問題もあった。

d. どちらかといえば適切でない

・最終的に正解に到達することが可能であっても、問題文の精査が欠けているために受験者が無用の時間を要すると思われる記述が多い。判例の結論部分の暗記により解答すべき問題がほとんどであり、考え方が問われていない。それ以外の第1問と第15問は学説の現状を適切に反映しておらず、誤りとされる選択肢を支持する著名な有力説の存在が無視されている一方で特殊な見解が取り上げられていたり、事実関係を一般化しえないため本来は解答不能である場合が含まれていたりする。

- ・判例の立場に立って検討する問題が、やや多すぎるように思う。
- ・いくつかの選択肢に、疑問符の付く者がある。

第2問アでは、不動産の二重譲渡に関して横領罪を認めた事案では従来の判例では、売

却代金を（8割方の場合も含めて）受け取っていることが必要であったことが条件にされていない。また、エでは、抵当権設定は不実なので、現にその不動産につき、現実には「不法領得」してはならないとする批判のある最高裁判例（最決平成 21・3・26 刑集 63 卷 3 号 291 頁）を基礎とした出題がなされている。

第 6 問の住居侵入罪の出題では、「平穩」の定義が曖昧なことが議論を混乱させている原因なのに、全体に、この定義がなされないまま解答が求められている。また、エでは、ATM コーナーの占拠時間が判例の射程を見るためには重要なのに（最決平成 19・7・2 刑集 61 卷 5 号 379 頁では「1 時間 30 分間以上、あるいは約 1 時間 50 分間にわたって」）、設問にその条件設定がされていない。

第 13 問では、イにつき、「空ピストル事件」の福岡高裁判決（福岡高判平成 28・11・10 判特 26 号 58 頁）を念頭に置けば、方法の不能に関して殺人未遂が成立しうると考えられるのに、正解が 3（既遂も未遂も成立しない）とされている。

第 16 問では、正解とされる 1 につき、どれぐらいの時間自動車を運転・利用する意図であるかが、判例（最決昭和 55・10・30 刑集 34 卷 5 号 357 頁）の射程を考えるうえで重要なのに、条件設定がされないまま、「不法領得の意思」が認められるとしている。

これらの疑問出題は、作題委員が実務家ばかりとなったことに関係しているのではないかと思われる。

e.適切でない

- ・異様に簡単である。

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(ア) 憲法

a. 適切である

- ・既視感のある問題ではあるが、憲法に関する議論を展開する基本的な能力を問うことができる良問であると思う。
- ・安全重視、秩序優先の社会が進行する中で、憲法価値である自由の意義と理解を問う良問である。
- ・メーガン法が思い浮かぶような問題設定で、勉強をしている受験生であれば、問題へのアプローチがしやすく、13条、22条について、権利の性質や本問における問題性などを論じることは、憲法学の理解や法曹としての論理力を試す問題として適していると思われたため。
- ・数年前、婦女暴行事件を契機に、アメリカで導入されている制度を日本でも導入することが検討された問題を素材にし、当該制度の憲法上の問題を論じさせるという時宜を得た出題であった。
- ・予防的観点から自由を規制する側面をどのように捉えるかは憲法論として重要であり、受験生が考えるべき点ではあるものの、判例を中心に勉強してきた学生には少しハードルが高いようにも思えた。
- ・ひねくれてない。
- ・プライバシーの「侵害」とは何かという基本的な問題で悩んだことがあるかどうかで差がつくであろう、良い出題であると感じられた。
- ・今日的な課題を念頭に置いた出題であり、法的思考を問う良問といえる。
- ・身近で具体的な事例で憲法問題を深く考察させるよい出題のように感じました。
- ・アクチュアルな問題で良いと思われる。
- ・判例・学説の理解とその応用力・論述力を試すとともに、発展的な事案分析力についても問うものとなっている。
- ・基本をおさえていて良い問題だと思います。
- ・立法目的・規制手段・予防効果等を多面的に考えさせる設問で適切だと思う。受験生にとっても、あまり論点が複雑すぎなくて理解しやすかったのではないかな。
- ・知識暗記型、論証パターンの答案では対処できない一方、基本的な判例や学説の理解を踏まえて、それを応用することによって適切な解答にたどり着くことが可能な出題であり、憲法問題に取り組んでいく法曹養成という視点から適切な出題であると考えたため。

b. どちらかといえば適切である

・表層に留まらない憲法理解を問うという意味で良問であるが、適切な先例を見出すのが困難という意味で難問であるため。

・近未来の日本において十分生じ得る憲法問題を含む事案である点、仮設の事案といえども法律の仕組み及び立法事実が思慮深く設定されている点、予防原則の妥当性という理論問題を検討の射程に含む点など、法科大学院における演習問題であるならば、申し分のない良問である。ただし、「憲法に関する基礎的理解や応用力を試す」〔採点実感〕ために、「全面的に直接に依拠できる判例が存在」しない〔採点実感〕上、「判例・学説上の手掛かりは少ない」〔出題趣旨〕「架空立法」に含まれる憲法問題を論じさせる必要があるかについては疑問が残る。

・内容については適切であるが問いかけの仕方が前年度から変更され、前々年度までと同じになり、配点も示されなくなった。受験生には戸惑いがあると思われる。

・今回出題の人身の自由の論点を加味した法律（案）の規定の含む違憲性を問う問題形式の可能性は、新司法試験発足に当たってのプレテストで試されていたものであった。また、性犯罪者に関するプライバシー規制の有りようについては、出題が以前から予想されて続けた問題であった。という意味では、十分に論文式の憲法の応用問題に備えた憲法学習をしてきた受験生には、その成果を試すことができる問題になっていると思われるし、問われている憲法問題は、内容的にも良いものだと感じた。にもかかわらず、「a.」ではなく、「b.」と評価させて頂いたのは、昨年までに徐々に徐々に問題文や参考資料の提示については、できるだけ必要最小限にとどめ、重複を避けスリム化が図られてきたのに較べると、上記で指摘のような設問上に起因する所もあるが、今年は、問題文と参考資料の提示に重複気味の所もあって、分量的に以前にやや戻ったように思われること-分量の問題は、2時間で問題読解理解、下書き構成、そして起案作成をきちんとさせようとする際には、やはり極めて重要な作題上の考慮点だと思われる。また、昨年やっと極く大まかではあるが配点が表示されるという、当然あるべき情報公開が、今回また消えてしまったこと、及び、昨年変更のあった「設問1」と「設問2」の問いかけ方が、今年は従前のものに戻ったという点で、やはり継続性という点からも、出題時点でなぜ戻ったのかが読み取れるとうに配慮して欲しかった。こうした変更は、受験生には心理的に大きな不安の原因となりうるものであることを指摘しておきたい。以上の変更については、後日公表の「出題趣旨」や「採点実感等……」で言及があるが、「後出し」ではやはり困るのと、ちなみにそこでの説明の説得力もやや弱いように思われる。

・テーマとしては良かったと思う。ただ、問題文の中で、大型モニターの設置場所がどの程度の範囲の人の目に触れるかが判然とせず、一般の人々の目に触れる可能性があるパターンと、警察官一般の目に触れるパターンでは、解答の書き方もずいぶんと異なってしまうのは問題であったと思う。

また、「31条と39条」を除外する旨の記述があったが、なんらかの法律に基づいて人の

権利を制限するのはすべて 31 条の問題だともいえ、どこまで書くべきか、どこから書かざるべきか、少々迷った。条文よりもむしろ、「罪刑法定主義」「二重の処罰」など項目を限定したほうが良かったのではないか。

・出題趣旨も認める通り、「かなりショッキング」な事例であり、かつ従来の人権論のパターンでは対応しにくい問題であった。現場で考える力を見るには適しているともいえるが、一方で、受験生の日常の憲法学習の能力を見るのに適切だったかどうかには疑問も残る。

・問題自体は良問であるが、問題文に「再び同様の性犯罪に及ぶリスクの高さは、専門家によって判定することができる」とする意見には、科学的見地から根拠がある」との仮定が示されているにもかかわらず、「予防原則」や「規制の前段階化」のようなリスクの不確実性に（も）かかわる問題を受験生に論じることを求めるのは、やや酷ではないか。問題文はリスクの不確実性にかかわる問題については論じないよう求めるものであると理解されてもしかたがないのではないか。

・やや難しい問題である。

・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。

・時間内にまとめるのはつらいと思う。

・理論的にも学問的にも仕立て上がっているわけではないものを素材にして、着眼力の鋭さ・思考力の柔軟さ・深さを見ようとしている点で評価できるが、受験生の学力・能力とのマッチングがどれほどうまくいったのか、懸念する余地があるため。

・受験生の自分自身で考える力を見ようとする問題であり、さらに自分の頭で考え、自分の言葉で論じている答案に高い評価を与えている点で、適切な試験と採点であると思う。

・問題そのものは適切と考える。この題材を、訴訟ではなく裁判所による継続監視決定の判断の場を舞台にして出題したことは、うまく工夫されたものと思う。しかし、昨年度、設問 1 を(1)と(2)に分けるとともに、設問 1 (1)、同(2)、設問 2 の配点を示していたにもかかわらず、今年度それをしなかったことが疑問。

・問題の質・量ならびに範囲について、適切なものと考えられる。

・例年より難しくなったように思われた。問題それ自体は良くできていたが、受験生が問題の本質に接近しやすくなるようなヒントがもう少しある方が良かったかもしれない。

・外国の立法例を参考にした出題であると考えるが、日本の最高裁判例の「引用」や、形式化した目的手段審査では解けない問題であり、各自の基礎知識と思考力を試す問題として評価したい。なので、「a」と評価してもよいと考えるが、議論の拡散を恐れたためか、「誘導」が少々きつすぎる印象もあるので、「b」と評価した。

・受験生にとって論点が比較的明確であると思われる。

・素直に参照できる判例がないため、困惑した受験生も多かったと思われる。

・基本的な理解とその応用力を問う問題である。

・思考力を問う設問となるよう工夫はされている。

・去年の「無理やり平等原則」に比べれば、個人の尊厳をどのように法的構成に乗せるか

ということを考えさせる問題であり、評価しうる。ただし、国会審議における参考人Tの発言は平等原則に誘導に見える側面があり、受験生を迷わせるものになった感は否めない。

- ・昨年同様、まず両当事者の主張を整理し、本人の見解を詳細に述べさせる設問形式が評価できる。
- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・出題のテーマは適切であると思う。位置情報のモニター表示のイメージをもう少し具体化しないと、前科情報の「公開」ととらえる者が出てくると思う。
- ・全く害がないとされるGPSを体内に埋め込む手術については論ずる必要なしとされていますが、相当大きな問題で、「論ずる必要なし」ですむのか少し疑問があります。
- ・近未来に起こり得る新しい問題に、憲法の視点からどのように切り込むべきかについて、判例・学説の一定の知識をもとに応用的に判断させることができるものであったから。ただ、今回の事例問題を考えるにあたり、参考になるような判例等は想起できず、ここ数年の出題と比べると、標準的な法科大学院教育を受けてきた者にとっては、少々難解にすぎたのではないかという気がする。

c. どちらともいえない

- ・出題者としては、プライバシー権を中心に論ずることを期待したのであろうが、ある程度力のある真面目な受験者は、プライバシー権、移動の自由、身体の不可侵権の3つを論じたはずである。しかし、このうち2つは不文の権利で、3つとも書ききることは分量的に困難な問題である。論点の軽重を判断して論ずる器用さを受験者に要求するのは荷が重すぎるといえよう。移動の自由については、「性犯罪者継続監視法が違憲であることを訴えるためにどのような主張を行うか」を問いながら、法24条の立入り禁止命令の段階でないので、立入り禁止命令制度の違憲性は論ずるべきではない、論じても評価されないというのは、受験者にとって酷であろう。多くの受験者は迷っても予防的にかなりの力を割いてこの点を論じたはずである。GPS体内埋め込み手術の重大さを論ずることを期待されているとすれば、正攻法では身体の不可侵権の憲法上の根拠から論じなければならず、出題趣旨、採点実感が言う通り難問に陥る。結果として、ある程度力のある真面目な受験者が不利になったのではないかと危惧する。
- ・答練・模試頻出の典型的問題で検討すべき憲法上の権利も明確なため論点設定は比較的容易。それ故難易度はあまり高くなく通常の勉強をしていれば及第点は取れそうだが、平均以上の者の能力差は測りにくいのではないか。
- ・手書きで2時間で書く、という受験生の立場に立てば、論点の限定が不十分であったように思われる。昨年度のようにAの主張の概要を示しても良かったのではないか。
- ・良い題材だが、踏み込んだ答案を作る時間がない。

d.どちらかといえば適切でない

- ・現実に存在する性犯罪の類型を例として論じさせるのは不適切である。性犯罪者への偏見を助長するとともに、刑務所等における更正施策の不十分さを無視するものである。
- ・全体の長さ、資料の添付があることなどは望ましい。新体制初年度としては、精神的自由や14条1項後段の差別事例、参政権などのオーソドックスなものが望ましいところ、主テーマが13条のプライバシー権というのは、あまり適切でない。事例も性犯罪者の再犯防止であり、事案では実際にMやUが再犯していることになっており、弁護士の主張ではなく心理学者の見解を肯定するように指定されており、憲法上の権利侵害を是認する答案が誘導されている。資料も法文にとどまり、前科のある者の人権、実際の再犯率などにも配慮させる方向の資料などがなく、偏りがあって適切ではない。また、昨年度、配点が提示されたのにこれをなくしたことも、受験生に変な憶測を与え、適切ではない。
- ・旧司法試験で出題された問題と類似している。
- ・旧司法試験の過去問及び著名な問題集の問題と類似している。

e.適切でない

- ・事例研究憲法に類似の問題がある。
- ・問題それ自体は適切な問題であるが、下記のように採点実感と照らし合わせてみた場合、必ずしも適切な問題であったとは言えない。

[採点実感に関する意見]

従前より新司法試験体制になって以降、憲法においては、判例の判断枠組みや考え方を前提とした論証が求められる設問が出題され、また、出題の趣旨・採点実感においても、「判例を理解したうえで、それらを主体的に検討して判断枠組みを構築する」ということが毎年繰り返し言及されてきた。このような出題の傾向は、判例を素材として教育をおこなう法科大学院教育の理想と実情にも沿うものであったと言える。しかし、本年においては、これまで、毎年、繰り返し言及されていた「判例を理解したうえで、それらを主体的に検討して判断枠組みを構築する」という言葉が消えており、また、出題の趣旨のなかにおいて、具体的な判例に対する言及はない。管見の限り、本年度の司法試験の出題の趣旨において具体的な判例に対する言及がないのは憲法だけのように思われる。代わりに、予防的権力行使という基本的には法科大学院の教育では扱わないか、想定されていない概念がキーワードとして取り上げられている。これは、いわゆる共通到達目標等にもない概念である。

これまで、法科大学院では判例を素材とした教育をおこなってきたが、このような出題の趣旨が提示されたことにより、法科大学院の学生が判例学習は司法試験の論文対策ではもはや必要がないという意識をもつに至っており、法科大学院の教育においても大きな支障が出ている。出題委員は、本年度の設問と法科大学院における判例を素材とした教育が

どのようにリンクしたものとなっているのか具体的な判例を挙げて出題の趣旨で述べるべきであるし、そのような判例がないような出題であれば、およそ法科大学院の教育は司法試験とは無関係であるということの意味するものであり、法科大学院教育の否定であると捉えるほかない。

(イ)行政法

a. 適切である

- ・ 出題の狙い、難易度ともに適切であると思われるから。
- ・ 基本から理解力を試す内容であるため。
- ・ 判例の理解と当てはめ能力を問うオーソドックスな問題であり、会議録に手掛かりが多く示されていることから、難易度もさほど高くないと思われる。もっとも、設問がやや多いことから、受験生は時間が不足したかもしれない。
- ・ 出題形式、分量、難易度などすべて標準的。
- ・ 基本的な論点についての的確に論述する能力を試す問題であり、適切である。昨年と同様、問題文で提示した立法趣旨を踏まえて、実体法の解釈を展開する能力を試す工夫を施している点も、適切と考えられる。ただし、設問2と設問4で、個別法解釈を問う問題を2つ設け、他のテーマの問題も減らさなかった結果として、問題量がやや過多になったのではないと思われる。
- ・ 分量・難易度の面で適切であるから。
- ・ 設問数が多かったが、難易度は低く、全体としては適切と思われる。
- ・ 正解方向への誘導の仕方や、(年度による違いはあるが) 難易度はおおむね適切。ただし、資料が多すぎるかもしれない。
- ・ 例年よりも問題数が1問多いが、難易度としては適切であると思う。ただ、適切な解答作成のためには時間的にはやや厳しいと感ずる。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 問題のレベル・内容は適切であるが、設問の数が多く、解答時間内に丁寧に論じた答案を作成するのは困難だったのではないと思われる。
- ・ 例年に比してかなり難易度の低下した問題ではあるものの、それゆえかえって基礎的な理解が十分かどうかを評価するのに適したものであったと考えられる。
- ・ やや問題数が多い。
- ・ 前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・ 設問が多すぎる。短答式廃止後の出題傾向であるが、限られた時間できちんと書けるか

疑問なしとしない。

- ・オーソドックスな出題で、法科大学院教育のレベルを適切に反映しているものと評価できる。a 評価としなかったのは、建築基準法等の解釈を素材とした論文式問題は過去にも出題されたことがあり、解釈の素材という点で、偏らない工夫をすることが望ましいと考えるからである。

- ・出題範囲に偏りがなく広い範囲から出題されている点は評価できるが、解答時間に比して問題の量がやや多すぎると感じる。

- ・問題文（資料含む）がやや長すぎる印象。

- ・設問数が多すぎる。

- ・時間との勝負になってしまわないかとの疑念あり。問題は基本的で良い。題材が古いかも。

- ・基本的な論点を取り上げた問題であるという点では適当である。ただし、会議録中に受験生を紛らわすような会話もある点でやや適切さを欠いている。

- ・設問数が増えたことで、時間内に解答することが難しくなったと思われる。

- ・問題数を3問に絞ればなお良かった。

- ・設問が4つもあり、多すぎる。設問は3つで十分であった。また、設問4は、個別法の解釈を問う問題であり、適切ではない。

- ・建築基準法を出しすぎではないか。

- ・特に問題を見出しません。

- ・原告適格、手続的瑕疵、違法性の承継など、基本的な論点を題材にしながら、具体的な事案の個別事情をもとに深く考えさせる問題となっており、適切であると考え。ただし、若干ボリュームが多く、小問はもう1つ減らしてもよかったと思われる。

- ・問題数が4問というのはやや多いのではないか、設問1は関係法令を用いなくても解答できてしまうのではないかとも思われるが、どちらかといえば適切であるといえる。

- ・設問内容は適切であるが、2時間の制約の下で設問数が多い。

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

- ・いたずらに複雑難解な出題ではなく、判例を中心とする行政法解釈論の基本的理解をストレートに問う出題であったことが適切である。その反面で、問題数が多すぎて中身のあつた記述をするだけの時間が与えられていないと感じられること、設問4が、条文の単純な当てはめを問うにとどまっており、行政法の知識がなくても解答できてしまう出題であったことについては、強く改善が望まれる。

- ・設問が法科大学院における当該科目の重要な学習内容に関するものになっている。ただ、設問数が多く（3問にして、各設問について時間をかけて考えさせた方がよかったのではないか。）、また、出題される個別法分野がかたよっている。

c. どちらともいえない

- ・設問及び問題文の量が例年に比べて多い代わりに「誘導」がかなり丁寧になされている点は、バランスが取れているように思われる。しかしながら、その丁寧さが仇となって「多面的で説得力のある法律論を展開すること」を強調し過ぎているきらいが見受けられる。例えば、本件において関係法令の参酌が必須のものかについてはやや疑問が残る。
- ・問題数および解答量がやや多いと感じたこと。行政法の基本的な理解を問うというよりは、やや個別判例の知識を問う点を重視しているように感じられたこと。
- ・基本を理解していれば解答できる素直な出題に思える。ただ、難易度では、従来に比べかなり易しくなったように思える。また、弁護士の会話における起案のヒントなど、受験者に少々親切すぎるのではないかと感じた。
- ・設問数がやや多かった。考えさせるというより事務処理能力をみることになったのではないか。なお、教員の中には、理由は同じであるが、「d. どちらかといえば適切でない」と評価したものがいた。
- ・設問の数、あるいは論点が平年と比べて多すぎるため、解答に必要な時間が足りなくなってしまう。これでは能力を測定するのではなく、速記能力を競うことになりかねない。
- ・出題の題材・設問事項は適切であると思うが、問題数が多すぎる。これを2時間で解答するのは困難であると考える。
- ・書かせる量がやや多い。設問の意図が明確でないものがある。
- ・設問で問われた論点はそれぞれ重要論点であるが、資料、設問数の多さからすると、むしろ「易しい問題」の「処理」を「手早く」させることを念頭に置いた問題となっているように思える。以前にも増して、受験技術を身につけている者が有利になるような問題となっているように思われ、この点は個人的には賛成しかねる。「書くスピードが遅く処理しきれない」という理由での差をつけるのではなく、過去数年の問題のように、設問数を多くても3問以内に抑えつつ、各設問の難易度を上げることで対応すべきである。
- ・問題のレベルは丁度良かったが2時間で処理するには分量が多すぎである。じっくり法解釈を答案でみたいなら、それに合わせた分量とすべきであったように思う。作問者が実際に時間を計って答案を書いてみたか、所期の情報量が所定の時間内に答案で表現できたかの審査が必要である。

d. どちらかといえば適切でない

- ・問題の分量が多すぎる。
- ・問題自体は標準的で概ね良問であるが、解答時間に比して設問数や論すべき事項が多過ぎる感があり、じっくり考えさせる観点からは適切といえない。

- ・内容的には適切だが、いくらなんでも設問数・分量が多すぎる。審査委員の方々は一度時間内に書き切れるか手書きで答案を作成していただきたい。
- ・問われている内容（特に設問 1-3）は基本的内容であって、かつ、弁護士事務所での会話がヒントを与えているので、平易な問題であるが、分量が多くて、全部にきちんと回答するには時間が足りなかったのではないか。設問 4 は問題としてもあまり適切でないので、むしろ、設問 4 を省くべきであった。また、平易な問題だけに、判例などを暗記している者が事務処理上有利になり、考える力を問うというよりは、日本語読解力と知識を問う問題になってしまっているのではないか。
- ・試験時間 2 時間以内で、事例文、設問、および資料を読み、解答するには困難であると思われる。
- ・問題の分量が多くまた例年ほど思考力を試すものとなっていない。

e. 適切でない

- ・設問の量が多過ぎる。

(2) 民事系

(ア) 民法

a. 適切である

- ・基礎的知識を前提として、具体的事案への適切な応用能力と法的思考能力を測定し得るものになっていると考える。
- ・基本的知識およびそれを使った法的思考力を確認することができる問題である。
- ・基本的な論点をベースとしながらもさらに一步先の問題として練られており、いくつかあるアプローチの中から自分で考え、解答を見出すことを求めており、受験生の思考力を試す良問といえる。
- ・試験問題については、妥当である。論文試験問題については、よく工夫された問題である。
- ・適切に法科大学院教育を前提としているから。
- ・基本的な問題を時間内でかითうできるように作成されていると思われるから。
- ・設問の分量・質ともに良い問題であったと史料する。
- ・難易度、量が適切である。

b. どちらかといえば適切である

- ・基礎的思考力を問う点では評価。

- ・全体的に見て良問と思う。但し、設問2(3)は、題意をとらえにくかったのではないか。
- ・質的には良問であると考えるが、分量がやや多く、制限時間内に最後まで書くには、高い事務処理能力が求められる。じっくり考える余裕がなく、判例・通説を瞬時に引き出し手際よく組み立ててはめることで精一杯ではないかと思う。
- ・全体としては、必要な知識・能力を総合的に問うにふさわしい問題であったと思われるが、出題趣旨等についての意見の欄で後述するように、尋ね方等についてやや疑問を感じる点が存在した。
- ・条文の理解及び条文相互の関係を問う良問であると思われるが、試験時間を考えると、論じるべき問題がやや多いように感じられるため。
- ・受験生には民法の最後の問題が適切でなかったと思われる。
- ・広範囲に法律問題を検討させるためにはやむを得ないのかもしれないが「事実」の内容がやや不自然である。
- ・各事実関係に対し各設問が適切に対応している。
- ・基本的な判例を踏まえた作題であり、良問だと思われるが、一部の設問は、かなり難易度が高いとおもわれる。
- ・やや出題の傾向が変わったように思う。基本的知識を踏まえさまざまな角度から考えさせる良問の作成には、研究者の参加も必要ではないか。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・基本的な知識と考えさせる問題が組み合わせられてよい問題である。採点が大変であろうが、受験生がみんな持っている論パでは対応できないような、その場で考えて書かせる問題をもっと出題してほしい。なお、異議をとどめない承諾は改正で削除されるので出題は疑問。問題文の事実の1、2といった細かなナンバリングは必要なのか。
- ・問題文を読み、そこで問われている1つ1つの論点をみる限りでは、受験時点で要求される(べき)基礎的な知識等および応用力を修得していれば十分対応し得る問題であると思われるが、出題趣旨や採点実感を拝読すると、答案において論述するべきとして出題者側で要求しておられるところにつき、試験時間との関係という観点からも、少し“欲張り”過ぎなのでは?との疑問を感じざるを得ない。
- ・例年ほどの質的精緻さはないが、適当な問題である。
- ・基本的な問題で時間にも余裕があった点は高く評価できる。ただし、これまでの出題傾向との変化が急激すぎた。
- ・大学院の授業内容に対応している。
- ・基本的な論点の組合せで構成されており、法科大学院での教育目標に沿った内容となっていると考えるが、論点が多く、じっくりと考えるタイプの受験生には時間が足りなかったのではないかと思われる。
- ・法科大学院発足当初の(新)司法試験に比べて、考えさせる問題から、旧司法試験にみられた論点の組み合わせ式の問題に回帰しているような印象があり、この点は再検討の必要

があるように思われる。

- ・概ね適切だが、民法改正案で削除案が出されている規定について出題されている点が疑問である。

- ・全体として、債権法改正の動向にも最大限の配慮がされるなど、苦心の作であるとの印象を持った。ただし、次の二点については、やや疑問がある。

第1問設問1(2)で、登記に関する請求を論じさせるのであれば、厳密には、いかなる内容の登記手続を請求できるかまで検討することが必要になり、特殊登記法的な論点も出てくるので、端的に建物収去土地明渡請求の可否を論じさせる問題にした方がよかったのではないか。

また、第1問設問2小問(1)(2)で「契約上の債権に基づき」「法定債権に基づき」という、あまり聞きなれない概括的な表現が用いられていることについて、端的に「Hから譲り受けた債権に基づき」「不当利得返還請求として」とした方が解答に紛れが生じなくてよかったのではないか。

- ・比較的有名な論点ではと思われる点が主に問われていたように思われるので、難易度はそれほど高いとは言えない。ただ、設問2の場合、貸借契約が要物契約なのか、諾成契約なのかという債権法の改正でも問題になっている点を、給付利得返還請求権の成否と絡めている点は面白かったと思う。

- ・試験時間内に解答するには少々小問が多い気がした。

- ・やや量が多いが、基本的な法律概念の組み合わせを求めていると評価できる。

- ・内容は基本的だが論点が多い。

- ・「法定債権」という用語は受験生になじみが少ないので、契約以外を発生原因とする債権といった注記を入れたほうが良い。

- ・設問2が難しい。

- ・内容は基本的な学識とその応用力を問う適切なレベルであるが、多くの問題を取り込みすぎて、答えるべき論点が多く、せつかくの応用力を発揮できない問題になっている可能性がある。

- ・基本的な範囲からの出題でありながら、法科大学院で修得した基本的知識をもとにして、現場で考えることを求めるものになっており、法科大学院修了生の学修成果を測る上で適切である。もっとも、時間内で解くには問題の分量が多すぎることから、受験生が思考をめぐらせるには時間が足りず、事務処理能力の競争になっているのではないかとの危惧を抱く。

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

- ・良問である。しかし、未修コースの学生にとっては、依然として難易度は高い。

c. どちらともいえない

・問題自体の難易度は適切と考える。ただ、法科大学院で学ぶ民事の要件事実論との関連性が、最近の出題では薄くなってきているように思え、旧司法試験に近いタイプの出題になっている印象を持つ。この出題傾向であれば、旧試時代の批判の対象であった司法試験予備校の隆盛をいっそう招くのではないかと危惧される。

・問うている内容自体は良問と思われるが、検討する論点が多岐にわたり、論点を詰め込んだ感じが否めないため。

・設問2(2)、(3)は、かなりの難問である。(2)は、出題の趣旨がつかみにくい。「法定債権」という言葉で混乱した学生もいるが、「法定債権」という用語を載せていない教科書(例 内田・民法、有斐閣Sシリーズ)もある。(3)は、一般の受験生が、2時間という制限の中で、出題趣旨・採点実感にあるような解答を考えるというのは、極めて困難であると思われる。

d. どちらかといえば適切でない

・初見の受験生に本当に全問答えさせるつもりなら、設問1に2題、設問2に3題の計5題と、問題数・問題量が解答時間に比して多過ぎる、と思います。しかも、設問1(1)・(2)では、要求されると思われる論点は、それぞれを取り出してみれば、基本的なものが多いですが、合計それぞれ10点程度(または近く)に及ぶ、と思われます。また、設問2は、教科書では通常触れていない公序除良俗違反の債権の譲渡や複雑な連帯保証・連帯債務の規定の適用(または類推適用)に関連する出題ですので、思考時間を要します。全体的に要求される論点数を削減するか、設問2については、問題量を2問に削減すべきであった、と思います。

・今回の問題については、司法試験委員が2時間で民法の問題を解答できるのか問われる出題である。明らかに2時間で解答できる問題ではないといえる。設問1の(1)(2)と設問2の(1)を2時間で解かせてもよく、設問2の(2)まで論じさせるのが許容できるぎりぎりのところではなかろうか。もっとも、設問2の(2)まで論じさせるなら、各設問の解答は、出題趣旨にあるところの多数の論点を論じさせるのはやや無理があるように思われる。ましてや、設問2の(3)にあっては、出題趣旨にあるように「判例や学説において必ずしも明確に議論されているわけではない」設問であり、こうした設問を、時間のない中で解答させるのは、著しく不適切な設問といえる。時間のない中でじっくり考えることができず、判例や学説で明確に議論されていない問題の解答を求められても、受験生は思い付きの議論を薄く書くだけにとどまらざるをえないのではなかろうか。司法試験の出題としては、時間がない中で思い付きの議論を薄く書いた人が受かる試験でなく、基本的な判例や制度の理解を答案に示すことができれば合格できる出題にすべきである。また、設問2の(2)で「法定債権」という概念を出題に用いたために、採点実感にあるように出題の意味が受験生に伝わりにくい出題になったのではなかろうか。問題文の出題の趣旨が伝わらず、採点実感にあるように「債権者代位構

成を採るものは少数にとどまった」とあるのは、問題が適切でないことを示しているように思われる。出題にあたってはその意味が伝わりやすいことを心掛ける必要があると思う。)

・民法改正を踏まえたような問題が出題されており、従来の出題傾向と異なり、司法試験受験生の学習方針や法科大学院での授業方針に影響を与えるから。

・法定債権というあまり実務でも使わない用語によって混乱してしまった受験生も多数いると聞くが、そのような形で受験生を混乱させることは、設問としては適切ではないと思われる。

e.適切でない

・個々の設問ごとに論点発見は必ずしも困難であるとはいえないが（むしろ、比較的容易なものも多い）、小問が5問あり、かつ、それぞれに複数の論点が含まれていることを考えると、十分に考察された質の高い答案を2時間という短時間で書かせることは困難である。例えば、そのことは、採点実感にも以下のような指摘があることから容易に察せられる。

「最後の問題であるため時間が不足していたのかもしれないが、全体として、小問(3)に関しては、論述の周到さや丁寧さが書けている答案が多かった。」「検討すべき点が多く時間不足に陥ったためかもしれないが、答案の冒頭から乱暴に書き殴ったり、判読困難な字を記載したりするなど、読み手のことを十分考えていない答案が一定数見られたことも昨年までと同様である。」

さらに、採点実感によれば、「今回の問題は全て、請求の根拠及び内容を説明し、その請求の当否を論じなさい、という形式を採っているが、請求の根拠及び内容を説明せずに、請求の当否だけを論じている答案が一定数存在した」とされている。これに続けて、「問題文を注意深く読み、問いにきちんと答える必要がある」と指摘されているが、これは受験者側が一方的に非難され、また、受験者側に一方的に要求されるべき事柄であるのか、という点には強い疑問を覚えざるを得ない。むしろ、上述したいずれの指摘においてもそれに該当する答案が「多かった」ないし「一定数存在した」とされていることを考慮すれば、本来は十分な考察をする能力を持ち合わせているはずの多くの受験生に対して、出題量が多すぎるがゆえに個々の問題については表層的な考察をするしかない答案の作成を強いている可能性が高いといえよう。仮にそれでもなお、試験の出題方法には問題がなく、受験生の側に原因があると断じるのであれば、論述が不十分な答案が全体のどれくらいあるのか、また、設問ごとに「優秀」・「良好」・「一応の水準」・「不良」の割合がどの程度であるのかにつき数値で示したうえで、出題の内容や出題量が適切であるのか否かを客観的に判断できるようにすることが必要不可欠であると思われる。例えば、出題趣旨によると、設問2(3)は、「判例や学説において必ずしも明確に議論されているわけではない……応用的な能力を問

う問題」とされているが、そうであるとする、それこそ受験生に問題解決の方法をある程度の時間をかけて考えさせるようにしなければ、期待された解答をする答案の数が減るのはいわば必然的な結果であるといえよう。それにもかかわらず、出題内容や出題量の適切性について、採点実感にはまったく言及がないのは、きわめて残念である。

以上のように、出題の難易度自体は不適切であるとはいえないものの、一定の難易度をもった出題をする以上、問題にじっくり取り組むための時間を確保できるような出題量にすべきであり、その点では不適切であると思料する。

・問題それ自体としては良問だが、わずか2時間で、当事者が多数登場する複雑な事案で、多数の論点が含まれる問題について、しかも手書きで答えることはおよそ不可能である。出題趣旨や採点実感で言われているように書ける者は、研究者にも実務家にもおよそいないと思われる（そんなことをしていたら、時間不足で確実に不合格となる）。設問2小問(2)や(3)のように、思考力・応用力を試そうとする問題もあるにはあるが、結局、試験時間が短すぎて、合格者でも大半は、結局、覚えている判例や（ないし古臭い受験通説）をそのまま吐き出すしかなく、実際は、知識（しかもあやふやで不正確な）の有無しか試せていない。このように言うと、「満点をとる必要はないのだから」という答えが返ってくるが、その結果、どういうことになっているか？ 出題者の意図は別として、結果的には、判例の射程、関連する諸制度とのバランス、結論の妥当性などを慎重に検討する必要はまったくなく、むしろ、あやふやな知識で、ろくな理由付けもないまま判例に盲従し、もっともらしい法律論らしきものをたくさん書けば合格する試験になっている。以上の点で、法曹として必須の資質・能力を試すものとして、きわめて不適切であると言わざるを得ない。

・設問1小問(1)で請求を否定しないと、小問(2)の問題がそもそも成り立たないが、それは、争いのある問題に一つの答えを押しつけていることに他ならないから。事実16が現実離れしているため、全体としてリアリティーに欠ける問題となっているから。「法定債権」という、一般的とはいえない用語が問題文で使用されているから。

(イ) 商法

a. 適切である

・法科大学院の授業内容を反映しており、基本的な論点について事案に当てはめて解答を求めている。但し若干問題数が多いようにも思え時間内で適切に解答できるかという疑問はある。

・全体的に、法科大学院で扱う標準的な論点および判例の知識を問う設問となっており、分量が若干多いものの、受験生の知識および論理力をはかる上で、概ね適切な出題である

と思われる。また、いわゆる論点ではない制度ないし規律について説明させる問題も織り込まれており、その点でも適切であると思われる。もっとも、すべての設問が、いわゆるガバナンス分野のみから出題されており、分野としてみると今年度の出題には偏りがあるようにも思われる。

- ・会社法のスタンダードな重要論点の理解を問う問題であり、奇をてらった設問もなく、受験生の力を見るために適切であると考ええる。
- ・取り上げられている争点は、基本的なものであり、法科大学院の修了者の学修の到達度をはかるものとして適切であるように思われる。もっとも、具体的な論点と関係なく一般的に手続を説明させる問題（本問においては役員解任の訴えに関する問題）においては、たとえ出題者が要求しているのが基本的な点（のポイントの記述）に止まるとしても、受験生にはどのくらい詳細に記述すればよいのかわかりにくいいため、真面目な受験生ほど不必要に多くの時間と分量を割いてしまうおそれがある。
- ・標準的な論点や自分の頭で考える論点を時間内に正確に処理することを要求する良問である。
- ・会社法の基本的事項——取締役会決議の瑕疵、取締役の報酬額の変更、取締役解任の「正当な理由」の意義、取締役の解任請求手続、内部統制システム構築と善管注意義務——にかかる重要条文の正確な解釈や横断的な理解、およびそれに関連する判例・学説の正しい立場を理解しているかどうかを問う問題である。
- ・基礎的事項の習得及び判例学習の重要性を受験生に認識させる内容となっている。
- ・論点や事実など、法科大学院のカリキュラムで扱っている内容をベースに取り組むことができる内容になっている一方、実務にも即していると思われる。
- ・基本的な理解を問うものである。
- ・基本的な法知識を事例に応用できるかを問っているから。
- ・いずれの設問も、代表取締役の解職、取締役の解任、報酬の減額、内部統制システム構築義務という重要な論点について、会社法上の制度および判例の正確な理解を前提に、抽象的な要件についての事案に即した具体的な検討等を求めるもので、質・量ともに適切であると思われる。
- ・設問の内容・量において適切であると考えます。
- ・比較的基本的な事項を基礎として考えさせる問題と思われるため。
- ・基本的な制度・論点に関する理解を問うオーソドックスな内容であり、難易度も適切であったと思われる。
- ・重要な条文の解釈、判例の理解とその応用力や問題発見能力を試す問題だから。また、従来の傾向と大きく違わないし、難易度の面でも成績が適切に分布する可能性が高いから。

b. どちらかといえば適切である

- ・ガバナンスに関する標準的な問題であり、取り組みやすいのではない。ただ、ファイナンスや事業再編に関して何もない点で物足りない。
- ・問うている内容はおおむね適切であるが、試験時間に比して解答が求められることが多すぎるのではないかと懸念する。
- ・基本論点を中心としたオーソドックスな問題であり、問題の内容、難易度の設定は適切である。ただし、設問数と検討すべき論点が多過ぎるため、試験時間内での答案作成が困難であると思われる。時間配分や答案作成技術の巧拙が評価に影響する度合いが高くなり、論理的思考力よりも事務処理能力が優先される結果に繋がるのが懸念される。
- ・2時間で回答させる問題の量としては適切であると思われる。出題の意図が分かりにくいような設問もなく、判例百選に掲載されている基本的判例の理解と基本的知識があれば対応できる問題がほとんどであり、その点では適切な問題であったと言える。ただ、取締役解任の訴えの制度を説明させるような設問は不要であり、端的に解任の訴えが認められるか、という問い方にした方が良かった。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・現行司法試験当初と比べると問題が熟れてきたように思われる。
- ・基本的な事項についての理解と応用力があれば、ほぼ解答することができる問題である。
- ・出題範囲全体からのバランスのとれた出題であるため。
- ・典型論点ばかりを問題にすると、論点主義の弊害にまた陥る。
- ・これまでと特に変わりがないように思われる。
- ・法科大学院で要求される学習の範囲や水準からみて、どちらかといえば適切であるから。
- ・少々優しすぎたかもしれないが、出題内容に関しては適切と思われる。不満なのは、「出題趣旨」と「採点実感」。具体的には、次に記入します。

[出題趣旨と採点実感に関する意見]

○出題趣旨・採点実感につき、法的な争点になっていない「取締役会の目的である事項の特定の要否」等にも記述を求めるのは疑問である。大きな争点ではなければ、言及しない事実関係があるのは当然である。裁判実務であえて主張したら、恥をかくのでは？

○一方では、取締役会決議の追認決議に関して、出題趣旨・採点実感が言及していないことは不自然であり、疑問である。どのような意図であったか、追加での説明を求めたい。

○レベルの問題ではなく、代表取締役の海外出張中の代表解任決議という、意図的かつ悪質な法令違反行為に関して、単なる、特別利害関係人への招集手続の瑕疵と、決議を有効とすべき特段の事情の有無の問題としてのみ解説されていた、出題委員の倫理感覚に関して大いに疑問と違和感を感じた。

○問題自体は良い問題であると思った。

- ・出題趣旨で、答案への記載が求められている事項のうち、問題文からは、そこまでの記

載が要求されているとは読み取れないものがいくつかあるように思われる。

- ・(判例を前提とした理解度を測定する問題となっているから。
- ・基本的な論点からの出題であり、妥当なレベルの問題である。ただし出題分野にやや偏りが見られる。
- ・会社法上の重要な争点についての理解を問うオーソドックスな問題であり、評価できる。ただ、問題数が多いことと、〔設問 2〕と〔設問 3〕との間で事実関係に飛躍があるように思われることが気になる。
- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・取り上げている論点、難易度、主要判例について事実関係を踏まえた理解をしているかを確認しようとする出題傾向など、問題としては適切だと思いますが、解答すべき論点が多過ぎるため、受験生の実力を適切に測定できていないのではないかと懸念します。
- ・会社法の基本分野からの出題だったため。
- ・商法に関して法科大学院で修得すべき内容に沿った出題であると認められるものの、依然として試験時間内で処理しなければならない作業量が多いことから、問題の分量を減らすべきであると思われる。
- ・全体として会社法の基本条文および基本的判例法理の理解を前提とするものである。ただし、設問 2 までを解答した後に、ほとんど無関連の複雑な事実関係を理解して設問 3 の回答を求めることは、分量的にやや過大ではないか。

c. どちらともいえない

- ・既存の論点を長文化したにすぎない。現場で考えさせる問題がほとんど無い。
- ・例年の問題に比べると、比較的安易な論点が羅列されていた感じに感じた。
- ・基本的な点を問うものも入ってはいるが、全体として問題量が多いと思う。なお、今回は内部統制が出題されているが、金商法との関係もあり、若干出題について検討の余地があると思われる。
- ・時間内で解答させるには、多論点すぎる。
- ・どの論点も極めて基本的で、基本書をしっかり読み込んでいれば解答はそれほど難しくない。一読すれば何について問われているかがわかりやすい問題である。実務家として求められる、事案から論点を抽出する基本的な能力を見極めるという点では良い問題であると思われる。また、例年に比べて内容的に平易であるために、それとの釣り合い上設問数が多くなったと推察される。この設問数の多さゆえに、論点とそれに関連する判旨を並べるだけでなく、時間内にじっくり検討し(とりわけ設問 3 について)、きっちりと筋の通った答案を書くのは難しかったのではないかと思われる。

d. どちらかといえば適切でない

・設問 1～設問 3 まで出題されているが、試験時間に比して問題の分量が多いこと、設問 3 のための事案の設定に無理があることから、設問 3 は不要と考える。

・

e. 適切でない

・設問の論点が見え易過ぎる。配点バランスが悪い(設問 1 は論点が多いのに対し、設問 2 は論点が 2 つと少ない上、設問 3 は判例 1 個と信託の原則のみが法的論点であり、その他は要件事実の拾い出し・評価に偏している)。設問 2(2)の取締役解任の訴えのように単に条文の知識を問う問題は、司法試験としてふさわしくない。

(ウ) 民事訴訟法

a. 適切である

・受験生には一見手強い問題の感があったと思われるが、その場で考えさせる問題と思われ、通り一遍でなかった点がよかった。基本的な問題で、誘導も適切。

・実務的な観点を踏まえた理論的検討をするのに相応しい問題であるため。

・記憶ではなく理解を問う内容になっている。

・「法人格なき社団」を当事者とする「不動産の総有権確認」という、実務でも取り扱う可能性が高い事案についての問題である。その問題を実務の現場で対応するための理論展開の能力をみることができ問題となっている。

つまり、本年の問題は、「理論のための理論構成」ではなく、実務で実際に用いるべき理論構成を問うている。

「当事者能力」「当事者適格」「訴えの利益」「既判力」等の基礎概念を正確に理解したうえで、「不動産の総有権確認」を中心にした応用問題について、その場で考えさせる問題となっている。

ただし、「不動産の総有権確認」というのは、普段あまり検討したことのない問題なので、難しい問題ではあろう。しかし、基礎から 1 つ 1 つ積み上げていくことで解答できるのではないかと思われる。

・実際に問題となることを端的に問い、授業をする上で一層の理論の整序と発展の必要を感じる。

・複数の論点についての知識、思考を問う点で適切であり、設問中の誘導も概ね適切である。

・予想されていた論点であり、適切である。ただし、総有という事例としては、現実には少ない領域からの出題となっている。

- ・基本論点について、しっかりと考えさせる問題であるといえるため。
- ・よく練られた内容であるため。
- ・思考力・判断力を試す内容となっており、適切であると考えます。

ただし、受験生の思考力・判断力を試すには、問題そのものが長文すぎます。これでは、受験生にとって考える時間が不足してしまうのではないのでしょうか。

b. どちらかといえば適切である

- ・全体的な難易度は適切であったが、問題数がやや多く、一部の問題は難解であったように思われる。その結果、後半を十分に検討することができなかった答案が多かったのではないかと想像される。
- ・問題自体は基礎知識を前提に、法的思考能力を問う良問であると考え、すべての問題を十分に考えた上で答案を作成することは難しいように思われる。
- ・設問2において参考すべき判例の紹介がやや不十分で、受験生に誤解を生じさせる余地があった。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・設定されている事例が例年のように各設問を解答するのに必要な事実関係をその都度示すのではなく、全体を最初示している点で、解答に必要な事実を取捨選択する能力を問っている点はより実践的であると考え。設問が原告、被告および裁判所の立場から問っている点も幅広い思考を問っていると考え。ただ、問題が例年よりもレベルが高く、設問も多いと思われる。特に設問3②③について、未修生を考慮するともう少し解答に向けてのヒントがあった方がよかったように思える。
- ・設問の意図や問題文中の誘導にやや判りにくいものがあった。
- ・基本的な知識の理解が問われている。
- ・回答量が多すぎ、じっくり考える時間が足りない。
- ・テーマ自体がどちらかといえばマイナーである。
- ・出来合いの論証の切り貼りでは対応できず、民事訴訟法の基礎的概念と事案の正確な理解を前提として粘り強く考えることを要求する問題となっている点は高く評価できるが、それぞれに高度かつ慎重な検討を要する事項が数多く問われている点、訴訟代理権の確認というややマイナーな論点を前提とした論述が求められる点など、受験生に酷と思われる点が散見されることから、「適切である」とすることに躊躇を覚え、「どちらかといえば適切である」とした。
- ・どちらかといえば適切である、としか答えようがないから。
- ・概ね重要かつ基本的な論点について記述させる問題で法科大学院の授業との関連性があり適切と思われる。ただ、一部参照するように提示されている判例と問題の事案との関連がやや不明確であるように思われるところがあった。

- ・良問ではあるが、各論点について時間内に書き切るのには、やや困難ではないかと感じた。
- ・事例がよくできている。しかし、設問で登記請求訴訟を外したのが不自然と感じる。
- ・問題の内容、水準及び形式は適切であるが、解答時間に比して解答すべき分量が多すぎると思われる。
- ・必須的基本知識を問うている点で適切です。しかし、問題が多すぎないか疑問です。この量では、論点を押えるだけで精一杯というのが通常で、どこまで理解できているかが答案上判断できず、差がつかないのではないのでしょうか。
- ・答案に要求する事項を考えると、分量がやや多い感じがします。
- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・いずれも定まった正解があるとはいえない問題であり、相応の応用力と対応力を求められる。ただし、一部の問題は特定の判例の知識が要求されることに若干の疑問がある。
- ・出題内容については適切であると考えているが、処理すべき分量がかなり多いと感じられるため。
- ・一部に趣旨がわかりにくい問題があるので、改善すべきである。

c. どちらともいえない

- ・問題・設問の内容自体はいずれも適切であるが、与えられた時間内に期待された解答をするには問題・設問数が多すぎる。
- ・判例や学説理論の現状に照らしてみても、受験生が解答するには難易度の高い設問がみられたように思われる。
- ・もう少し判例を使って論理展開を尋ねる問題があってもよいように思います。
- ・問題文の内容、課題の分量等からみると、2時間ですべてを解答することは、かなり困難であったのではないかと思われる。設問2の課題1については、出題の意図が読み取りにくい。会話による誘導にもうひと工夫が必要だったように思える。
- ・昨年より良くなったように思うが、少し難し過ぎるのではないかと思う。
- ・設問1は出題が予想されていた論点を正面から取り上げており、これがよかったかどうかは疑問がある。ただし、設問1に対する回答と設問2との論理的整合性が問われた点は適切である。設問3は法科大学院教育にはなじまない出題ではなかっただろうか。作問の意図もみえにくいと思われる。
- ・設問2・3の出題趣旨が標準レベルの受験生には理解しにくいと思われる。

d.どちらかといえば適切でない

・設問は3つだが、実質的に解答しなければならない問題が6～7程度と多い。それでいて、採点実感を見ると、例えば設問1では「そして、この訴訟共同を要する固有必要的共同訴訟に該当するか否かを検討するに当たっては、当事者の管理処分権を基準としつつ訴訟政策的な考慮を加味して判断すべきとの考え方が有力であり、そのことを指摘する答案が多かった。しかし、なぜ管理処分権を基準とすべきなのかが明らかにされなければ、固有必要的共同訴訟に当たる理由やその判断基準を適切に分析したことにはならない。」と述べられている。2時間で6～7程度の解答事項に、上記のレベルで解答するには、時間が足りないのではないかと危惧している。

・問うている点が多く、受験者がゆっくり考える時間がないと思われる。もう少し問題量を減らしても、受験生の能力を因ることはできるのではないか。

・(a)設問1課題1は、判例が、第三者に対する総有権確認訴訟を固有必要的共同訴訟とする根拠と、第三者と非同調者を被告とする総有権確認訴訟を適法とする根拠を整合的に説明することは、学説上も非常に困難な問題であるとされていると法科大学院の授業で教えているにもかかわらず、それについての回答を受験生に短時間で求めている。

(b)設問2課題1は、法科大学院における教育課程において習得すべき基本的な知識を前提にその応用力を試す問題とはなっていない。

(c)設問3下線部分③は、法科大学院における教育課程において取得すべき知識を前提とすれば、多くの視点から検討し得て(争点効・訴訟告知など)、しかもこれらをまじめに検討しようと思えばそれをどこまで検討すればよいかを見通せないため(たとえば参加的効力の主観的範囲・客観的範囲を詳細に論じる必要が本来ある)、短時間での回答を求める試験にとって適切であるか疑問である。

(d)設問が長く、しかも多くの作業を課す設問があったため、時間が足らず、法科大学院において習得した知識を存分に発揮できなかった受験生も多いと思われる。

・設問1、2は適切だが、設問3は出題に無理がある。

・問題文が非常に長く、また設問の数も多いため、所定時間内で解答することが非常に困難と思われる。もっと、設問数を減らし、考える時間を与えるべきである。また、設問によっては、何を聞きたいのか判断に迷うものもある。

・受験生が回答しなければならない量においてやや多すぎる感がある。また、きわめて実務的と思われる取扱いについての回答を求めている個所も見受けられる。

・今年度の問題は、権利能力なき社団の構成員の帰属する財産をめぐる紛争の様々な局面の解決方法やその効果について問うている。それぞれの問題は、「甲街振興会」なる団体が権利能力なき社団であることを前提とする設問である。けれども、その前提自体が【事例】に示されている限りでは、明らかとは言えない。規約が概括的にしか示されず、示される中にも会費徴収の仕組みに言及がなく、そもそも団体の目的が名称から推察するほかない。この手の団体であれば、規約が十分整備されている保証もなく、あったとしても規約が実

態を反映しているとも限らないから、設立から30年にわたる活動の実態を見る必要もあるだろうけれども、「Xの活動が軌道に乗った頃」という文言で、活動実態があることを示唆するほか、その活動内容「街」の「振興」とは何なのか、一切の手掛かりはない。司法修習生P1が「権利能力なき社団とされる要件を満たしているといえそう」という根拠は示されていない。この29条法人であることの根拠の不明瞭さは、設問1・2に取り組むにあたり、回答不能を引き起こしかねない。まず、設問1において、「甲街振興会」会員全員が原告とならない訴訟を本案判決できるよう考えるにあたり、当該紛争解決の必要性に対する疑惑を呼び起こす。活動資金確保の目的から本件不動産の保持を認めなければならない理由も明らかでない。会員全員の出損ではなく、Z単独の出損による本件不動産の購入という事実は、にもかかわらず、なぜ本件不動産が構成員全員の総有（ないし共有）と位置づけられるべきなのかをいっそう不明瞭にする。それは本案の問題だと整理するにせよ、であるなら、本案の見通しを抜きに当事者能力や訴えの利益、当事者適格を語ってよいかが論点として浮上する。せめて、本件不動産がもっぱらXの事務所としてのみ利用されていた実態でもあれば、抵当権実行（しかも現時点ではYと対立するBの調査により実行の蓋然性が高いと評価されているのみで、未実行である）によって被るXの不利益が見えてきそうだけれども、そもそも活動実態が不明なのである。次いで、設問2では「甲街振興会」の代表の解任決議の無効につき、確認の利益を肯定する方向での検討が求められる中で、それは「甲街振興会」なるものが法人と同視しうることと裏腹の関係であることを意識せざるを得ないが、そこを正面から論証できないという問題に出くわす。そこで設問1で検討した訴訟の前提問題としての意義に着目せざるを得ないことになるが、設問1自体の上述の疑惑に立ち返ることとなる。だからこそ、前提問題の解決の必要と別の紛争解決利益を探ることが設問によって促されるわけだが、それはやはり「甲街振興会」の活動、ないしその会長としての活動の内実にかかり、本段落第1文目の問題がそのまま露呈する。せいぜいのところ、YとBとの対立の激化から紛争解決の必要を推察するというルートを選択するほか手がない。が、そのルートは宗教関係紛争ではむしろ判例が法律上の争訟性を明確に否定しているはずである。「甲街振興会」の活動は世俗的だとして、それら判例群と切り離すためにも、活動実態の把握が不可欠だったのではないか。なお、採点実感中には、解任無効確認につき確認の利益を否定する見解も、会社法上の訴えとの相違点を示しさえすれば評価されると示唆されている。が、そうであればZが会長であることの確認の利益は肯定される必要があり、しかしその前提として、それが法的地位であることの論証が必要となる。結局、29条法人と評価できるかの問題に立ち戻り、不可能事ではないかとも思われる。他方で、設問3は29条該当性につき肯定して出された判決の後訴への様々な判決効の及び方を問うのは、当事者能力を欠缺を看過した確定判決の効力として把握するにしても検討すべき問題であり、良問であった。が、おそらく29条該当性につき真摯に検討した、法律家としての素養はむしろ備えていた受験生が設問1・2で消耗して、時間を失ったというケースが相当程度あったものと推察される。設問の趣旨に沿えというのは司

法試験における常套句であり、設問中、弁護士や裁判官を言ったことは前提にしてよいというお約束を是認するにせよ、一司法修習生の根拠のない発言のみに依拠するということは、法律家としてあってよいはずがない。

- ・基本的な理解力を試すものではない。あまりに特殊な状況における問題であり、実務家としての適性を問うものではない。

e.適切でない

- ・問題文中に記述されている、最判平成6年5月31日の理解は、一般的な理解とは異なっている。一般的でない理解を受験生に押しつけるような問題は、法科大学院での教育の正解を反映できず、望ましくない。
- ・事例が長く、指示も複雑であるなど、落ち着いて取り組む内容になっていないため。
- ・難しすぎる。

*回答なし

- ・法科大学院では一般的に取り上げる論点で、標準的。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

a. 適切である

- ・特に共犯に関し、最新判例を意識して重要な点が出題されている。
- ・論理的・体系的思考を問う良問である。
- ・基本的な理解及び常識的な判断力があれば解答が可能な範囲内で、問題発見の能力や事実評価の能力等が深く問われる内容となっているから。
- ・基本的な論点について、正確な理解の有無を問う問題であり、法科大学院教育の成果が適切に反映される問題である。
- ・刑法総論の論点を中心であるものの、全体の難易度は適切であると思う。
- ・基本的な事項について、その理解を的確に問うとともに、受験者の理解力に応じて得点に差が出るようになっている。
- ・古典的論点と現代的論点とが、バランス良く問われていた。
- ・共犯論や財産犯に関して、基本的な理解や思考力を確認する設問となっており、適切である。
- ・内容は概ね適切であるが、論ずべき点がやや多いと思われる。

- ・ 知っておくべき判例をベースにした問題であること。
- ・ 重要論点を問う問題となっていると思われるからである。
- ・ 問題点の所在、難易度、分量などが相当。
- ・ 承継的共犯と共犯からの離脱の問題をうまく対比させて出題されており、学生の理論的思考力を試すのに適切である。
- ・ 文章量・内容ともに適切である。
- ・ 論点は基本的なものであり、問題の分量も適切だったものと思われる。もっとも思考力を問う点は例年に比べやや弱いと感じた。
- ・ 解答時間に見合った適切な問題であった。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 実務家養成のための試験なので、最高裁判例の詳しい理解を問う問題である点は適切であると考ええる。
- ・ 4名の罪責を問う出題は、分量的に多いようにも思われる。ただ、全体に刑法総論・各論の基本的な理解を問うもので、出題内容・難度としては適切であると思われる。
- ・ 細かい論点を含めると、やや論点が多いのではないか。事務処理能力を問うことは大切だが、行き過ぎると、採点実感で批判されているいわゆる論証パターンの安易な使用を誘発しかねない。
- ・ 出題内容は良いが、解答量がやや多すぎる。
- ・ いずれの論点についても題意が明確である。しかしそれと同時に、「採点実感」にあるように機械的処理となる内容である。
- ・ 具体的事案に対して刑法的解釈が行えるか、妥当な帰結を導けるかを問うものとして適切な問題と思われる。また、モチーフ判例が想起される部分が多々あり、判例の理解を確認するという点が意識されていると思われる。
- ・ 前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・ 多少「論点主義」的傾向がみられる。
- ・ 承継的共犯、共犯関係からの離脱、暗証番号聞き出しと2項強盗など、重要基本論点についての理解と事案への応用力を試す適切な問題である。他方、事実関係を簡略化したためか、暴力団という上下関係が明確な組織であるにもかかわらず、指示等を無視するような合理的とはいえない事実の設定がある。
- ・ 法科大学院での学習範囲で解答できる設問である。時系列に従って、事実を踏まえ争点処理ができ、強盗罪、共犯の正確な理解を問うている。ただ、試験時間との関係で、やや論述すべき分量が多いと考える。
- ・ 難易度が高いわけではなく、基礎的な勉強で対応できるから。
- ・ 行為者が4名であること、共犯間に成立する犯罪の整合性を図る必要があるなど、比較

の事務処理量が多い一方、理論面では、それほど難解なものはない。)

- ・比較的良問が多いと思われるが、時に論点が多すぎる傾向があり、受験生の負担が多いと思われる。
- ・基本的知識で対応可能な問題であるが、設定事案がやや机上の議論のような印象がある。また、やや分量が多すぎるのではないだろうか。
- ・基本的な論点を尋ねる問題といえる。ただし、4人の罪責を答えさせるのは時間的には厳しいと思われる。
- ・基本的かつ重要な事項が問われている。
- ・出題主旨・採点実感については詳細かつ明確に示されており、法科大学院における教育にとって参考になる。
- ・近時の重要判例や重要論点を盛り込んでいる点は評価できるが、若干論点が多すぎ、時間内にすべてを処理するのは困難ではないか。
- ・総論に傾きすぎたキライがあるが良問と考える。
- ・少し深掘りして考えると時間がタイトになるのではないか。
- ・出題に係る論点はいずれも法科大学院で学修対象としているものである。出題内容は適切だと思われるが、論ずべき点がやや多いのではないかと思われる。答案に書くことができる内容がかなり限られるため、深く理解することよりも論点を処理すればよいという学修態度を招くことが懸念される。
- ・論点は比較的オーソドックスである。ただ、いずれも重要論点であり、登場人物が4名とやや多いこともあり、処理が大変である。その結果、答案が表面的になり、深く論じられないのではないかと思う。
- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・出題にかかる個別の論点の内容・水準は適切であると思われるが、作業量が多く、量的に、丁寧に考えて書くということはやや困難ではないかと思われる。
- ・内容的には適切であると思うが、論ずべき論点が多すぎて、全ての論点について2時間で解答するのは困難であると思われる。
- ・論述すべき点は基本から応用まで幅広く用意され、じっくりと考え論じる時間が与えられれば、実務家の資質を見るのに適切な良問であると思われる。しかし、相変らず2時間で書くのは極めて困難であると思われる量的出題である。確かに採点実感等ですべての論点を網羅する必要はないし、メリハリをつけよとは言えども、受験生の心理としては、とりあえずすべてに触れる方が点数につながると見てしまうので、粗雑な論述で終わりかねず、メリハリを短時間でうまくつけるだけの文章力は十分には養成できていないことに照らしても、受験生自身にとって不満な答案作成となっている。また、慌てるためにくだらないミスさえも気づかずに犯している。これでは、質の高さで競うよりも、落とすための試験になりかねない危惧を抱く。

c. どちらともいえない

- ・①試験時間との関係で、検討すべき事項が多すぎる。丁まで登場させるのは、受験者の負担を増やすだけである。
- ・問題そのものの質は悪くないと思うが、時間・紙幅の制約がある中で解答するには分量が多すぎる印象を受ける。
- ・難解な論点に関する出題がなくなった点は積極的に評価できよう。もともと、論点を増やしたいあまり、偶然やってきた丁を加えている点は、設定に無理があるように感じられた。
- ・難易度は適切であるが、論点が多すぎ、2時間で解答するのは困難だと思われる。

d. どちらかといえば適切でない

- ・罪責を問われる者が4名で、ボリュームが多すぎる。
- ・時間に熟考して処理するには、論ずべき点が多すぎる。近年の判例を繋いだ問題なので、予備校等が容易に予想でき、現に的中している。
- ・論点が総花的が多すぎる。論述のため時間不足となる。

e. 適切でない

- ・論点が多すぎる。議論途中の新論点を無理に付加するのは異常である。

* 複数回答

- ・(a) 刑法の基本的理解の程度を測ることができる点、実務家に必要な事務処理能力・バランス感覚が問われている点など骨太の問題であり、実務家登用試験にふさわしいと感じた。
- ・(b) 登場人物と論点が多く、時間内に全て適切に処理するには、少々難しい問題だったのではないかと思われる。

(イ) 刑事訴訟法

a. 適切である

- ・基本的な事項と実務手続の事項を適切に聞いている。
- ・論点の量及び内容とも適切であると思う。何を論じるべきかが比較的明らかであり、その内容については、法科大学院における教育を前提に、実務と理論を踏まえた論述を求めるものであった。また、制限時間内に適切な論述が可能であったと思われる。

・難易度、分量とも概ね適切と考える。設問数が増えたものの、回答すべき内容の分量は適切だと思われる。基礎知識を問う問題と、制度趣旨から自分なりに考察する問題のバランスもよい。過去問の中でも適切な出題と思われる。

・問題の質及び分量ともに適切である。特に、内容については、刑事訴訟実務基礎等法科大学院での教育内容を踏まえたものになっている。

・短答式試験廃止後、従来短答式で出題された内容も論文式に取り込まれるようになっている。

・ア同様、基本的知識で対応可能な問題である。

・平均的かつ最新の問題が散りばめられている。

・実務の基本的な問題を探り上げている。

・捜査、証拠法の基本的知識を問うもので良問といえる。公判前整理手続に関する設問4は、受験生にとってはややサプライズだったかもしれない。

・設問1～3は、基本的論点について、判例を含む基礎的知識を問い、適切に事実にあてはめられるかを見ようとする問題で、難問すぎることなく適切であると思われる。〔設問4〕は、受験生にとっては予想外の問題であったと思われるが、手続が有機的に連関していることを意識して、制度趣旨や刑訴法の基本原則について、単に丸暗記でなく、その意味するところを本当に理解しているかどうか否かを測ることのできる良問であると思われる。

・法科大学院における刑事訴訟法教育の内容とレベルに見合った出題である。

b. どちらかといえば適切である

・問題のレベルは従前と差がないように見受けられるが、小問が多すぎる。

・難易度は適切であったが、本年度は4問の出題であったため、従来に増して時間不足となりやすかったのではないか。

・授業で言及している内容であるから。

・出題内容は良いが、解答量がやや多すぎる。

・設問が4問に分かれており、分量的に多すぎたのではないか。

・基本的論点、重要判例の知識を問うものであるため。

・内容は適切だが、分量が過多だと思われる。

・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。

・実務を活かした事例問題となっている。

・設問としては、法科大学院のレベルにふさわしいが、やや論ずべき点が多すぎる。

・印象論とはなるが、特定の司法試験委員の不祥事があったためか、従前の司法試験で求められるものが若干変わったような印象を受けた。

・問題文にヒントがあるとはいえ、余りに新しい判例に関わる出題は、必ずしも適切とは言えない。単なる知識の差異になりがちである。

・事例分析、論述能力を試すためには比較的良問であると思われる。但し、後述意見を参照されたい。

[意見]

刑訴法の論述式試験においては、時に最新の判例事案であることが明らかな事例が出題されているが、論述式においては、要件と事実のあてはめ、論理的思考能力が試されるべきであって、判例を知っているか否かではない。上記傾向は、受験生をして、判例偏重の誤解を与えると同時に、判例への批判的分析の視点を失いかねず、これが実務家の意識へとつながってしまうことには危惧を抱く。事例設定につき再考すべき点があると思われる。

・概ね適切であったと思われるが、設問4は受験生にとって酷であったように思われる（「出題の趣旨」や「採点実感等」で書かれているところを前提としても、そうした形・レベルでの応用力を「司法試験」の段階で測るべきかどうかについては疑問もないではない）。受験生がLSで「実務基礎科目」にも真摯に取り組んでいたのかどうかを論述試験の中で確認したいのであれば、どのLSの実務基礎科目でも確実に取り扱っていると思われる基礎中の基礎（勾留請求の是非、事実認定（犯人性・殺意の認定）など）を問う形でそれをするのが適切ではなかろうか。

- ・判例をベースに基本的論点を問うている点。
- ・もう少し基本的な問題でも受験生の力は図れると思われる。
- ・試験レベルの質・量は若干多目と考えるが、それにより受験者の法曹としての資質を測る観点からは良いと思う。
- ・問題の難易度は適切である。他方で、基礎的理解を前提としつつも、制度趣旨に遡って考えさせるためには、より応用的な問題が望ましいと思われる。
- ・法科大学院の学修内容に即している。
- ・学生には比較的なじみのないと思われる論点が出題されたが、適宜条文も示されていたので、単なる知識に止まらない思考能力を検証することができたのではないか。
- ・問題としては良いが、4問あり全体の量がやや多すぎる感がある。
- ・刑事訴訟法の主要分野をほぼ網羅しているので。
- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・法科大学院教育の水準を踏まえているが、最新判例にヒントを得た出題であるため、知識の有無で点数が左右される危険がある。
- ・全体として見れば難易度が下がり、一問当たりの質的・量的負担が減った点は評価できる。全体的に設問は増加しているが、比較問題が含まれていたため、単純に量を増加させるよりはよかった。しかし、まだ多いのではないか。2時間以内に、長文の事例を読み、設問ごとに、具体的事情を拾い上げて分析し、論点を整理して結論を導き、答案構成を考えながら文章化することを行うことは、かなり実力のある者でも相当に難しいように思われる。要領よく答案をまとめるスキルを問う試験にならないか

懸念される。

・留め置き捜査、接見指定、伝聞法則のいずれも基本的かつ重要な事項について問う問題であり、刑事訴訟法の理解を試すのに適した良問と思います。他方で、公判前整理手続に関する設問4は、その場で六法のみを頼りに考えさせる趣旨では良問ですが、実務でも扱いが悩ましく、対応が定着していない分野であって、出題するには時期尚早であったように感じております。またそれぞれ独立した設問が4つ問われることで、理解の深みを示すような答案を要求するのが酷になってしまわないかという危惧があります。

・出題のレベルは適切であるが、必要とされる事務処理量が多い。

・内容的には適切な問題であるが、分量的に、2時間が解答するには、相当困難である。

・個別の設問は、概ね適切だと思いますが、事例が長いこともあって、全体の事務処理量がやや多すぎるように思います。

c. どちらともいえない

・設問が多すぎる。内容は良い。

・①4つの設問は、試験時間に対して多すぎる。②下されてから1年も経っていない最新判例を素材に出題したのは、適切ではない。採点においてこの判例の知識を要求しなくても、この判例を知っている者は、明らかに有利である。法科大学院ごとの履修課程の違いによって、授業でこの判例を学習する機会のあった者となかった者とがあり、大きな不公平が生じる。③接見指定に関する事例設定は、出題者の優れた見識をうかがわせる。

・分量が多すぎるように思われる。少数の論点をじっくり検討し、学説の検討も含めてより詳細に論述することを求めるような問題を出していただきたい。

最近の学生をみていると、対立する複数の見解をしっかりと理解したうえで、それらを理論的に検討していくという力が落ちているように感じられる。判例理論を所与のものとして、それを事例の具体的な事実にどのようにあてはめるかというところにばかり学生たちの関心が向き、学説を軽視しているような印象をうける。もちろん、法律実務家の養成において、法の事例へのあてはめは重要である。しかし、そのあてはめの前提となる法理論を検討していく能力を十分に養い、この能力を試すことも、実務家養成のためにはきわめて重要なのではないか。

採点実感を見ると、司法試験で問われているのは、「[刑事手続きを構成する各] 制度や判例法理の具体的事例に当てはめ適用できる能力」であって、判例を含む諸説を的確に分析し各説の妥当性を判断できる能力はほとんど相手にされていないようにみえる。はたしてそれでよいのだろうか（旧試験では、実際に問えたかどうかはともかく、このような能力を問おうとしていたように思う）。このような能力は、司法試験の内容とは切り離して法

科大学院の教育のなかで養えばよいとの意見もあるかもしれないが、学生の勉強は司法試験の内容に大きく影響されるのはまちがいでなく、また、教える側も試験内容を意識しないではおれない。

- ・ 4設問のうち、設問4が平成27年最高裁判例の知識の有無で差が出ると思われるが、同判例の評価が定まってからの出題でも良かったように思う。

- ・ 論点の難易度は適切だが、2時間で良質な解答（深い思考力等）を期待するならば、設問を少なくする工夫も必要ではないか。

- ・ れぞれは、認定や基本的な考え方が試されるいい問題だったと思うが、設問数が多く、設問4が必要であったのか疑問である。

- ・ 設問の中には、判例を知っているか否かが決定的と思われる問題が含まれている。

- ・ 実務的すぎるように思われる。もう少し基本的な問題にしてほしい。

- ・ 第1問から第3問までは、法科大学院での学習の成果が現れる問題であるが、第4問は、おそらくほとんどの法科大学院では授業で扱っておらず、かつ、それを知っていないと解答が困難な論点を扱ったものであり、出題自体が不相当であると思われる。また、2時間で解答するには問題数が多すぎ、時間内で全部を解答しようとする、記述が表面的なものになってしまうおそれが高いと思われる。

- ・ 別紙のとおり。

[別紙]

まず先に、個々の設問についての問題点として、設問2から4については、特に不適切な点はない。

しかし、設問1については、現場の状況が不明であり、道路幅などがわからないので、警察官の立ちふさがり行為がどの程度甲の移動の自由を制限するものであったかの具体的な検討の材料が不足している点が不適切である。

次に全体的な問題点として、問題量が不適切である。

これは、刑事訴訟法に限った話ではないようであるが、最近の司法試験は事務処理能力を試しているのかと言わんばかりに多論点型で非常に論じることが多い。

このような問題形式では、予備校などで教える論証パターンを記憶してとにかく無難に一つずつこなしていくという受験者が多くなるのではないかと指摘も毎年のようにあるが、文字を書くスピードも求められることになるのであるから必然的である。

事例を丁寧に分析し、それまでに培った知識と理論的理解を用いて、理論的にも結論的にも妥当な処理を行うというのが法曹に求められている能力ではないのか。出題の趣旨でも採点実感でも事案の的確な分析が求められているが、それにしても書く内容が多すぎて分析を的確に行う時間が不足している。

例えば、今年度の問題は、設問2、3、4はそれほど事案の分析は難しくはないが、設問2では、接見指定の可否だけでなく、指定の方法についても規範を述べる必要があり、しかも、2つの事例があり、事実関係が詳細に示されていたのであるから、そのあては

めにも結構時間がかかる問題である。設問3は、要証事実の検討が中心であるから、そんなに時間はかからないが、設問4は、制度趣旨から考えなくてはならない上に、事例としても結論が分かれ得る事案であり、それなりに丁寧な理由付けが必要であったと言える。それなのに、設問1は、検討対象となる警察官の行為がいくつもあり、それを場面ごとにいくつかつまとめて検討するにしても、必要性の高まりを示す事実や令状請求準備の段階などやはりいくつもの場面に分けてその行為の法的根拠(職務質問か捜査か)、強制処分性や任意処分としての適法性を検討する必要がある。また、その際には、具体的な事実を挙げてそれを評価して理由付けを行うのであるから、相当な労力である。とすると、設問1についての解答作成だけで相当な時間がかかるのに、まだあと3問も残っているのである。となると、受験者としては、途中答案を避けるために、なるべく早く設問1を処理して次に進もうと考えるであろうから、必然的に分析、検討が雑になってしまう。設問1は、上記に述べたように現場の状況など設定の不適切さがあるとしても、どれだけ事実を丁寧に分析し、説得的に論じられるかを試すことができる良い問題であるのに、非常にもったいないことである。

・設問1ないし3は内容的には良問だと思うが、全体的に記述すべき量が多いのが改善されていないのは問題である。設問4は、実務的で面白い問題だと思うが、最新判例をみていたかどうかで差がついた可能性があること、このような問題について限られた時間内で正しい思考ができたかどうかで評価するのが妥当とは思われないことから、疑問の残る問題であったと思う。

d. どちらかといえば適切でない

・設問3まででよい。設問4は、出題意図は分かるが、限られた時間でその趣旨を理解して答えるのには無理がある。

・問題の分量が多すぎる。時間内に適切な回答をすることができない。知識のみを問うている。

・設問数が多く、思考力や論理展開力を問うのには適切でない。

・記述すべき量が多すぎて殆どの受験生は書き切れない。前年度に出されたばかりの最新の最高裁判例に関する知識が前提となるような問題を出題するのは妥当ではない。このような出題は、当該判例を知っていれば解答可能、当該判例を知らなければ回答不可能、という結果をもたらすにすぎない。

・特に、公判前整理手続関係が難解である。

・設問そのものは質が高く、具体的事実関係も設問に解答するためのものとして適切なものと考えられる。しかしながら、設問が4つで構成される点については、大きな問題がある。この文量にソツなく対応できるということと、法律家にとって必要な能力を正しく測ることとの間にどの程度の相関があるか疑問である(巷間、合格者の質

に関する議論があることと無関係ではないようにも捉えられる)。また、各設問の配点が（本来ならば問題文中において）開示されないことにも問題がある。

e.適切でない

・問題数が多すぎる上、出題されている論点が、判例ないし裁判例の事実関係と酷似しているため、知識の有無によって出来が左右されやすく、受験生の深い理解や思考力を試すような「練られた」問題からは程遠い。結果的に、各論点について一通り触れるという「論点主義」型受験生の方が高く評価される危険を感じる。

・分量が過大。

*複数回答

・(d)設問4の事案は、公判前整理手続、訴訟指揮権と弁護人の主張開示の組み合わせで、難度が高い。

(4)知的財産法

a.適切である

・難易度・量とも適当な範囲内にある。

・基本的な論点を長文の事例に的確に埋め込んでおり、事案分析能力及び各論点に対する基本的な理解を問うている点と事例の素材が比較的直近の注目を集めた判例をもとに構成されているところは評価できると考える。

・全体的に良問と思われるが、差止めの効力についてはやや難易度が高すぎるようにも思われる。

b.どちらかといえば適切である

・法科大学院で学習する内容で十分対応可能であったと思われるから。

・重要論点が網羅されている。ただし、内容が実務的過ぎるように思う。

・求められる「一応の水準」は、現在の授業においても実施している内容に十分に含まれていると思われる。論点によっては、「優秀」「良好」レベルの答案に至る内容までも授業で触れることは時間的に難しい面もあり、この点は学生の自主的な学習に委ねざるを得ない部分もある。

・おおむね基本を問う良問だが、第1問の設問3は、テクニカルにすぎるし、いつ法改正

があってもおかしくないような条文を追う必要があるから、蛇足。第2問は、問題文において、デザインを言葉で表現することに無理が生じている。また、視覚または色覚に障害がある受験生が無視できない不利益を強いられる、平等性に問題のある問題となっていることについて、出題者は猛省すべきである。

- ・出題レベルがさほど高すぎず、重要論点の基本的理解を問う問題である。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・問題の内容、形式、程度は適切と考える。ただ、時間に対して若干設問数もしくは記述量が多いようにも思われる。
- ・おおむね適切と考えるが、一部に知識を問う問題があり、解答時間との関係で十分に検討した上で答える問題となっていないところがあるように思う。
- ・論点の選択も事案の作成・設問の設定も比較的適切である。難易度もほぼ適切である。
- ・問題の難易度については適切と考えるが、試験時間や答案用紙のスペースを考えると、設問数（書くべき内容）が、やや多いように思われる。
- ・受験生を増すために論点を少なくしてもよいのでは。
- ・従前と異なり、重箱のスキをつついたり奇想天外な論点が尋ねられることもなくなったことに加えて、特許請求範囲、著作物、被疑侵害物件を抽象的に記号で表示するのではなく、ある程度具体的な内容が記され具体的な当てはめが求められるようになった。実務で必要とされるものにより近い知識の修得の程度を図るものとして評価できる変化である。他方、これは従前と同様であるが、やや論点数が多いように感じられる。個別の論点についてより深く理解しているものがより厚い論述をできるよう、もう少し論点の数を減らしてもよいのではないかと思われる。
- ・基本的論点に関する出題であることは、評価できるが、解答時間との関係で設問（論点）が多く、時間内にすべての論点について記述することを求めることは酷ではないかと思う。一例を挙げれば、特許法の問題における無効審判の請求理由を明確にする等の配慮が求められるのではないか。
- ・条文や最高裁判例の知識を踏まえつつ、パロディやいわゆる間接侵害等、重要な論点を取り扱っているため。
- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・内容は実務的でよい出題であると感じるが、特に、第2問（著作権法）について、90分/4頁で書かせる問題としては、論点がやや多過ぎるように思います。
- ・例年よりもオーソドックスな出題だと思う。

c. どちらともいえない

- ・論ずべき内容が多く、少し難しいのではないか。
- ・2問合わせての分量がやや多過ぎる印象である。また表現上の本質的特徴を直接感得する

ことができるかどうかを抽象的な問題文から論じさせるのはどうかという印象もある。そのような出題をしたいのであれば具体的な作品を示すことも検討するべきではないか。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

・特許法・著作権法とも、従前は抽象的な記号・記載で出題されていたが、今回は極めて具体的であった。このコメントを書いている者は、特許実務技術経験者であるが、特許法問題では、「鍵の抜き差しに伴って金属製の遮蔽版を回転させ」とあったが、傘立てロッカーの鍵に見られるように、単なる抜き差しだけなのか、それとも鍵は差し込んでから回動させるのか、容易性の観点から、技術者としてはとても気になるところであり、いたずらに悩ませる問題であった。他方、著作権法のブックカバーの図柄については、具体的に想像できる図柄が読み手によって相当に異なり、あるいは「???'というものであり、これもいたずらに悩ませる問題であった。図柄そのものを提示する方法もあったかと思われる。事実そのものの把握については、読み手に明確であるべきであろう。来年度は是非に改善されることを望みたい。

* 複数回答

- ・※特許法の観点と著作権法の観点とを分けて回答
(特許法) (a) 難易度の設定がちょうど良いと思われる。
(著作権法) (b) 10年間出題と同等である点は適切であるが、いずれも難問である。

(5) 労働法

a. 適切である

- ・実務的な問題でもあり、内容も基本的だったと思います。ただ設問1で事案から業務起因性の有無を論じることは医学、労災認定基準などの知識も必要となり受験生には難しい内容ではなかったかと思います。
- ・良い問題であった。しかし、時間が不足するのではないか。
- ・労働法の基本論点を問うものであり、適切と考える。
- ・重要論点についての出題であり、事実関係においても適切な内容である。学生の学力を図ることができる良問である。

- ・労災・休職等は初出であるが、実力をよく試せる内容である。
- ・問題は2つとも最近注目されているテーマですので面白いです。
- ・百選レベルの基本的知識で対応可能であり、受験生の素直な思考力を問うことができると思われる。
- ・2問とも労働法上の基本的な論点や重要な判例の理解を問うものであり、法科大学院における学修の成果を確認するものとして適切である。なお、第1問については、前段は事案の分析というより論点を直接聞いている色彩があり、後段については、抑うつ状態による休職が業務上の原因による場合には、休職期間満了による退職についても労基法19条の類推適用により（あるいは同条の趣旨に照らして）退職の効果が発生しないのではないかという点も問題になると思われる（アイフル（旧ライフ）事件・大阪高判平成24・12・13 労判1072号55頁等）。
- ・最高裁判例のある重要論点を扱っており、特に最近の判例を踏まえた問いとなっている点、事案の特性に応じた丁寧なあてはめを求めている点で妥当である。
- ・ロースクールの教育内容に見合った水準の問題である。
- ・労働法の基本的テーマが取り上げられており、受験生が適切な労働法の知識を有するか否かを的確に判断できる問題であったと考えられるから。
- ・正確な基本的知識の確認、重要な論点に対する規範に対する当てはめを要求している。

b. どちらかといえば適切である

- ・代表的なケースブックに掲載されている重要判例をきちんと読み込んでいれば、ある程度書ける問題である。ただし、業務上の判断枠組みや休職命令の効力まで限られた時間で書くのは学生には厳しかったと思われる。
- ・受験者の基礎的な力を問うことに重心が置かれ、近年の重要テーマが取り扱われていることなど。
- ・近時、実務で問題となっている論点を扱った良問と考える。また、適切に事実を拾って評価することが必要な事例設定がなされており、受験生の実力を図るに適切な問題となっている。
- ・現代的な問題（うつ病）を取り上げ、実務的な観点からの出題となっているが、司法試験六法では十分に対応できない論点もあった。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・問題1は、従来、出題が難しかった労災、うつ病のテーマをとりあげており、事実関係の設定に工夫の跡が伺われる。
- 問題2は、集団法の重要論点をバランスよく配置した良問である。
- ・スタンダードな問題で、特に異論はないが、新しい論点を加味する工夫がほしかった。

・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

c. どちらともいえない

・多面にわたる知識や応用力を試そうとする問題であると評価できます。ただ、第1問は、労基法施行規則の別表と特定の行政通達を知らないと解答し難い内容が含まれている点に気がなります。第2問は、出題内容が応用力を試すためには、やや平板に過ぎると思われる。

・近年お馴染みとなった「この判例知ってますか」型の試験であるが、片山組事件やノースウェスト航空事件など、百選登載判例の理解を問うものはまさに基本判例と言えるので良い。しかし、根岸病院事件など百選非登載の下級審裁判例をピンポイントに知っているか、当該判例の存在の知識を問うような出題は単なる記憶力の勝負であり、受験生の能力を的確に測る試験として相応しくない。もっと条文解釈でも答えを導き出せるような試験の作成を希望する。

d. どちらかといえば適切でない

・第1問につき、Xのうつ状態が「業務上」である場合とそうでない場合に分けて解答することを求めているが、事例からは業務上でないと判断しにくく、あえて業務上である場合も設定させることは不自然であるように思われる。また、事例のベースとしていると思われ、出題の趣旨でも言及している東芝事件・東京高判平 23・2・23 は、解雇の効力とともに安全配慮義務違反の有無が問題となっており、事例でも安全配慮義務違反かどうかの論点に関わる事実が記載されているが、設問では安全配慮義務違反の有無は論点とならないから、事例と設問がややずれているように思われる。

・第1問につき、Xのうつ状態が「業務上」である場合とそうでない場合に分けて解答することを求めているが、事例からは業務上でないとは判断しにくく、あえて業務上でない場合も設定させることは、不自然であるように思われる。また、事例のベースとしていると思われ、出題の趣旨でも言及している東芝事件・東京高判平 23・2・23 は、解雇の効力とともに安全配慮義務違反の有無が問題となっており、事例でも安全配慮義務違反かどうかの論点に関わる事実が記載されているが、設問では安全配慮義務違反の有無は論点とならないから、事例と設問がややずれているように思われる。

e. 適切でない

(6) 租税法

a. 適切である

- ・ 現実に生じうる事案から課税上の判断を求める点で当該試験の趣旨に照らし適切であると思われる。
- ・ 出題範囲は租税法に関する基礎的な部分でありながら、各人の租税法に関する理解の深度を問うこともできる良問であったと思う。
- ・ 法科大学院における租税法教育の基礎的な事項の理解を前提としつつ、基本的なものから比較的最近のものまで、重要な裁判例に目配りする必要性を合わせて実感させる内容となっているから。
- ・ 租税法の重要論点に対する受験生の理解力を問う問題であり、問題の難易度、分量ともに出題として適切であると考えている。
- ・ バランスの取れた問題である。
- ・ 法科大学院の授業でカバーする基本的な学習内容の枠内において、受験者の思考力や論述力を試すための工夫をこらしている。良問。
- ・ 法科大学院で学ぶべき基本的な論点を押さえながら、他説への言及や制度全体としての整合性など高度な内容も問いかけるものとなっており、バランスがよい。
- ・ 基本論点について深い論述を求めている。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 基本的な知識を問う問題、基本事項を前提にした応用を問う問題がバランスよく出題されている。ただし、第1問設問2については、法人税の出題が所得税の問題に比べ応用的にならざるを得ない。受験生の立場に立てば、もう少しわかりやすい基本的な問い方があったのではないかと思う（所得税法における帰属所得との混乱を受験生に与えるような出題をする必要性はなかったのではないか）。
- ・ 第2問・設問2の問い方が、やや分かりづらいのではないか。
- ・ 優れた設問であるが、第1問設問2の「損金の額に算入することができるか」という問い方では、D社がEに対する損害賠償請求権を取得する構成（両建計上）を採る場合の答え方が困難となる。「課税上どのように扱うべきか」と問うべきであろう。
- ・ 前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・ 法科大学院の学習の範囲内において基礎の理解と応用能力を問うものであるが、時間的に厳しいと思われる。
- ・ 所得税について多面的な検討を求めている点ではよい問題であるが、やや難易度が高いと思われる。
- ・ 第1問は特許法を前提にしており、特殊な問題である。かつては所得概念などの理論的な問題も出題されていた。このような理論的な問題も出題すべきである。

- ・出題の内容はよいが、素材が下級審の裁判例に登場し必ずしも法科大学院で扱わないものであるため、裁判例を読んだことがあるか否かで大きく左右される点が若干気になる。
- ・出題範囲が所得税に比重を置きすぎている嫌いはあるが、問題および設問自体は基本的かつ標準的な難易度であると思われる。
- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・(いずれの問題も、租税法規の総合的理解力を問うという意味では良問であると思料しますが(単なる知識の暗記だけの回答とでは差が生じそうである)、第1問設問1は、直近の判例を読んだことがあるか否かで大きく差が付いてしまうと思われるので、「どちらかといえば適切である」とさせていただきます。
- ・他の法分野の知識も含めて問う問題であり、法科大学院制度の趣旨にかなっているため。

c. どちらともいえない

- ・第1問は知財を勉強しているか否かで差がつくことは避けられないし、改正前の特許法が大前提の出題は余り望ましいものでない。
- ・第1問については、同じく選択科目となっている知財法の出題範囲である特許法の解釈を踏まえて、事案における課税関係を問う問題となっている。問題文には、特許法の解釈を問う問題ではないとの注釈があるものの、解答にあたっては、特許を受ける権利の内容や職務発明における同権利の帰属についての特許法の基本知識等も必要であったと思われ、この点についての説明がもう少しされていても良かったのではないかと思われる。第2問については、普段の学習では中々考えることがないであろう点に関する出題がされており、受験生の現場での思考力・表現力を試す問題としては適切であったのではないか。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(7) 倒産法

a. 適切である

- ・簡単な設例をもとに、基本的な制度の仕組みを条文に則して整理する問題が含まれてお

り、法科大学院での授業目標にかなうものでありつつ、実務に携わる際の基本的な力の涵養につながるものであった。

- ・理論と実務の両面を意識した、幅広い分野からの出題であり、良問である。
- ・具体的事例を踏まえ、関係者が採る手段について問うている。
- ・内容としては適切である。答案として求められている量が少し多いが、試験である以上点差をつけなければならず、また、相対評価としての面も有することから、やむを得ないと考える。
- ・基本的な論点と現場思考の問題とがバランスよく出題されており、問題として適切である。
- ・出題に偏りが無い。
- ・過去の司法試験問題と重なる内容も一部見られるが、破産法及び民事再生法上の重要問題の中から、近時の判例の動向等も踏まえて、将来倒産実務に携わる者が習得しておくべき基本的かつ必須の問題が出題されており、出題分野、倒産実務や法科大学院での授業との整合性、難易度等、いずれの観点からも適切であると思料する。
- ・破産法及び民事再生法のいずれについても、基本的事項をベースにして条文や判例等を参考にすれば解答しうる設問であったから。
- ・倒産法の基本的な問題かつ重要な問題である。
- ・幅広い観点からバランス良く学習成果を測定し得る出題となっている。
- ・論点がそれなりに明確であるといえる。
- ・よく練られた内容であるため。
- ・本学法科大学院での授業では、細かい点は別にして、これらの内容はいずれも説明していたものであり、授業をまじめに聞いていれば解ける問題であり、法科大学院での授業内容が踏まえられているといえる。
- ・条文の理解を問う点、基本的な判例の知識を問う点、良問であると考ええる。

b. どちらかといえば適切である

- ・今年の問題は、基本をしっかりと押さえさせる問題で、それ自体は適切であったと考える。ただ複数年度を通してみると、年度により難易度にややバラつきがあり、選択科目の限られた頁数で何をどこまで、どう勉強し、どう書くべきか迷う原因ともなっているようにも思える。
- ・設問内容が実務で注意すべき点であることについては評価できる。ただ、小問が多く、知識を羅列するような答案が多くなってしまっているのではないかとと思われる。
- ・出題分野や論点の設定は適切であり、法科大学院修了者に求められる知識・能力を試すものとして良好な問題であるが、特に第1問について、分量が多すぎるように思われる。

- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・問題文が長く、問題の量が多すぎる。
- ・基本的な論点の組合せで構成されている良問だとは思いますが、第1問は論点が多すぎるように思う。第2問は、受験生の倒産法に関する学習差がそのまま得点に反映する問題だと思われる。
- ・どちらかといえば適切である、としか答えようがないから。
- ・内容的には、基本的なものが多く全体のバランスも良いと思われるが、やや問題数が多いように感じる。
- ・基本的な知識が問われているため。
- ・今年の問題は、基本をしっかりと押えさせる問題で、それ自体は適切であったと考える。ただ複数年度を通してみると、年度により難易度にややバラつきがあり、選択科目の限られた頁数で何をどこまで、どう勉強し、どう書くべきか迷う原因ともなっているようにも思える。
- ・民事再生法について、条文を探せないと解答できない問題であり、他の選択科目と比較すると、破産法だけでも条文が多い中、受験者の負担がやや重い印象を受けた。
- ・制度および判例など、基本的事項を正確に理解していることが問われる問題であり、適切であると考え。ただ、従来の採点実感で「基礎として求められる」とされていたとはいえ、民事執行の知識が直接問われている問題については受験生の中には戸惑った者もいたのではないかと推測する。
- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

c. どちらともいえない

- ・それ自体は良問と考える。しかし、分量が多すぎる。時間内に出题趣旨で要求しているようなことを全部書けるか。それを別としても、与えられた答案の枚数に収まるか。

d. どちらかといえば適切でない

- ・回答時間に比し設問数がやや多い。
- ・全体として分量が多い。第1問は小問が4つ、第2問は(数え方にもよるが)小問が3つあり、受験生がじっくり考えて解答をするのは困難であったのではないかと推測する。特に、第1問の2は、しっかり時間を使って考えてもらいたい問題であるところ、答案構成をする時間が十分にとれなかったケースが多いのではないかと推測する。

第1問

設問1

(1) 動産売買先取特権という法的根拠はともかくとして、民執 190 条 1 項 3 号・2 項の許可という手続まで問うのは、倒産法の範囲を超えているのではないか。

(2) この問いかけで、破 53 条の制度趣旨を答えさせるのは無理があると思われる。学説が大きく分かれている点であり、この論点を知っていることを要求するのは法科大学院教育に対する過大な要求であるように思われる。履行選択をして破産財団所属の債権を行使すれば足りる、という解答で十分ではないか。

(3) α の D への売却の経緯次第では、不当利得・不法行為になる余地があるように思われる（名古屋地判昭和 61 年 11 月 17 日判時 1233 号 110 頁）。

設問 2

破 67 条 2 項後段と破 71 条 1 項 1 号（これによる相殺禁止は 71 条 2 項各号では解除されない旨）という破産法の条文の構造をまず解答させる問いかけは、受験生の基本的な理解を試す意味でよいと思われる。

第 2 問

設問 1

民事再生法 155 条 1 項但書を問うだけの狭い問題であり、設問 2 に小問が 2 つあることを考慮に入れてもなお、民事再生法の理解を広く試せるとは思えない。また、①から③までは条文通りにあてはめるだけの簡単な問題であるのに対して、④は支配会社の債権の劣後扱いの可否という理論的にも相当難しい問題であり、受験生としては、実は簡単な①から③までについても何か難しい問題があるのではないかと疑心暗鬼になったのではないと思われる。極端に難易度の違う問題を、このような形で並列することには違和感を覚える。さらに、出題趣旨には「本件における具体的事情を摘示して」とあるが、問題文には支配株主である旨の事実が示されているだけで、劣後化の基礎となるような不当支配あるいは過小資本を伺わせるような事実は示されていないため、受験生は当惑したのではないかと思われる。

設問 2

(1) 再生計画の遂行や変更は、実務的には重要であろうが、わざわざ司法試験で問うまでの論点かどうかには疑問が残る。

(2) いろいろな（しかもきれいではない）数字が問題文中にちりばめられている中で、民再 189 条 3 項の要件を満たすかどうかの具体的な計算を受験生にさせるのは酷である。このような計算をさせる以外にも、民事再生法の理解を試す出題はいくらでもあると思われる。

- ・ 難易度は適当であるが、量が多すぎる。
- ・ 問題数が多い、細かい。

e.適切でない

(8) 経済法

a. 適切である

- ・いずれも、オーソドックスな問題であり、且つ、違反行為の要件及び審判決を十分理解していることが要求される良問といえる。
- ・基本論点と基本判例を理解していれば、取組みやすい問題であるため。
- ・2問とも基本的なもので、どのような教科書・授業を受けても必ず説明されている部分である。
- ・独禁法上違法となる行為の要件につき事案に即して論じさせる問題であり、法科大学院教育レベルで解答できる適切な問題である。
- ・法科大学院における教育内容に即した内容の問題であり、難易度及び問題の量、何れも適切である。
- ・従来のハードコア・カルテルに関する出題が周延的な論点を検討させるものが多かった印象もあり、ハードコア・カルテルの事例を出題することについては否定的な考えを持っているが、第1問は、不当な取引制限の各要件を丁寧に論述することを求める良問であると感じた。第2問も、2つの垂直的非価格制限行為について、行為要件及び効果要件を検討させるものであり、定番の行為類型すぎるくらいはあるものの、現状では適切な出題であると感じた。
- ・基本的な出題であり、受験者の学修内容がそのまま反映されるようなものであると考えられる。昨年出題がやはり基本的な出題でありながらも独禁法2条1項後段の些末な点を冒頭で考慮することを前提とするかのようなものであったのとは対照的に、一貫して基本的な出題となっている。
- ・経済法に関する基本的な知識の正確さを確認できる良問であるから。
- ・独占禁止法の基本を正確に理解していれば対応可能なものとなっている。
- ・基本的な論点が明らかになる設例となっている。
- ・実力の差が適切に反映する問題だから。
- ・基本的論点について問うており、分量も適切であったため。
- ・今回の出題は、〔第1問〕における情報交換といい、〔第2問〕における垂直的制限といい、いずれも近時、学問的にも実務的にも話題となっている論点に関するものであった。教育の現場においては、基本的な学修を踏まえた上で、最近の独占禁止法の運用動向にも適切に目を配りつつ、学修を促す必要を求められる問題であった。本ロースクールにおいては、経済法BP・WPなどにおいて、両方の論点は最新の動向を踏まえ、授業の中で具体的に議論してきたところでもあり、試験のレベル・内容ともに適切であったと考える。
- ・基本的論点が網羅されていたこと・それらの回答にテクニカルな知識・思考を要しなかったことから、適切であったと思います。ただし、正統的な(素直な)出題内容であったことの裏返しで回答が容易になったように思います。

b. どちらかといえば適切である

- ・〔第1問〕及び〔第2問〕ともに具体的な事例に基づいた出題であり、設問それ自体は適切であるが、受験者が最終的に正解を出すためには、かなり高度の分析力が求められることになる。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・受験生にとって論点が見えて答えやすい問題である。
- ・第1問、第2問とも、要件の意義を理解し、要件への事実のあてはめが正確にできるかを確かめる問題で、各要件の意義についての理解力、事案の分析力、要件へあてはめる能力等を問う適切な問題である。
- ・基礎的な事項を問うているといえる。
- ・どちらも難しすぎず、かといって易しすぎず、受験生の独禁法の理解を問うのに適切な問題だと思う。ただ、どちらも競争停止の弊害を問題にしており、排除効果の出題がないのがやや偏っているように感じた。(第2問設問(2)については、流通取引慣行ガイドラインをあてはめただけの回答で適切と言えるのか、やや疑問を感じた。
- ・基本的事項を問うているため。
- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

c. どちらともいえない

- ・出題がやや実務に偏り過ぎているように思われる。経済法にかかる基本的な知識の理解を確認できる出題内容になっているかについて疑問がないとは言えない。

d. どちらかといえば適切でない

- ・出題がいわゆるハードコアカルテル、なかでもその意思連絡の内容の認定をさせることを主眼とした問題に偏り過ぎている。与えられた事実から需要代替を考慮して市場画定が可能な問題を少なくとも1問は出題すべきである。また、企業結合、排除、垂直的制限、非ハードコアカルテルにかかる共同行為等であって行為が競争に与える影響が自明でなく、通説的見解によれば違法性判断を行う上でシェア等の考慮が必要となる問題を少なくとも1問は出すべきである。そうでなければ、現在の公取委・裁判実務を前提とした細かく普遍性が必ずしも認められないような事項にかかる知識・検討能力に偏った学修を促す一方で、受験生が長期的にビジネス法務に関与していくに足る能力を習得しようという意欲を損なうおそれがあると思われる。他方で、難易度については、適切であったと思われる。
- ・問題文の量が多すぎる。試験時間を考慮するならば、1問につきA4で1枚程度にするべき。
- ・出題が典型的なカルテル事件に偏っており、論点も意思連絡の内容の認定にかかわるも

のなど限定されているように思われる。確かに審決・判例が多いのは典型的なカルテル・談合事件であるが、裁判例にならなくとも実務的には企業結合や不公正な取引方法で競争減殺効果を判断させる問題が重要であり、また多くの法科大学院でもその領域に時間を割いている。なお、典型的カルテルでない数少ない事案でも、公取委の過去の相談事例に依拠したと覚しきものが散見され、さらに相談事例の法的構成をそのまま踏襲しているような印象がある。相談事例はその時々担当者によって答えもばらつきがあって、すくなくともその法的構成については批判的に吟味すべきものであって法源と見るべきではない。にもかかわらず、これまでの出題趣旨の中には、その点の配慮が乏しく受験生に過去の相談事例を暗記の対象と考えるような傾向を生み出しかねないものが見受けられた。なお、初期のころは異常な難問としかいいようのない出題もあったが、最近の難易度は妥当な水準になってきたように思われる。

- ・ハードコアカルテルで事実認定させる問題にかたよりすぎではないか。
- ・第一問は、事実認定問題にみえる。法科大学院生が独禁法の要件事実論について教育を受ける機会はほとんどないと思われる。その点で、出題趣旨等の「経済法に関する基本的理解」を求めたに過ぎない、との見解とは矛盾し、かつ、受験生に対してフェアでないように思われる。この数年、この種の問題が続いているが、是非とも改善を望みたい。

第二問小問2は、出題趣旨・採点実感に指摘されるように、資生堂・花王最高裁判決について触れるべきではあろうが、同判決は、それなりの合理性と同等性については述べたものの、販売方法の制限それ自体が持つ価格維持効果の判断方法については、実は何も述べていない。この点を正確に理解する者ほど、公正競争阻害性判断について記述を試みれば、先例や学説等の手がかりのないところで記述しなければならないため、かえって点数が低くなるという結果になっていないか懸念される（判決は、再販等の手段行為である場合についてしか述べていないが、本問はこのような事案でもなかろう）。また、同判決は、再販との関連で、説明販売の義務付けによりコストひいては小売価格上昇による「価格安定効果」が生ずるとは述べているが、これはガイドライン等の「価格維持効果」と同視しているとは思われない（だから違法としていない）。さらには、B、C社による並列実施もない中で、シェアに差があるとはいえ、価格維持効果を生じさせるかについては設問からは判断しがたい。シェア差が大きいとはいえ、単独型の市場支配力（の小型版）問題を生じさせるか否かは、短期的にはB、C等の供給余力に依存することからすれば、シェアだけで判断してよいか、正確に理解している者ほど迷うのではないか。

e.適切でない

(9) 国際関係法(公法系)

a. 適切である

- ・ 基本的知識を問いつつ、当該知識の応用を試す良問である。
- ・ 近年話題になっている分野からの出題であり、特に第2問目については、実務上も想定される問題であることから、適切であると考ええる。
- ・ 講義の内容・レベルからみて適切であると思われる。
- ・ 国際法上の基本的な問題である。
- ・ 分野的にバランスのとれた出題であり、設問もオーソドックスであると同時に多様な論点について聞くものであって、きちんと学習した者には回答できる内容となっていることから学習の到達度を図るのに適切な出題となっているため。
- ・ 法科大学院で要求される学習の範囲や水準からみて、適切である。
- ・ 法科大学院にて使用されている標準的な教科書に基づいて基本的に回答できる内容である。
- ・ 基本的論点に関する解釈能力を問う良問が多く、出題範囲のバランスもとれているから。
- ・ 基本的知識を適切に組み合わせれば回答できる。
- ・ 解答の筋道から論理構成が評価しやすい。また、くせのない問題で難易度も例年並みである。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 実際の法律実務において問題となるテーマを、もっと選ぶべき。
- ・ 国際法の基本的な論点を問う問題が中心であり、その点では適切である。しかし、設問が不適切又は不明確な点がある。例えば、第2問設問1では「Y 大使の見解」に対する「主張」が求められているが、これを「反論」と理解するならば、解釈論的には、最終的にはほとんど反論し得ないのではないか。出題の趣旨や採点雑感などをみると、ペルソナノングラータや裁判権からの免除の放棄などに触れているが、これは、「Y 大使の見解」を受けて、その後にA国政府がとり得る措置であるか、A国に対して行う「要請」である。立場を固定することなく、単純にA国大使の見解の成否を論じさせる方が、受験生に対して親切だと思われる。
- ・ 第1問は、安保理決議の効力や国連機関の権限関係などの国際組織法の問題に特化しすぎており、国際法一般の問題と言えるかどうかやや疑問である。第2問の外交免除に関する問題では、設問1と3についてのそれぞれの回答の内容が若干重なる危険もあり、両者の区別という点で出題の意図がやや不明確ではないかと思われる。
- ・ 前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・ 具体的なケースへの解答を通じて、国際法の基礎知識とその応用力を試そうとして

いるため。

- ・例年と比較して、国際法の基本的な問題を、分野の偏りなく出題されており、かつ、学修の度合いが適度に点数に反映されるような内容・性質の問題と言えるように思われる。

- ・従来の出題と比較して、出題のレベル自体は、基本的に妥当なものとする。しかし、時間内に丁寧な答案を作成するためには、小問がやや多いのではないかとの危惧がある。

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

- ・第1問は安全保障に関する知識を問うものであり、丁寧に教科書を読んでいれば十分に回答が可能である。なお、設問3の「全会一致で採択された場合」という設定は、設問1との関係で出題趣旨（「決定」の法的拘束性を回答させるものと思われる）を理解しにくい恐れがある。第2問は外交関係法の基礎知識（特にICJの主要判例）を問うもので、レベルとしては適切かと思われる。なお、設問2は誘導がやや抽象的であり、どこまで答えるべきか迷う部分が残る。私人の行為帰属要件、求められる相当の注意のレベル、賠償請求の内容、違法性阻却の可能性（と自己完結的制度、特に慣習法上の対抗措置の排除）など、潜在的には関連論点が多岐にわたるため、もう少し的確・詳細な誘導が望ましいと思われる。

- ・①評価できる点…2問とも社会的な関心が高い旬ネタをベースとしつつ、広範な論点を含む設問となっていたこと。

- ・②気になった点…小問の数が少し多いと思われること、採点実感を読む限り、問題自体はそれほど難解とはいえないものの、採点がかかり厳しいと思われること。

- ・標準的な論点に関わる問題であると思う。もう少し易しくてもいいかもしれないが……。

c. どちらともいえない

- ・従来に比べて、国際法を解釈して問題の設例に適用する能力を問う設問となっていない、あるいは各設問が国際法の制度の個別論点にとどまり、それらを総合する一般国際法との関連づけの能力を問う出題が少ないように感じる。

d. どちらかといえば適切でない

- ・時事的に過ぎ、かつ設問1、ごく基礎的な国連憲章の事柄についての質問、設問2、は広範囲の論述も可能な根拠を法的に問う問題となっている。

- ・設問には細部にわたり難易度の高いものがあり、受験生に求められている知識の範囲を越えると考えられるものが含まれ、また、量的にも過多である。

・出題内容については、演習科目が開講され、学生が具体的な事例問題の答案練習をしてきた場合には十分解答できるものだと考えるが、本学法務研究科では、国際公法の演習科目は開講されておらず、その点から(d)と回答した。

e.適切でない

・第1問に関して、かなり問題が散見される。設問1は、国際組織法または国連法といった科目では取り上げられるが、一般の国際法の講義ではそこまで取り扱うことはできない。また、国際法の教科書でそこまで言及するものはほとんどない。国際法、国際人権法及び国際経済法だけでなく、国際組織法も学生が勉強しなければならないとすれば、かなりの負担を強いることになる。また、この問題は、既に国連の慣行上確立した問題であり、今時点で問題とする意義があるのか、疑問ナシとしない。総合評価を見れば、安保理の慣行に従って解答することが期待されているようだが、常任理事国すべて棄権した場合でも採択されたといえるのだろうか。設問2は、安保理決議は国際法の執行ではないので、国際法上の根拠を問うことに疑問を感じる。安保理は、第6章下において紛争だけでなく事態についても取り扱うことができ、第7章下においても平和に対する脅威等があれば十分で、国際法上の議論は不要。「安保理決議案においてB国の軍事行動を非難する国際法上の根拠」はなくて良いはず。たとえ国際法上の議論を行うとしても、「領土保全」に対する「武力行使」という立論には違和感を覚える。Brownlieのいうように、「領土保全」に対する武力行使であろうがなかろうが、武力行使は一般的に禁止されているのだから。当然「他国に対する武力行使」であることは必要だが、しかし実効的支配だけでは権原の証明にはならず、依然領土紛争が存在しており、A国の領土(つまり他国の領土)と確定してはいない。むしろ、友好関係宣言が述べるように「領土紛争または国境紛争を含む国際紛争を解決する手段としての……武力行使を慎む義務」を主張する方が妥当といえる。つまり係争地における武力行使禁止原則である。設問3に関連して、「B国に要求する決定」がなされたようであるが、決議自身は「要求する」ものであり、これは勧告的効果を有すると推定される(参照、佐藤哲夫『国際組織法』208頁)。つまり、B国に要求する(勧告の意味)ことを決定(決議の意味)するもので、文言から拘束力は出てこない。さらに平和に対する脅威等の認定も行われておらず、第6章における勧告とみなす方が妥当に思われる。作問者は勧告であっても法的拘束力を認める議論を期待しているのだろうか。確かに国連憲章第25条は、決議の意味で「決定」という言葉を使っており、安保理の決議はすべて決定という議論もあり得ないわけではないだろうが、一般的な理解からはほど遠い。設問4に関して、総会の実行からすれば、総会決議採択当時安保理が活動していなければ当然に決議採択が可能で、安保理が行動している最中でも総会は決議採択を行ってきている。ICJも壁事件でこの点を確認している

(2004 ICJ 148, para. 25)。出題趣旨や採点実感で記されていること（安保理が決議採択に失敗しただけでは総会は決議不可）は間違っていると思われ、教育上、好ましからざる影響を与えうることを懸念する。第2問の設問1に関して、Xの国籍はどこか。XがA国の国籍を持つことも想定できないわけではないので、その場合外交関係条約第38条の適用が問題になり得る。そうした場合分けを求めないのなら、「B国の外交官」と記すだけでなく、B国の国籍を持つことも明記してほしかった。出題趣旨においてペルソナ・ノン・グラータが言及されているが、Y大使に対するA国政府の見解としては不適切。Y大使に対する反論とはなっていない。また特権免除の放棄に関する言及もあるが、これについても「義務を負わない」という大使の主張に対する反論・回答とはなっていない。設問2に関して、「どのような請求を行うことができるか」というのは、かなりあいまいな表現で、解答しづらい。ここで尋ねられている「請求」とは、出題趣旨を見れば、原状回復、金銭賠償及び満足を意味するようである。とすれば、そうした請求内容について「A国政府側からの予想され得る反論」などがありえようか。「A国は国家責任を負うか。国家責任を負うとすればその根拠は何か。またどのような請求を行うことができるか」といった明確な問題設定が望まれる。

(10) 国際関係法(私法系)

a. 適切である

・全体としてよく練られた良問と考えられる。前年度までは、細かな小問が多く設定され、それぞれに簡潔かつ迅速に解答することが求められているようにも思えたが、今年度は設問数が減り、問題をじっくりと検討した上での論述が求められることになり、より適切な内容となっている。ただし、第1問の設問2(2)、第2問の設問2については、若干ではあるが難易度が高すぎるとの評価もありえよう。

また、第1問の設問2(2)の採点実感の中に、「第35条第2項の見落とし」という文言があることが若干気になった。この問題については、かつての(平成元年前)法例23条による見解でも同条1項により被後見人の本国法による見解が唱えられていたこと、また、本問で後見が必要となったのは通則法32条が指定した準拠法の適用結果であり、しかもその「者」について後見開始の原因があったとは言えないと解する余地もあること、といった点からすると、結論として35条1項によった答案を、それだけで低く評価することには躊躇を覚える。35条2項について論じていれば、結論として同条1項によってもよいとして評価すべきであった(そのように評価することがより明確に分かるように採点実感に記載すべきであった)と思われる。

・基本的な事項を適切な設例と設問により問う形がとられており、とても良い問題だと思

われます。

・いずれの分野についても、実務上重要で、交錯領域に属する問題点を総合的に出題していること。

・国際私法の基本的な論点を押さえることで対応可能な問題である。

・法性決定など国際私法総論に関わる問題から弁済の通貨など実務上重要な問題まで幅広く目配りされており、また、問題文で「準拠法決定プロセスを踏まえて論じなさい」というように、思考過程を正面から採点の対象とする点で、法科大学院における教育を意識しているように見受けられるため。

・全体として思考のプロセスを問う良い問題であったと思う。ただし、論点が多すぎたかもしれない。また、第2問は、一つひとつの小問が重いように思う。

・基本的論点を押さえつつ、やや難しい問題も出されており、適切に構成された問題と考える。

・比較的論点が明確となっているから。

b. どちらかといえば適切である

・昨年までの問題と異なり、実務ではそれほど意識されていないものの、学説上争いのある論点を問う問題が多かったように思われる。受験生には若干の戸惑いがあったのではないかと推測される。

・問題1の各設問はリアリティに乏しく、国際私法の理論的側面に偏った出題であるように思われる。

・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。

・第1、2問とも基本的な論点を取り上げている点は評価できる。ただ、採点に差をつけるためと思われるが、小問のなかに相当数の法科大学院の授業で取り上げないと思われる論点が問われており、疑問を感じた。

・2問とも、学説等の対立を明らかにした上で、説得的な理由と共に私見を示すことが求められており、その意味では適切であると考え。但し、試験において時間の制約があるとは言え、第2問の1の但書において、「ただし、民事訴訟法第3の9の規定の適用はないものとする」という非現実的な仮定をした点は、(この点が最近の判断においてますます重要になってきていることを考えれば猶更) 疑問が残る。

・第2問の比重がやや重いように思われる。

・従前どおり、国際財産法と国際家族法をバランス良く出題している点は、受験生の回答能力を判断するうえで、適切で望ましいものではないか、と考えます。また、単なる論点主義に陥らず、法適用に当たって実践的な運用能力を問う内容が出題されており、この点も縦割りの論点主義を排するという点で肯定できる内容だ、と思います。ただ、国際財産法(第2問)のうち、設問3は支払通貨の選択(代用給付権)に関する

る準拠法を問う内容ですが、この論点については百選では掲載されているものの、実際の法科大学院の授業（4単位）では時間的な制約から、殆ど説明を行うことができないのが実情です。学生の習熟度・理解度を問うという視点からは、可能であれば、典型論点を使っただけでその知識に関する運用能力や応用力を問うものを出題いただくのがより望ましいのではないかと考えております。来年度以降の出題に当たりますて、ご一考をいただければ幸いと存じます。

- ・第1問は比較的平易、第2問は応用的な内容を含み、実力差が答案に現れやすい、バランスの良い良問であり、基本的に適切であると考えます。ただ、いずれも、やむを得ないことであると理解できるが、反致は考慮しない、民事訴訟法3条の9に該当する事由はないという趣旨の設問は、いかにも教室事例的な表現で、いささか疑問の余地を残すように思われる。

- ・本年度は、例年に比べて骨がある問題であり、国際私法を深く理解したできる学生とそうでない学生を選別することができると思われる。

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

- ・第2問の出題に異議はないが、第1問は、実務的必要性の疑わしい些末な問題を取り上げ、純理論的視点からの解答を強いる内容になっており、実務法曹としての能力を測る司法試験問題として、適当とはいえないように思われる。

c. どちらともいえない

- ・第1問設問1.(2)が難しすぎたと思われる。法適用通則法32条と35条の体系的関係やそれぞれの趣旨・目的を理解していても、かなり優秀な受験者でないと、理由を説得的に示して解答するのは困難であつたらう。もっとも、その他の問題は基礎的理解を試すのに適切な問題であつた。

- ・全体として、問題量が多く、解答時間との関係で受験生が十分余裕を持って解答できたかやや疑問がある。出題としては、法適用通則法上明文規定がなく、解釈が分かれる争点に関するものであり、受験生にとってはやや難易度が高かつたと思われる。

- ・出題趣旨によれば、第1問の設問1は、夫婦間の日常家事債務の性質決定を問うものである。論点としてあまり注目されるものではなく、問題文で詳細な説明をすることで補充しているが、出題として適切であつたかやや疑問が残る。事実関係についても、AB間の夫婦財産契約の有無に言及しておくべきであつたらう。

他方、設問2(2)は、父母の財産管理権が及ばない未成年の子の財産管理の性質決定及び日本法に不知の法制度の手続法上の扱いを問うものであるが、いずれも論点としてはやや特殊である。また、問題文からは、「手続上の問題点」が何を指すのか必ずしも明らかではなく、①国際裁判管轄の有無を問うのか、②日本の家庭裁判所の職分管轄の対象となるか否か（家事事件手続法が予定していない外国法上の財産後見人の選任を行いうるか否か）

を問うのか、二通りに解釈する余地がある。出題趣旨のように、②であることを示すには、問題文において日本の国際裁判管轄が認められることを明記したほうがよかったように思われる。

第2問の設問1は、Y1Y2 について日本の国際裁判管轄が一般管轄権及び主観的併合に基づいて肯定されることを答えれば足り、回答は容易であったと思われる。

他方、設問2は、法人格否認の法理の性質決定と準拠法（法人の従属法によるか、契約準拠法によるか等）、設問3は、弁済の通貨（代用給付権）の準拠法（債権準拠法によるか、補助準拠法としての履行地法によるか、通貨公法説に立つか等）を答えさせるものである。いずれも特殊な論点であるうえ、知識がなければ解答が困難なものである。出題は、もう少し基本的知識を踏まえて考えさせる内容としたほうがよかったように思われる。

- ・教科書類での記述が比較的薄い箇所からの出題に偏った感がある。
- ・問題の難易度が決して高くはないため、答案の採点で差別化をはかれるか、気になる。問題に対し、単純かつ機械的な思考で解答が可能であるように見受けられる。

d. どちらかといえば適切でない

・全体として、年度の出題内容の多くは学説の対立があるものであった。学説に対立があるということ自体に問題があるわけではない。しかし、そのうちの多くは、教科書に説明はあるものの記述はそれほど多くないものであった。基本的な事項について問うものであるべきという観点から見ると疑問がある。特に、第1問の設問2(2)の論点は多くの教科書では直接的には取り上げられていないものであり、第2問の設問3も通常ロースクールの授業ではあまり取り上げられない論点であり、いずれも多くの受験生にとっては見たことがない論点だったと思われる。また、その2問とも実務的にはほとんど出現しないものであり、実務家養成試験としては疑問が残る。

e. 適切でない

*回答なし

- ・十分に練られた問題によって、基本的な事項が問われているから。

(11) 環境法

a. 適切である

- ・ 公法、民事法のバランスがとれている。
- ・ 出題対象の分野が、環境影響評価・循環型社会形成推進（リサイクル）・自然環境保護といった多様な分野からの出題であること、具体的な法規の解釈論を問うとともに、法規の趣旨やその理念的背景を問う等、受験者の環境法への理解や法的思考力を問う優れた問題であると思う。
- ・ 本人の申告によると、私の法科大学院の学生が、本年度環境法選択者の最上位であり、そのほか 10 位以内の学生もいた。私は、法科大学院設立当初から、本大学院において、環境法の授業を担当しており、環境法各科目の共同担当者と私が考えるもっともふさわしい教育をしてきたつもりでいる。それが反映された結果であると考えてるので、本年度の環境法の試験問題は適切であると思った。
- ・ 基本原理を問う内容となっている。
- ・ 環境紛争の基本的な事案を例に、関連する環境法分野における主要な論点、また、環境基本法の基本理念と個別法の原則、政策手法のつながりについて、それぞれの理解と的確な記述を求める出題であった。関連分野として、環境影響評価、公害訴訟、地球温暖化、リサイクル、自然環境にまたがり、よく工夫されていた。
- ・ 制度面の理解、訴訟面の理解、政策面の理解が上手い形で問われている。内容的にも、公害法、環境影響評価、自然保護というように、偏りのない出題になっている。問われている内容は、極端に難しいものではなく、基本的な知識を活用すれば対応できるものである。
- ・ 第 1 問は、政策と訴訟の融合問題であり、すべて教科書で掲載されている論点である。奇を衒うことのない内容で、良問であったと言える。また第 2 問も環境基本法 4 条に規定されている基本理念がどのように生かされるべきかを問う問題だった。容器包装リサイクル法にある拡大生産者責任と、自然公園法のゾーニング制度の基本的な理解をしておけば、それ相応に答案としてまとめることができるのではないかと思われた。
- ・ 環境法の特徴を踏まえた出題となっている。
- ・ 概ね基本的な制度の理解を問う問題になっており、難易度という点でも適切であると思います。小問が少し多い印象をもちました。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 例年と比較して、かなり広範囲の環境法領域から出題されているが、いわゆる難問は回避されており、その点は適切と思われるものの、もう少し出題数を減らしてもよいと思われたため。

・出題形式のバランスという点で、法政策に関する設問と比べて、訴訟に関する設問が少ないように思われる。

・環境法の各制度の趣旨や条文、環境法の基本原理、手続の流れを問う基本的問題、あるいは試験科目としての環境法が対象とする法分野を広く扱いつつも原理原則にさかのぼった説明や理解を問う点ではよく考えられた問題である。ただ、各問題でどこまで書くべきかの判断は難しく、小問数が多かったことから、時間内処理で失敗するリスクが高い問題であり、選択科目という実情に照らすと、多くの受験生にとって相対的に負荷が高い問題だったのではないかと（特に第2問）。

・出題趣旨が明確に伝わる問題と思われる。

・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。

・基礎的な問題である点はいいのですが、問題数が多すぎ、時間的に回答が困難な面もあったのではないかと考えます。

・幅広い知識を問う良問である。

・基本的な論点に関するオーソドックスな問題であると思われる。

・事案がやや短い。

・出題傾向が例年と大きく変わらなかったことは受験生にとって良かった。ただ、出題趣旨において「〇〇について論じている答えは少なかった」とされている論点については、受験生が解答できなくても無理もないものが多いように感じられる。

・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

c. どちらともいえない

・出題傾向が変わったのは興味深いですが、問題が多すぎるのではないかと。

d. どちらかといえば適切でない

・採点実感の【学習者及び法科大学院教育に求めるもの】で「法曹実務において、条文は全ての基本で・・・条文を正確に読む能力を訓練し涵養することが必要」との出題者の意図は十分に理解でき、題意そして該当条文を素直に読み取れば、環境法に精通していなくても、ある程度解答できうる問題と思われました。特に採点実感の【第1問について】1(3)の差止め請求について、呼吸器系疾患の原因物質である窒素酸化物は、大気汚染防止法上の排出規制物質であって、さらに、同法第25条の無過失責任規定の対象となる健康被害物質になっていることは、訴訟提起の理論構成をする場合に知っておいて欲しい、とされたことは、法曹実務上重要なことと思っております。

その一方、〔第1問〕の〔設問3〕の地球温暖化対策法の特定排出者の温暖化ガス排出量の報告義務の仕組みについて規制手法との比較しその特質について説明を求めている設問

がありましたが、全体的な視点が“環境法”というより環境基本法体系下の行政法そして民法の損害賠償の法理そのものという捉え方のような印象を受けました。

・問われている問題点の1つ1つをみる限りでは、実社会で生起している事案にアンテナを張りつつ、受験時点で要求される(べき)基礎的な知識等および応用力を修得していれば十分対応し得る問題であると思われるが、出題趣旨や採点実感を拝読すると、答案において論述すべきとして出題者側で要求しておられるところにつき、質量ともに、試験時間との関係という観点からも、少し“欲張り”過ぎなのでは?との疑問を感じざるを得ない(および出題趣旨・採点実感等に係る下記意見参照))

[出題趣旨・採点実感等に係る意見]

問題文だけを目にしていた時点ではそれほど気にならなかったが、出題趣旨および採点実感を拝読し、昨年までと異なり、一步間違えると、答案の行間等に表れる政治的な主義主張如何等が合否を左右するような出題傾向となってしまうのではないかと、本試験の今後につき、一抹の危惧の念を抱かざるを得なかった。

・地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律という、司法試験六法に搭載されていない環境法令を問題の対象としている。

・環境法の基本的な知識を理解しているだけでは直ちには解答に結びつかない問題が散見される。

e.適切でない

3 〃. 出題趣旨・採点実感・最低ライン点の設定についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

・本年度は出題趣旨が比較的丁寧を示されたのがよい。または、採点実感も、採点者の個別意見の集合というよりも、統一性がとれており、評価できる。しかし、依然として、検察官の反論部分をどの程度のポイントに絞るべきかは明確ではなく、具体的指導が困難である。

・本年度の出題趣旨と採点実感は、具体例が豊富で在学生在が学習する手掛かりが例年よりも多いように感じる。今後とも、この程度の情報量を期待したい。

・本年の採点実感については、出題や論証の形式に則して答案の傾向を示して、評価の分かれ目を読みとることができる点、説得的な論述をするために注意すべき具体的な指摘が含まれている点など、来年以降の試験受験者だけでなく法科大学院の憲法教員にとっても有益な内容であると高く評価している。

・何をどのように書けば評価されるのかの情報をもう少し情報提供すべきである。

・「出題の趣旨」、「採点実感等……」とも一層丁寧に行われており改善されている点に好感をもった。

・昨年の問題は、地方公務員の採用にかかわる行政事件であったが、適用すべき法令や採用の基準となる規則が何も示されていなかった。関連する付属資料も全くなかった。そのため法令違憲を検討する余地（必要）がないだけでなく、適用違憲の問題だとしても準拠すべきルールを見つけるのが難しく、難易度以前に、憲法の試験問題として適切といえるかどうか相当に疑問のある問題であった。単なる行政事件を無理やり人権問題として仕立て上げた観があり、出題者が適用平等に焦点を当てて論じさせようと誘導するところなど、不自然さが目立った。

今年の問題は本来の形に戻った。すなわち、人権を制約する法律の内容が、条文とともに明記され、かつなぜそのような法律が制定されるにいたったかの事情（立法事実）もある程度詳しく記述されている。そして新法の適用の結果としての具体的事件も明記されている。

設問の形式も、設問1で当事者（付添人）の立場に立つ違憲論をはじめに述べさせ、設問2で合憲論の立場からの検察官の反論と、自己の見解を述べさせるもので、憲法の人権理解を問うのにふさわしい形式であり、妥当である。昨年、はじめて小問ごとの配分が示されたが（40点－10点－50点）、これは適切でなかった。とくに合憲論からの反論が10点というのは不自然である。出題者としては、合憲か違憲かで選択を悩むようなきわどい問題を出題しているはずである。憲法は型どおりの答案がすぐれた答案とは限らない。小問のどれに重点をおくかも問題の内容により、また解答者により変わってくる。全体を通じて、解答者が人権をどれだけ深く理解しているかが評価できればいいので、解答者や採点者の自由度を奪う配点方式を1年限りで放棄したのは喜ばしいことである。

・受験生は、どの権利の制約と考えるべきかについて頭を悩ませたと思うが出題趣旨でその点を明確化していないことには、不満もあると思われる。採点にあたり、この点であまり厳

格な立場をとらなかったということなら、そのように明示してもらえると、受験生も安心するのではないか。

- ・整理されたもので、たいへん結構です。

- ・採点実感が全体として統一されたかたちになった点は高く評価できます。

- ・特に出題趣旨に、特定の学者の色が出すぎている。例えば、「規制の前段階化」。また、「基本権」「侵害」といった言葉遣いはドイツ憲法研究者にはなじみがあるのだろうが、「憲法上の権利」「制約（制限）」などと言うのが一般的であるように思われる。また、採点実感に「具体的危険が認識できない段階で個人の人権を制限することがいかなる条件で許容されるのかという問題」について意識された答案が少なかったとあるが、それは受験生の能力不足ではなく、出題の仕方が悪かったのだと素直に反省していただければと思う。

- ・埋め込む点は手段それ自体の問題でしょう。

- ・プライバシーに関して違憲審査基準などを自分で設定させるのはやや受験生には難しすぎるような感もある。

- ・出題趣旨の文章が硬すぎる印象を受けた。

- ・出題者側が求めた「将来における害悪発生を予防するために現時点において個人の行為に制限を課すものであり、具体的危険が認識できない段階で個人の人権を制限することがいかなる条件で許容されるのかという問題」について、受験生に把握させた上、それらを答案に書くことを期待するのは、かなり「酷」であると思う。

審査基準の設定とその理由付けをかなり重視していることが想定される採点方法においては、審査基準一辺倒にならないようにと主張していた例年までの傾向に変化が齎されたのかと疑問を覚えた。関連して、審査基準に拘泥されていない判例との関係をどのように捉えればよいのかについても、若干、違和感をもった。

- ・1. 出題者からは、(A)犯罪予防目的の行動監視である点を深く考えてほしかった、(B)未だ警告・禁止命令の効力を争う段階ではないことに留意してほしかった、という思いが発せられている。(A)については、たしかに理論的に興味深い点であるが、果たして法科大学院教育に期待されているものなのか、疑問がないではない。(B)については、別の考えもありうると思う。その点は置くとしても、問題文のなかの弁護士Tの意見を読み、下記2にあげるような負担の中で受験者が解答することを考えると、(A)(B)の点で出題者の意に沿わない結果となったとしても、仕方がない面があろう。もっとも、受験者の側もその点は割り引いて出題趣旨と採点実感を読むと思われるので、回答者のこの指摘は、あまり気にされる必要はないだろう。

- ・2. 上記のように、昨年度の設定問形態（設問1を(1)と(2)に分けるとともに、設問1(1)、同(2)、設問2の配点を示す）をなぜ今年度採用しなかったのか、また、また設問形態の違いにより答案の出来不出来に違いがあるのか、説明すべきであった。この点についての出題者の見解が示されないままに採点実感の「6 検察官の反論又は私見」が出されているのは、理解できない。そもそも一昨年までの憲法の設定問形態は行政法に比べて不親切であった。たっ

た2時間の試験で3者の立場をどのように書きわけるべきか、受験者にとって悩ましい問題である。昨年度の形態は、そのような意味での受験者の負担を軽くする意義があったと思われる。出題者さらに採点者の見解を追加して公表すべきではないだろうか。

・採点実感は、法科大学院で教育をする上で心がけていることと共通することが多く、法曹を目指すうえでの論理力や法的思考力、憲法学の知識、人権感覚など共感する部分が多かった。

・特になし。

・例年よりも採点実感の説明がわかりやすく、採点ポイントが具体的に示されているように感じた。

・出題趣旨について、可能な限りもっと具体的な説明がなされるとよいと思われる。

・出題趣旨がいかにもドイツ語の翻訳調〔「(基本的)人権」という日本国憲法上の語彙ではなく「基本権」とか、「～原則」等〕で書かれているためか、その手の文に必ずしも慣れていない学生からは難渋で読みにくいというクレームがあった。もちろん同出題趣旨の内容自体はごもつともであると思われるが、現下の普通のロースクール修了者にとって読みやすい言葉でお書きいただきたい。

・特になし。

・出題趣旨および採点実感はいずれも教育的配慮の行き届いたものだったので、今後もこの傾向が続いてほしい。

・採点実感はとても丁寧な説明になっていると思います。とりわけ共感したのは、「LRAの原則」に基づき実現困難な代替手段を示して違憲とする安易な論法を批判している点です。私も講義では口を酸っぱくして、「安易なLRAの基準の利用はプロの法律家に軽蔑される」と言っているのですが、楽な方法だからでしょうか、この論法に過度に依存する学生は常に一定数います。

・よい答案のイメージがよりはっきりと示されているとよい。

・31条から論じさせる意義もあったように思う。

誘導的に出題するのであれば、13条から身体への侵襲行為の可否を論じさせるような工夫が欲しかったという点で、中途半端に感じた。

・趣旨・実感とも極めて有益な学習アドバイスとなっていると思いました。

・GPSの埋設という身体的侵襲の問題点の位置づけについては、出題趣旨と採点実感との間で、若干のニュアンスの違いを感じた受験生もいたのではないかと。

・特になし。

・“優秀答案”上位5～10人を匿名で<本人が特定されないため、少し加工してもよい>公表すると、より具体的に検討しやすくなるのではないかと。

・出題テーマは疑問であったが、採点基準・実感などは過去何年かと異なり、受験生にはきちんと読ませたい内容に変貌した。評価が「どのような理由で審査基準の採用が説得的に説明されているかを軸に行われる」という点は共感できる。理由のない説をあるべき配点と不

均衡で書き散らす「予備校答案」が復活しかかっており、これにきちんと釘を刺しており、評価できる。

- ・ 出題趣旨が憲法学で使用されている共通語で書いてないので、解読不能部分がある。出題者には、もっと憲法の基本書をしっかり読んで学習してほしい。

- ・ 予防目的の人権制約という出題趣旨は、同じ研究者としては共感しうるものであるが、そこで狙ったものに対応した受験生が少なかったことからみると（しかも、木村・西村（法セミ740）も気づかなかった）、司法試験の題材としては高度すぎるということなのか？法科大学院のカリキュラムでは、そこまで行きつかないことの方が多いと思われるが、内在的制約の本質問題である以上、ありうる出題なのかもしれないとも思う。

- ・ これまでの問題傾向とやや異なる感がするが、問われている権利を確定し、先例的な判例を想定してその射程を具体的な事案に適用して考えさせる点では、同じであろう。

- ・ 出題趣旨・採点実感はよく検討されている。

- ・ 採点基準のより明確な提示を求める。

- ・ 従前より新司法試験体制になって以降、憲法においては、判例の判断枠組みや考え方を前提とした論証が求められる設問が出題され、また、出題の趣旨・採点実感においても、「判例を理解したうえで、それらを主体的に検討して判断枠組みを構築する」ということが毎年繰り返し言及されてきた。このような出題の傾向は、判例を素材として教育をおこなう法科大学院教育の理想と実情にも沿うものであったと言える。しかし、本年においては、これまで、毎年、繰り返し言及されていた「判例を理解したうえで、それらを主体的に検討して判断枠組みを構築する」という言葉が消えており、また、出題の趣旨のなかにおいて、具体的な判例に対する言及はない。管見の限り、本年度の司法試験の出題の趣旨において具体的な判例に対する言及がないのは憲法だけのように思われる。代わりに、予防的権力行使という基本的には法科大学院の教育では扱わないか、想定されていない概念がキーワードとして取り上げられている。これは、いわゆる共通到達目標等にもない概念である。

これまで、法科大学院では判例を素材とした教育をおこなってきたが、このような出題の趣旨が提示されたことにより、法科大学院の学生が判例学習は司法試験の論文対策ではもはや必要がないという意識をもつに至っており、法科大学院の教育においても大きな支障が出ている。出題委員は、本年度の設問と法科大学院における判例を素材とした教育がどのようにリンクしたものとなっているのか具体的な判例を挙げて出題の趣旨で述べるべきであるし、そのような判例がないような出題であれば、およそ法科大学院の教育は司法試験とは無関係であるということの意味するものであり、法科大学院教育の否定であると捉えほかない。

- ・ 特に無し。

(イ)行政法

- ・出題趣旨又は採点実感において、「本件要綱違反と裁量権の逸脱・濫用との関係について理論的に説明」する仕方について少しは説明するべきであるように思われる。
 - ・時間不足に陥った答案につき、「時間配分が適切でなかった」との記載があるが、認識の誤りである。一度ご自身で手書きの答案を作成していただきたい。
 - ・特になし。
 - ・全体として分量が多く、設問 4 を設定した趣旨がやや分かりにくいと感じた。法律事務所の会話の部分工夫してやや難易度を上げ、設問数を 3 つに抑える方がよいように思われる。
 - ・特になし。
 - ・特になし。
 - ・原告適格に関する知識と身近な法令である建築基準法および都市計画法の基本的な解釈を問う問題であり、出題の対象・内容ともに適切な良問だと思う。今年は誘導も的確で設問の意図について疑義が生じる余地もなく、受験者が戸惑うことも少なかったと思われる。出題の傾向がほぼ定まってきたが、受験生が対策を立てやすい反面で知識や思考パターンが固定化するおそれもあり、この点が少し気になる。
 - ・毎年同じ表現が続き、出題者の意図が一貫している点は良いと捉えたい。
 - ・特になし。
 - ・特になし。
 - ・特になし。
 - ・より具体的な「実感」の記述が望まれる。
 - ・出題素材の分野のバランスには配慮されているようですが、問題資料が膨大すぎます。15 頁前後にわたるなどいくら何でも無配慮もいいところです。いったいどういう能力を試そうとしているのでしょうか、早読み競争でもあるまいに。
 - ・設問 2 について平成 27 年 3 月 3 日判決を念頭に置かずに出題されていることが出題趣旨から分かる。しかし、厳密に言えば、2 つの重要判例への参照が必要となり、受験生にはやや負担が大きい。
 - ・詳細かつ適切であると考える。
 - ・設問 2 は、X2 については行訴法 10 条 1 項に関する論点もあるように思われる。そのような解答もしたと聞くが、採点実感で扱われていないのはなぜか。
 - ・以下の点で、採点実感に示された最高裁判例の理解には疑義があり、ひいては採点基準が適切であったのかが懸念される。
- 設問 1 (原告適格) について、都市計画法 (の第一種低層住居専用地域に関する規定) が「関係法令」であるとしているが、これは建築基準法 48 条を介して建築確認・例外許可の基準となっているのだから、「関係法令」ではなく、当該処分 of 根拠・要件を定めた法令として考慮されるべきではないのか。
- 設問 2 (手続的瑕疵) の先例として、最判昭和 50・5・29 (郡中バス事件) が挙げられてい

るが、これは審議会手続において主張立証の機会が十分に与えられたかどうかに関するものであるから、本問のように除斥事由に該当する者が審議に関与した類型とは、そもそも事案が異なるのではないか。本問については、単に票の数を問題とするのではなく、Bが委員として審議に実質的に関与していることから、手続の中立性・公正性を害して違法といえるかどうかという観点から検討すべきではないか（先例としては、最判平成14・7・9（固定資産評価審査委員会の審査手続）が参考になると思われるが、受験者にこの判例を知っていることを求めるのは適切ではないであろう）。

○設問3（違法性の承継）について、「本件例外許可の第三者への通知の有無と本件では原告らがたまたまこれを知っていたこととの関係や市職員による誤教示をどのように評価するか」が採点基準となるかのような記述があるが、最判平成21・12・17においては、このような個別の事情は一般論のレベルでも事案の解決のレベルでもまったく言及されておらず、検討することはそもそも不要とすべきであると考えられる見解もありうる。したがって、このような事情の検討の要否が先例から明らかでない以上、検討していなくても減点をすべきではない。

- ・特にありません。
- ・特に無し。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・時間内に解けないという受験者がいる。
- ・設問1(1)の出題趣旨および採点実感において、民法第93条ただし書類推適用による場合に関して、民法第116条に基づく追認の可否を問題とするべきことが説明されているが、民法第93条ただし書類推適用による場合は無権代理ではないことが前提である以上、無権代理行為の追認に関する民法第116条に直接に言及するには、それなりの説明を加える必要があるのではないか。

設問2(2)に関しては、民法上には存在しない「法定債権」という文言を用いた出題をすることの適切性について、実務家教員から疑問が提示された。また、本小問の出題趣旨および採点実感において、「平成26年4月1日付消費貸借契約に関する債権」を譲渡していることから、HM間の契約の解釈として不当利得返還請求権も譲渡の対象と認めるとの構成が第一に示されているが、これはありうる構成の一つであるとはいえ、この債権に関する事情を知らなかったMの意思の解釈として考えた場合、最適な構成と言えるのかは疑問が残る。他方で、債権者代位権による構成については、思いついたとしても、「法定債権に基づき、…請求することができるか」という問いに対する解答としてよいものかどうか、受験生にとっては悩ましい判断であった可能性も否定できない。

- ・以前よりもかなり詳しく記述されており、学習指針として参考になる。
- ・別紙のとおり。

[別紙]

1 設問1の親権者の代理権の濫用に関して、最判平成4年12月10日民集46巻9号2727頁は、「親権者に子を代理する権限を授与した法の趣旨を著しく反すると認められる特段の事情が存しない限り、代理権の濫用に当たらない」と判示しているが、同判決について、調査官解説は、親権の行使に関して広範な裁量にゆだね、代理権の濫用となる特段の事情をかなり限定的に考える立場に近い見解をとったとされ、親権者の内心における利益追求の意思が特に強いことが濫用の要件となるということを行っているのではないことにも注意を要すると述べている（上記最高裁判決調査官解説519頁）。

上記の判例の立場に立つと、本問では、Cが売買契約締結当時高校を卒業した18歳で、Aの家を出て自分でアパートを借り、恋人のDと同棲を始めており、AがCに仕送りをするなど恒常的に生活の面倒をみていたという事情は認められないことやAが遊興を原因とする多額の借金の返済に充てるために、乙土地を売却していることの事情が認められるものの、事例2に記載されている、乙土地について「Cの親権者であるAが公租公課の支払を含め両土地の管理を行っていた」という事情を重視し、いまだ「親権者に子を代理する権限を授与した法の趣旨に著しく反すると認められる特段の事情が存」とはいえないとする考えもないのではないと思われる。この見解は、多数説にはなり得ないと思われるが、特段の事情が存するか否かの事実認定の問題であるので、絶対にそのような見解が成立しないというものではないであろう。そうすると、上記見解をとった場合、代理権濫用にならないのであるから、代理権濫用になった場合に法的問題として取り上げられるべき本人Cの死亡による「無権代理と相続の問題」及び小問(2)における民法94条2項の類推適用の可否の問題について論じる必要がなくなるものである。

そこで、その後の重要な問題として予想される事柄を論ずる必要がなくなる結論を採らないという受験技術的発想を備えた者は、上記の問題に関してはあまり悩むことなく代理権濫用の結論をとることになり（仮に代理権濫用の結論を採らないで、「無権代理と相続の問題」を論じず、小問(2)において民法94条2項の類推適用の可否を論じず、D敗訴の結論を採った場合には、上記の論点の記載に関する点数が配点されないであろう。）、他方、上記最高裁判決及び調査官解説を十分知っている者は事例2に記載されている事情についてどう評価すべきかを悩むことになろう。

以上のとおり、本来事実認定に関して真剣に悩んで結論を出すべきところ、受験技術的発想により出題者の意図した結論が予想されるような問題は適当ではないと思われるし、少なくとも上記最高裁判決及び調査官解説を十分知っている者を悩ませるとされる事例2の記載は記載すべきではなかったと考えられる。

2 設問2の小問(2)に関して、この設問を素直に受け取ると、MがEに対し有している法定債権である不当利得返還請求権を念頭において解答を作成するのが通常ではないかと思

われる。出題趣旨及び採点実感にあるように、HがEに対して有する不当利得返還請求権の債権譲渡を受けたという解答は、HのMに対する債権譲渡の中に消費貸借契約に基づく金銭債権のほかにも不当利得返還請求権の債権譲渡も含まれていたのかという事実認定にかかる問題も含むものであり（事例 22 には、「平成 26 年 4 月 1 日付消費貸借契約に関する債権を、既発生利息債権も含めて、400 万円でMに売却した」と記載しているので、不当利得返還請求権は含まれていないと事実認定するのが普通ではないかと思われる。）、小問（2）の解答としては通常なものではないと考えられる。

また、採点実感では、「MとEを直接の当事者とする不当利得や不法行為は、……その成立を肯定するのは困難であり、そのため、これらを請求の根拠とする答案に高い評価を与えることはできない」と述べられているが、MのEに対する不当利得返還請求権が立たないのは当然の結論であり、どうして当然の結論を論理的に記載したことに高い評価を与えられないのか疑問である。しかも、HがEに対して有する不当利得返還請求権の債権譲渡を受けたことを論拠としたとしても、不法原因給付に当たるのであるから、結局その成立を肯定するのは困難であるという結論には違いがないのである。

- ・民法に関する多岐にわたる学説のいずれに拠って解答してもさしたる有利不利が生じないような採点方針が感じられる点は評価したい。
- ・最低ライン点の設定についても丁寧に示してくれており、受験生の勉学に大いに参考になる。
- ・なし。
- ・基本事項を中心とした適切な出題であった。また、出題趣旨や採点実感も明確かつ詳細になり改善されたと思われる。
- ・採点実感については、出題趣旨と最低ラインとした得点（できれば得点調整前のもの）をふまえて、出題内容や出題量自体が適切なものであったかどうかを検証する機会にすることが強く望まれる。
- ・良く練られていると思うが、採点実感では解答の筋道がもう少し具体的に記述されても良いのではないかと思われる。また、「法科大学院における学習において望まれる事項」の項が例年よりも長文であることは、今年の第 1 問での論点が多かったことが理由の一つではないかと思われる。
- ・多くの点を問うている以上、緊張状況の受験生に答案の内容以外の形式面（字句の読みやすさ等）を求めるのは少し酷なように感じられた。
- ・特になし。
- ・採点実感で結論の妥当性に言及した点は、有益なメッセージと評価できる。
- ・設問 2 の(1)で比較検討すべきとされる最高裁判例が、設問 1 の親権濫用の判例ほど受験生に周知のものでない。同(2)の不当利得返還請求権の譲渡を契約解釈から導くのは困難なように思われる。同(3)は技巧的な法律構成を無理強いするようになっていないか懸念される。
- ・民法の採点雑感は、出題趣旨だけでは受験生に必ずしも伝わらないと思われるところもと

でも丁寧に説明されており、また、優秀答案等のイメージもつかめ、受験生にとってとても参考になるものだと思う。

- ・ 出題趣旨・採点実感は具体的に記述されており、試験問題を受験生が復習したり在学生在が腕試しをするに当たり、参考になると考えられる。
- ・ 「採点実感」に、「外形説を採りながら、親権者の意図や金銭の使途により代理権濫用に該当すると述べるなど、利益相反行為と代理権濫用との区別が不鮮明なもの」とあるが、これが何故「不鮮明」なのか理解できない。
- ・ 例えば、数年前に出題された「契約の解釈」など、事実在即した深い考察力と理解力を試せる、適切な分量と内容の出題が望ましい。

(イ) 商法

- ・ 採点実感が詳しく説明されているのは、とても参考になる情報であり、好ましいと考える。
- ・ 実務家として法曹養成を念頭に従来の判例通説を踏まえた検討の必要性等、かなり突っ込んだ点についても採点実感で触れて頂き、学生の指導にも大変役立つので有り難く思っている。
- ・ 設問 2(1)について、出題趣旨や採点実感では、損害賠償額の算定において、残任期が長期間にわたる点を減額要素として考慮するかについて検討が求められている。これは、設問の事例と類似の事案を扱う裁判例（東京地判平成 27 年 6 月 29 日判時 2274 号 113 頁）の判示を念頭においたものとも思われるが、従来の学説において議論の蓄積があまりみられない要素であり、その点について受験生に検討を求めるのは、かなり酷なようにも思われる。
- ・ 採点実感につき、判例の判示内容を正しく記述しながら問題の処理をする答案は、判例であることを明示しなくても、「判例の引用又は判例への言及」があり、「判例を意識」する答案として評価されることを確認していただきたい。
- ・ 事案に即した、細やかな検討と当てはめを求める点は、良い問題であると思います。しかし、事実確認の設定が、やや不自然で、受験生に混乱を生じさせるものとも思われます。
- ・ 採点実感について：本問において、役員の解任の訴えにつき、「当該役員を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主……を除く」という点まで記述を要求する必要があるのか疑問に思われた。
- ・ 採点実感について、判例への言及を要求しているが、判例の趣旨を理解した上で、それを踏まえて論じていることが読み取れば、明示的に判例の存在に言及することを要求する必要はないはずである。あたかも明示的に判例を参照している答案を高く評価するかのような採点実感は、今後の受験者に影響を与えかねない。
- ・ 特になし。
- ・ 採点方針及び実感が詳細であり、教員及び学生にとって有益であると思われる。特に、実

際の答案例について優秀・良好・一応の水準・不良ごとに具体的な情報が提供されているのは参考になった。

- ・レベルは適切であると思われ、望むような論述が出てこないという点については本学を含め法科大学院の課題として真摯に対応する必要がある。

- ・特になし。

- ・A4で9頁は長すぎる。冗長の嫌いがある。

- ・特にないが、一度採点基準や優秀答案を開示してみてはどうか。受験生だけでなく、研究者の間でも、どの程度採点基準のあり方についてコンセンサスが成立しているのかいないのかを考える必要があるように思う。

- ・個人成績について、A判定の1000人枠は広すぎるため、500人単位で切るか、個別点を示していただきたい。

- ・特になし。

- ・○出題趣旨・採点実感につき、法的な争点になっていない「取締役会の目的である事項の特定の要否」等にも記述を求めるのは疑問である。大きな争点ではなければ、言及しない事実関係があるのは当然である。裁判実務であえて主張したら、恥をかくのでは？

- 一方では、取締役会決議の追認決議に関して、出題趣旨・採点実感が言及していないことは不自然であり、疑問である。どのような意図であったか、追加での説明を求めたい。

- レベルの問題ではなく、代表取締役の海外出張中の代表解任決議という、意図的かつ悪質な法令違反行為に関して、単なる、特別利害関係人への招集手続の瑕疵と、決議を有効とすべき特段の事情の有無の問題としてのみ解説されていた、出題委員の倫理感覚に関して大いに疑問と違和感を感じた。

- 問題自体は良い問題であると思った。

- ・設問3の採点実感で、「因果関係のある損害額は5000万円ではなく、3000万円とすることが考えられる」とあるが、事実12(4)で、「3000万円支払後に5000万円を着服した」との記載があることから、因果関係のある損害額は5000万円とすることが自然のように思われる。

- ・基本的な論点を組み合わせたオーソドックスな問題である。法科大学院修了生として当然知っておくべき知識とその簡単な応用であり、出題レベルとして適切である。

- ・採点実感」に答案の類型が詳細に示されているので、教育上、参考になった。

- ・採点実感は、より判例・実務を踏まえるべきである。

- ・設問2で流会を否決と同視できるかを問う問題は一般のテキストで扱ってなく、理由まで書けというのは酷である。設問2(2)で出題趣旨が被告会社の代表を監査役としているのは疑問と思われる。一会社と取締役間ではなく株主と会社・取締役間の訴えである。また、設問2で残り任期が8年と長過ぎる点に触れよとか設問3で取締役の任務懈怠による因果関係ある損害額まで問うのは実務的に過ぎる。

- ・出題趣旨・採点実感は、問題では何か問われ、どのような点を重視して解答すべきなのか、受験生に適切な指針を与える内容になっていると感じました。

- ・特になし。

(ウ) 民事訴訟法

・出題の趣旨について、特に設問1についての出題の趣旨の後半部分が簡潔に過ぎたきらいがある。出題の趣旨は、それ自体を標準的な受験生が読んだときに「何を書くことが求められていたのか」を把握できるものである必要があるように思われる。採点実感等については適切であったと思われる。

- ・いずれも適切であると思います。

・上述の点（「問題文中に記述されている、最判平成6年5月31日の理解は、一般的な理解とは異なっている。一般的でない理解を受験生に押しつけるような問題は、法科大学院での教育の正解を反映できず、望ましくない。」）で大いに問題がある。

- ・特になし。

・これまで見たことのないようないたずらに複雑な問題を出題するのではなく〔そのような能力は実務家になってからでも十分に養える〕、原点に立ち返って、正面から民事訴訟法の基本的な知識や正確な理解を確認することができるような標準的な内容の出題をするよう心掛けるべきである。

・出題趣旨・採点実感などから法科大学院の授業にフィードバックできて、有益であると考えられる。

- ・出題趣旨が的確である。採点実感を普段の授業に活用したい。

- ・特になし。

- ・適切である。

・民訴の出題趣旨、採点実感等に関する意見は概ね共感できる内容となっているが、設問1課題1・2や設問3の下線部①などについては、（現在の議論状況からするとないものねだりかもしれないが）もう少し踏み込んで、考えられる議論の流れを示した方が、受験生（将来の受験生も含む）に対しては親切であるように感じられた。

- ・採点の基準についてももう少し具体化できないでしょうか。

- ・明確だと思います。

・設問3の出題趣旨の記述は受験生に対する指針提供の観点からは不透明である。

・受験生がなおざりにしがちな複雑訴訟にスポットを当てた出題は今後の学修でこの領域もきちんと学修せよというメッセージが含まれているようで、支持できます。従来は、この領域の出題は教科書レベルの基本的な問題が多かったように思いますが、本格的な検討を要する出題で、出来はあまり良くなかったのではなかったか、と想像します。ですが、こうした出題も必要と考えます。

- ・特になし。

・出題趣旨で、条文を引用する際に、「民法第14条第1項」などの表記がされているが、受験生が答案作成の際に、このような表記が必須であると考えられることから、「民法14条1項」などの表記にされた方が良いと思う。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

・①採点実感中の「答案の水準」は、本年の問題に即して具体的に示すべきではないか。②いわゆる規範定立→当てはめ型の解答を必須の条件のように要求するのは適切ではない。

・丁が暗証番号を聞き出した行為について、出題趣旨・採点実感では「暗証番号」が財産上の利益にあたるかを検討させる趣旨に読めるが、東京高裁平成21年判決を踏まえた検討を求めるのであれば、暗証番号を財産上の利益と捉える理解と東京高裁判決の論理との関係にも言及した方がよいのではないか。また、問題文(8)の「なお書き」が何を意図したものかについても、言及があった方がよいように思われる。

・「少なからぬ受験生が横領・詐欺に触れていた」という指摘について、それが実務家から見てもなぜ不必要なのかについても一言コメントいただくと、学生や教育現場での理解が進むと思う。

・概ね適切である。

・「主要な論点について暗記していたいわゆる論証パターンを単にそのまま書いたにすぎないと思われる答案が見受けられた」とあるのは、考えさせる出題になっていなかったためであると考えられる。

・勿論、具体的事実から刑法上問題となる事実を抜き出すことは大変重要であるが、事実の適示が繰り返しなされているのに対して、論点に対する説明が簡素すぎる印象を受ける。読んでいて、バランスが悪いと思った。

・もう少し、学説の理論的な対立点についての理解などを問う出題があってもよいように思う。

・出題趣旨、採点実感は、出題の意図、求められる解答水準などが明確に示されており、適切といえる。

・やや共犯での深い理解が必要と思われた。

・採点実感が詳細に提示され、法科大学院教育に資するところが大きい。

・一部の論点に疑問がある〔学説上の議論が十分尽くされておらず、その射程についても定かではない下級審判例につき、基本的に事実関係を異にする事案の中に組み込みながら、判旨を機械的に当てはめればそれだけで「正解」となるような方向で作成されている〕ことを除けば、論点の発見自体は全体的に平易で、事実認定の能力を問う部分が前面に出ており、好ましい傾向であると考えます。

- ・妥当なものと思われる。
- ・特になし。
- ・最低ライン点の設定があることは、受験生にとっても、法科大学院の教員にとっても、共通到達度の設定の参考になると思う。
- ・年を経るごとに詳しくなっており、かつ出題趣旨と採点実感を熟読することで解答すべき事柄、解答すべきでない事柄が分かるようになってきている。
- ・出題趣旨・採点実感で多くの論点に言及しながら、「答案全体のバランスを考えた構成を工夫することも必要である」としている点が、受験生にどのようなメッセージとして受け取られているか、やや気になる。重要とはいえないところは「簡潔に」と言われても、配点があると思えば、受験生の立場としては、どうしても満遍なく論じようとするのではなかろうか。それは、結局、重要な部分についての論述も平板なものにしてしまうおそれがあるように思われる。
- ・2～3の論点について、きちんと解答させる問題が望ましいと思われる。
- ・採点実感において、受験生が陥りがちな不適切な記述方法への注意が促されており、参考になると思われる。
- ・いずれも受験生にとって必要な情報が盛り込まれており、適切である。
- ・乙の行為には暴行による致死（結果的加重犯）と故意犯としての強盗傷人が併存している。この点の区別を出題趣旨や採点実感はずしも意識していないように見えた。
- ・特になし。
- ・出題趣旨で紹介される学説の整理が、例年に比べ、分かりにくく感じた。例えば、承継的共同正犯について、積極的な利用意思を重視する限定積極説や全面否定説が紹介され、同時に、最高裁判例を意識するよう言うが、最高裁の立場はこれらとは異なっているものと思われることから、結局、出題者が重視する立場が具体的に紹介されていないのではないか、という具合にである。例年は具体的に記述されていた印象がある。
- ・特になし。
- ・出題趣旨について、問題の内容からして実務家として必要とされる事例の特性や事実の相違の扱いを比較的な観点で論じる余地があり、それが実務家の資質を見るうえで重要であろうと思われるところ、出題趣旨の冒頭は若干枕詞化しつつあり、受験生には事案処理のための合格ラインに達するための最低限を確認し、それをクリアすることに終始しても、出題趣旨からはそれを超える学修を強く要求する意図が感じられない。それゆえ、受験生にとっては現状の肯定であり、最低限の確保に躍起になっているので、プロセス教育としての資質の涵養からは離れつつあるように思われる。少なくとも、出題趣旨では洗練された問題に対してその価値をフルに発揮できるような言及が受験生に伝わるような言葉でなされるべきではないかと思われる。

(イ) 刑事訴訟法

・①接見指定に関する設問については、被疑者から自白を得る目的で接見指定をすることが許されるかという原理的な問題意識をもっと明確に示すほうが良かった。判例法理の適用だけに問題意識を止めるのは、狭すぎる。②伝聞法則に関する設問では、この事例で心理状態の供述論の可能性を認めたのは疑問である。ただし、学説との関係で、心理状態の供述論による解答も認めざるを得なかったことは理解できる。

・設問毎の配点を明示するなどの工夫も必要であろう。

・問1の採点実感において、仮に本問の処分を違法な強制処分とするとしても、そこに到るまでの任意処分の適法性も検討する必要があると書かれているが、違法逮捕に至っている事案において、捜査行為を分断して考察し、あえて任意捜査部分も違法とすることに、実際の訴訟における意義が存在するのか。換言すれば、捜査違法について、訴訟の帰趨に影響を与えうる効果が、証拠排除以外にも刑訴法上認められると考えているのか。実際の訴訟上意味を見出し難い採点基準を設ける趣旨は、いわゆる「論点主義」以外に存在するのか。

・査問題の趣旨につき、強制・任意の別の観点からだけではなく、職務質問からの捜査の進展に伴う変化をも問うものであるべきではないかと感じた。

・内容は適切と考えるが、回答時間の設定に問題があると思われる。

・特にありません。

・特になし。

・今年度の採点実感は、比較的詳細でわかりやすかった。

・特になし。

・特になし。

・適切である。

・特になし。

・特に「採点実感」については、受験者に求められている内容が比較的詳しく、かつ分かり易く提示されており—その結果、要求が若干細かすぎるのではないかと感じられる部分もあることが判明したものの、そうした点も含め—LSでの教育とのすり合わせを考える上でも有益なものになっているように思われる。

・特にない。

・実務的な問題を多角的に問う出題方針はこのままでよいと思う。

・出題趣旨・採点実感については、単に論点として知っていることではなく、条文・制度の基本的趣旨を理解していることが重要であることが強調されており、論点中心になりがちな受験生に対する教育的効果があると評価できる。

・特になし。

・採点実感からも、一定の結論を強引に押し付けるような採点基準は取っていないことがうかがわれ、おおむね適切であると思われる。

・出題趣旨と採点実感については、ここ2年間、要証事実に関する記述を充実させているの

はいい傾向だと考えている。その他の部分は、概ね現在のスタイルで必要十分な情報提供ができていると思われる。

・今後も基本的な論点について、その場で考えさせるように工夫された出題が望ましい。設問3についても採点実感は一応の水準を出しているが、実際には、状況から読み取れる検察官の立証方針とそれに沿った推論過程を踏まえた要証事実の設定ができていないか否かで、採点は大きく別れたのではないか。設問4について、採点実感では、平成27年決定のような「直近判例の知識を問うようなものではない」と述べられているが、そのような前提的知識のない受験者に「新たな主張に沿った被告人の供述を当然に制限することはできないことに留意しつつ、公判前整理手続の趣旨に遡り、被告人質問を制限することができる」とすればどのような場合か、法的基準を立て」させて、事実をあてはめて結論を導くことを求めることは、公判前整理手続の論点が初めて出題されたことも併せて考えると、いささか難易度が高かったのではないか。

・○出題趣旨が問題公表と同時になされないことに合理的理由があるとは思えない（法科大学院でそのような取扱いをすれば、採点後の操作すら疑われる類のものである）。

○採点実感には、最低ライン点に到達している論証レベルを明らかにした記載が必要である（それが、上記出題趣旨をどの程度満足するかということと関連性がなければならぬ）。

・特になし。

・「採点実感等に関する意見」について、やや抽象的な表現が多すぎる過ぎるため、学生にとってはその指摘を自らの答案上に表現することが難しいように思われます。無理な要求であることは十分承知していますが、優秀答案例を例示してもらえると、飛躍的に分かり易くなると思います。

(4) 知的財産法

・最高得点答案を公開するのがよいのではないか。

・特になし。

・上記の点（「特許法・著作権法とも、従前は抽象的な記号・記載で出題されていたが、今回は極めて具体的であった。このコメントを書いている者は、特許実務技術経験者であるが、特許法問題では、「鍵の抜き差しに伴って金属製の遮蔽版を回転させ」とあったが、傘立てロッカーの鍵に見られるように、単なる抜き差しだけなのか、それとも鍵は差し込んでから回転させるのか、容易性の観点から、技術者としてはとても気になる場所であり、いたずらに悩ませる問題であった。他方、著作権法のブックカバーの図柄については、具体的に想像できる図柄が読み手によって相当に異なり、あるいは「???'というものであり、これもいたずらに悩ませる問題であった。図柄そのものを提示する方法もあったかと思われる。事実そのものの把握については、読み手に明確であるべきであろう。来年度は是非に改善さ

れることを望みたい」)を除けば、特に指摘する点がなく、よく工夫された問題であったと思うが、もう少し、難度を落としても良いように考える。

- ・特になし。

- ・著作権法の小問数がやや多すぎる傾向が続いていることと、裁判規範として引く方が望ましい内容が東京地裁の判決という方向性はやや疑問であるが、おおむね基本事項を聞こうとしている態度は評価が高い。ただ、従前の特許法は、最高裁・知財高裁に限定する傾向であったから、それを踏襲してほしかった。

- ・特に問題ないと思います。

- ・特になし。

- ・よく理解できる。

- ・実務における対応を求める問題自体は、評価するが、解答すべき事項が多く、時間内にすべての設問に十分な解答を行うことが難しいことを踏まえ、配点、最低ラインを設定すべきではないか。

- ・出題範囲に改正法を含めるか否かについて通知して欲しい。

- ・論点によっては、正解は一つではなく、様々な考え方があり得るため、その中で条文の解釈や判例の理解に決定的な誤りがない限り、解答内容の論理的整合性等を評価することが適切と考える。

- ・第1問の「均等論」、第2問の「氏名表示権侵害」等、その成否を検討するのに必要な事実関係が殆ど記載されていないにも拘らず、「論じるべき」とされている論点がありますが、事例問題である以上、受験生が迷うことなく力を発揮できるよう、論じるべき論点については、問題文に明確に事実関係を記載すべきではないかと思います。

(5) 労働法

・2問目は過去に出題された論点もあり、きちんと勉強していれば高得点が取れたと思います。1問目も決して難しい問題ではないと思いますが、一般的な就業規則の自動退職の規定は「休職期間が満了しても復職できないとき」という文言で、復職可能かどうか争われると思いますが、復職命令を介在させるという本問の就業規則の文言は、書きにくく、受験生を混乱させたのではないかと気になりました。「休職事由が消滅」した場合、復職命令を擬制するといわないと自動退職の効果を否定できないのですが、「復職命令の擬制」はなかなか言いにくいです。また、休職命令の有効性を検討すべきであるという記述が、出題趣旨にありましたが、これは、検討が必要でしょうか。労災の場合には、休職命令が無効であり、したがって休職期間満了による自動退職の効果は生じないという結論を導くことが期待されるのでしょうか。

- ・採点実感を確認したが、特に問題はない。今後も、今年度の出題レベルを維持していただ

きたい。

- ・自動退職に関する論点はやや困難であるように思われる。
- ・なし。
- ・とくにありません。
- ・受験生が目指すべき(求められる)勉強レベルや方向性について見て取ることができるため、非常に有益と考える。
- ・特になし。
- ・今回の採点実感等は、いつもより詳細に書かれているように見える。法科の教育に際して有用であるので、今後も答案の問題点をできるだけ具体的に書いていただきたい。
- ・第1問に関して、本件疾病が業務上の傷病にあたるか否かについて、いわゆる職業性疾病の労災該当性につき、「厚生労働省令で定める」(労基法75条)とされている以上、労基法施行規則別表第1の2第9号の参照が必要になるように思われますが、当該規則は貸与される司法試験六法には所収されていません。作問にあたっては、このような点にも配慮すべきと思われます。
- ・癖のないオーソドックスな問題が出題されているから。
- ・「この判例知ってますか」型の試験を作るのであれば、労働法の専門家目線ではなく受験生目線で考え、よほどの基本判例に絞るべき。
- ・第1問の設問1につき、論点は本件解雇が①労基法19条1項及び②労契法16条に基づき無効であるかどうかであると記載されているが、本問では①+就業規則所定の解雇事由該当事実の有無が主な論点ではないか。第2問につき、使用者の言論に関する支配介入の判断基準として、プリマハム事件・最二小判昭57・9・10を挙げているが、同判決は原審の是認で実質的な判断をしていないので、民集掲載の滋賀労委(山岡内燃機)事件・最二小判昭29・5・28民集8巻5号990頁も挙げるべきではないか。
- ・第1問の設問1につき、論点は本件解雇が①労基法19条1項及び②労契法16条に基づき無効であるかどうかであると記載されているが、本問では、①+就業規則所定の解雇事由該当事実の有無が主な論点ではないか。第2問につき、使用者の言論に関する支配介入の判断基準として、プリマハム事件・最二小判昭57・9・10を挙げているが、同判決は原審の是認で実質的な判断をしていないので、民集掲載の滋賀労委(山岡内燃機)事件・最二小判昭29・5・28民集8巻5号990頁も挙げるべきではないか。
- ・特になし。
- ・特に無し。

(6) 租税法

- ・「裁判例として……東京地方裁判所平成4年3月10日判決(略)に言及した答案は意外な

ほど少なかった」とあるが、また、近年の出題趣旨や採点実感等に関する意見にはこの手の裁判例に言及すべきとの記載がみられるが、受験生の立場からすると、どのように言及することが求められているのかがわかりにくいのではないか。たとえば「この点について一時所得と判示した裁判例がある」と書けばよいのか。このような指摘を答案に書かなければならないのだとすれば、判例の存在はわかっているもののあえて答案には書いていない受験生にとっては、どのようなものに得点が与えられるかの有益な情報になると思う。この点をもう少し明確にさせていただいた方がよいと思う。

- ・採点に当たっては、所得分類に関する知識の記憶を過度に重視することのないようにしてほしい。
- ・特になし。
- ・採点実感における条文引用の誤りに関する指摘は、学習態度に関する助言として有益であると感じた。
- ・論点についての言及の程度（比重）が必ずしも分かりにくい採点実感の記述部分があるように思う。
- ・自分で解答してみて、時間内で満足に解答するにはかなり問題が重かったと感じる。特に第2問の質問は、深く考える受験生ほどむしろ答案構成に收拾がつかないようにも思われる。
- ・これらの設定の開示は必要だと思う。

(7)倒産法

- ・最低ライン点の設定によって、科目間で足切り人数にバラツキが生じている。科目の選択で不公平感の生まれにくいような配慮が望まれる。倒産法はかなり厳しい傾向が見られる。
- ・[第1問について] 譲渡担保契約の内容を吟味させるため、譲渡担保契約の条項を設例中に記載したほうが良い。

[第2問について] 監督委員の権限を吟味させるため、申立直後の監督命令と認可決定による変更後の監督命令とを共に設例中に記載したほうが良い。

- ・特になし。
- ・特になし。
- ・最低ライン点未満実人員について、選択科目の中で倒産法が突出しており、全員が受験する刑事系よりも多いのは異常な事態である。現状の最低ライン点の設定を前提として、問題の作成方針あるいは採点基準の作り方が適切ではなかったと評価せざるをえない。
- ・本年及び昨年は、前々年に足りが100人を超えた事態を踏まえ問題のレベル設定がなされたものと推測する。本年のような問題でも得点分布が上位に集中しなかったことから、引き続き今年のようなレベルの出題を希望する。なお、破産法のみではなく民事再生法も出題するという出題形式は今後も維持してもらいたい。

- ・趣旨・実感とも極めて有益な学習アドバイスとなっていると思いました。
- ・最低ライン点の設定によって、科目間で足切り人数にバラツキが生じている。科目の選択で不公平感の生まれないような配慮が望まれる。倒産法はかなり厳しい傾向が見られる。
- ・採点実感が詳細であり、出題趣旨の理解や学習に役立つと思われる反面、あまりにも基本的なことについての指摘もあり、学生はもとより法科大学院教育へのメッセージとして受けとめた。
- ・法科大学院で扱う授業内容を前提として、実務的観点、センスから問題を考えさせ、適切な解答を求めようとする設例・設問であって、良問であると考えている。

(8) 経済法

- ・経済法については、出題趣旨と採点実感をあわせ読んでも、どのような評価を行ったのかが必ずしも明らかでない部分がある。趣旨に照らした一定の答案の多寡のみならず、どのような基準で採点を行ったのか、及び、何をどのように論じることを求めているのかを、趣旨又は採点実感上でより明確に示すべきである。採点実感・第1問について、意思の連絡について明示か黙示かを明示的に認定することが必要であったり、明示と書いた場合には評価が低いものとなったりするかにみえる記述があるが、意思の連絡が何らかの形で認定できればよく明示・黙示を明示的に認定する必要はないはずである以上、実務上必要のない能力の習得を促しておりミスリーディングな記述であると思われる。同・第2問について、2条9項6号「ニ」をあげているのは、この法条を答案上であげることを必要としているように見え適切ではない。このような要求は、一般指定3項についての場合のように基礎的知識の範疇に属するとは言い難い上に独禁法実務上の重要性も乏しい形式的知識をもつことの要求をすることとなるになることがあることから、公取委実務とも東京高裁・大阪高裁等を含む裁判実務と乖離していることからしても、適当なものではない。
- ・第2問について、資生堂東京販売事件最高裁判決の基準をあてはめることを想定しているとのことであるが、出題趣旨自らがコメントしているように、「位置づけ等については、様々な考え方がある」ことから、法科大学院の授業においては、少なくとも、中心的な規範（有効な基準）として、扱っていないことが一般ではないか。そのことは、採点時間等で、「著名な最高裁判決の基準に全く言及しない答案が極めて多かった」（採点実感）からも、裏付けられるのではないか。つまり、法科大学院教育の実態と司法試験の出題とに乖離があるように思える。したがって、司法試験の出題としては、「位置づけ等については、様々な考え方がある」判例に依拠して出題するのは、法科大学院教育との整合上、望ましくないと考える。
- ・他方、2単位だけの講義しか開講できない学校と、判例分析を含め4～6単位の講義・演習等まで提供できる学校とでは、学生・受験生の理解により大きな差が生じやすくなること

も考えられる。

- ・今年度の採点実感について以下の点に懸念を感じた。第2問について「多くの答案が第2条9項第6号二、一般指定12項、同法第19条の適用を検討していた」がとあって、6号二の適用を検討することが好ましいかがごとき書き方になっている。しかし、6号はそれだけでは適用できず、12項指定の根拠に過ぎず適用を検討するという表現は誤解を招く。一般指定12項を検討する際、初学者で6号二も同時に適用法条と誤解する者が多いが、そのような初学者の誤解を強化することになる。なお、一部裁判所では旧一般指定13項について、旧2条9項4号を併置している例が見られたが、裁判例の多くでは根拠規定に過ぎないということ为前提としており、指定根拠となっている号等を「適用」した例はない。なお、一般指定3項のように根拠法条が複数にまたがるときにそれらの両方について言及した判例も寡聞にして知らない。このような表現は学生に対して様々に影響するのでくれぐれも注意されたい。
- ・第1問につき、法曹「となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうか」の判定に必ずしも有効といえるかに、やや疑問が残る。
- ・次年度以降も、不必要な細かい知識や過度に高度な知識を求める出題にならないことを要望する。
- ・出題趣旨及び採点実感は例年よりも詳細に記述されており、受験者にとっては望ましいものとなっている。
- ・出題趣旨が現行判例法と合致していない。
- ・特になし
- ・近年、出題趣旨及び採点実感の内容が詳細で、どのような記述をすることが求められているのか、ある程度理解できるようになってきていることは好ましいことであるが、試験対策的なノウハウの習得に傾くことがないよう留意する必要があるとも感じている。最低ライン点の設定が高すぎるとは思わないが、選択科目については設定しなくてもよいかもしれない。
- ・第2問における行為者の市場シェアについて、解答者に私的独占の検討を要求してないのであれば、30ないし40パーセントに設定されるのが、排除型私的独占ガイドラインとの関係で、適当と考える。
- ・例年に比べて更に詳細かつ懇切に書かれているという印象を受けた。力量のある委員が主な執筆者となったものと推測される。
- ・例年、実体規定について出題されていますが、実務においては実体規定とともに手続規定をも検討しています。このため、実体規定の間の中に（設問2として）、手続規定の事項についても出題してほしいと考えます。
- ・特にありません。
- ・採点実感で、「〇〇と答えた者が『多かった』」という記述が多いが、出題との関連で、〇〇という解答が、望ましい解答であったのか、望ましくない解答であったのか全くわからない。そのため、学生が学習をする上でも困難を感じるであろうし、教育をする上でも示唆を得られない。例えば、知的財産法の採点実感のように、可能な限り具体的に、出題趣旨

と結びつけつつ、正しい検討の方向性を示すような記述をして頂きたい。

・判例の事例よりさらに違法行為か否かを微妙なものにするような出題(2014年リベートの問題、2013年、2015年の事業者団体の問題、2013年の新開発のノウハウの問題など)がなされており、2013-2014頃は、問題の難しさを理解している学生の方が、悩んで点数が伸びないのではないかという出題があった。出題趣旨を見ると、これらの問題では、試験委員が問題の難しさを理解していないのではないかとさえ危惧されていた。

・特にありません。出題趣旨や今後の方向性について同様に考えます。

(9) 国際関係法(公法系)

・出題の趣旨や回答例を、司法試験直後に公開するよう希望する。出題委員が、問題の適切性を採点后に自問することができ、妥当な出題を確保する一助となり得る。

・丁寧なコメントになっており、受験生にもわかりやすいと思う。

・第1問および第2問ともに、国際組織法、外交関係法、国家責任法の分野に関わる基本的な問いであり、外交実務の観点からすれば設問自体は主要な論点を押さえており、妥当な水準である。しかし、法曹実務の観点からは、国内法との関わりが希薄な分野であり、司法試験科目における国際関係法(公法系)選択者が1%台にとどまっている現状を鑑み、さらに分野の細分化が著しい国際公法の特性を踏まえると、より国内の法曹実務に密接に関わる分野から出題するような配慮が今後は必要かと思われる。

・基本的な理解を問う問題としながら、実務上難しい問題を含んでおり、上記のとおり、難易度の高い設問があると思われるが、採点実感からはその点が伺われず、疑問に感じる。

・特になし。

・第1問は、国連憲章の基本的な構造、国際判例および国連の実行も問う形となっており、教科書的な出題範囲でありながら正確な理解を問う形となっている。第2問は、外交関係法および国家責任法の基本的理解を問う出題である。第1問、第2問を通じて、幅広く基本的な分野から出題されている点で適切である。採点実感も納得できる内容であった。国際関係法(公法系)は、これまでやや難しいと感じられる出題が続いたが、本年の問題はこなれた出題で好ましく感じた。

・特になし。

・第1問の3.の「安保理決議案が仮に全会一致で採択された場合」という条件付けについて、安保理決議が全会一致で採択された場合の法的効果(全会一致ではないが必要な賛成を得て採択された場合との違い)というような問題の取り上げ方をしている教科書が(どの程度)あるか疑問である。また、一方で、安保理決議が全会一致で採択された場合の法的効果を、安保理決議が全会一致ではないが必要な賛成を得て採択された場合と比較して問うておきながら(出題趣旨)、他方で「国際機構の総会等の決議の効力一般との対比から説き起こ

す答案」(採点実感)を期待するのは無理があるという実感をもつ。

・より実務に即した学習及び法理解を求めるといふ出題趣旨は理解できるが、他方でその出題内容及び要求される学習到達点は、外務一種の出題としては適切だと思われるが、司法試験の出題課題としては適切なレベルのものではないのではないかとというのが率直な感想である。

・特になし。

・国連総会に関しては、広範囲の国際関係法(公法系)では、今日、やや周辺的な出題との印象があり、教育する時間がないとの印象がある。〔第2問〕設問3は、国際法上、実務的にも理論的にも極めて重要な論点ではあるが、やはり、ここまで正確に教育する時間がないとの印象はある。

・特になし。

・法科大学院での国際法教育とやや趣旨が異なり、知識を重視している気がするが、知識の要求度はそれほど高くはないので、全体としては易しい問題であったと思う。

・採点実感」に鑑みると、設問に対する回答に際して付随的な関連知識を求めていることが分かる。例えば、第1問の設問2では、国連憲章2条4項違反を回答すれば十分なところ、「同条3項及び第4項の両方を論じることを期待した」とある。設問3で安保理決議の法的拘束力を論じさせる場合にも、根拠は国連憲章25条と48条で十分と思われるところ、「総会等の決議の効力一般との対比から説き起こす」ことが望ましいとされている。受験生にとっては、どこまで回答が求められるのかが設問から読み取りにくいように思われる。

・非常に具体的かつ詳細に記述されているので、今後の受験生には大いに参考になると思われる。

・特に無し。

(10) 国際関係法(私法系)

・特にありません。

・特にありません。

・特になし。

・採点実感において「狭義の国際私法、国際民事訴訟法及び国際取引法の各分野の基本的事項を組み合わせた事例問題が出題されることになると考えられる」とあるが、実質的には、狭義の国際私法及び国際民事訴訟法のみが出題されるという状況が長年続いている。本試験における国際取引法の位置づけを明確にして頂きたい。また、このアンケートに対する回答がどのように取り扱われているのか、司法試験委員会に伝わっているのかについても、明らかにして頂きたい。

・特になし。

・基本的に適切であると思われるが、国際裁判管轄を問う第2問(1)につき、「手続は法廷地法によるの原則」への言及を求めた点は理解出来ない。

・問題自体はバランスのとれたものだったと思われます。しかし、第2問の採点実感の中で、「わが国民訴訟法の適用根拠として「手続は法廷地法による」旨の法源<ママ>に言及した答案は少数にとどまる。」や「単位法律関係概念の解釈に際して「国際私法独自説による」ことに触れた答案も少ない。」という言及があった点について、仮にこれらへの言及の有無で得点が変わるとすれば、実務法曹養成試験としての司法試験の趣旨には合致せず、不適切な採点基準であったと思われます。これらの点への学問的関心を否定するものではありませんが、現在の裁判の判決文等でほとんど言及のない(自明の前提と考えられている)これらの事項への言及を答案で必須であるとする(言及があると得点となる)ことは、実務を無視した採点基準を設定したと言わざるを得ず、問題だと思えます。無論、場合によっては、これらの点をしっかり踏まえた上で、その理解を基本として答案を作成すべき場合もあると思えますが、今回の問題がそのような場合に該当するとは思われず、それらの点は自明の前提として論述する方が、自然であると思われます。また、今回の問題でこの点の指摘が実感で示されるとすると、恐らく、次年度以降、受験生はどんな問題であっても形式的にこの点へ言及するようになると思定されます。しかし、そのような形式的な言及を含む論述が、実務法曹として具体的な事案を処理する者の文章として適切とは思われません。この点、何らかの説明を公にいただかないと、法科大学院での教育に悪影響を及ぼす言及となるように思われます。

なお、上記の引用箇所「法源」となっている点、「法諺」の誤りだと思われます。

・特にありません。

・第1問、設問(2)で公序を検討することが出願趣旨には記載がないが、準拠法決定プロセスを明らかにすることを求められているので言及する必要があるのではないかと思います。

・「今後の法科大学院教育に求めるもの」の指摘は、極めて深刻に受け止めるべきものと思う。他の(選択)科目では、どうなのであろうか。

・これまで易しい問題でありながら、採点実感において、解答するには必然性がない条文の趣旨の説明を丁寧にすることを求めるような内容の記載があり、徒によくできる学生にとってどこまでその種のことを記載すべきか分からず、苦慮させるという好ましくない状況があったように思われる。他の分野では条文が明記していることについていちいちその立法趣旨にさかのぼった説明をすることはないはずであり、違和感を禁じ得なかった。本年度はやや骨のある出題をしており、自ら採点実感においても無駄な記述はなく、このようにあるべきだと思われる。

(11)環境法

- ・問題文だけを目にしていた時点ではそれほど気にならなかったが、出題趣旨および採点実感を拝読し、昨年までと異なり、一步間違えると、答案の行間等に表れる政治的な主義主張如何等が合否を左右するような出題傾向となってしまうのではないかと、本試験の今後につき、一抹の危惧の念を抱かざるを得なかった。
- ・出題主旨は丁寧で詳細な記述があり、理解しやすいと思いました。
- ・特になし。
- ・出題趣旨には、各論点の所在とその最も深い理解が示されていた。基本的な論点を訊ねた設問なので、答案には回答者の理解レベルがよく現れていたものと思われる。選択科目として、全体に深い理解と的確な記述を期待しがたい面もあり、採点実感に示された採点のランク付け、最低ラインは概ね妥当と思われる。
- ・特になし。
- ・第1問設問3につき、単なる情報的手法と捉えてよいか？第2問設問2(1)につき、時間がないと、制度紹介で終わってしまうおそれがある。
- ・出題範囲をみると、近時の重要課題の論点に関する出題がなされている。
- ・今回の出題趣旨は大変詳しくなっており、今後の学習に役立つものといえる。

4. 短答式試験の科目変更についてのご意見

<●●●>

- ・学生の負担を考慮すると、妥当な出題変更と考えます。
- ・民事訴訟法について、短答式試験は、基礎知識を確認することができるので、意味があったと思っています。
- ・旧試験の回帰であり、新試験の失敗を明示している。

<●●●>

- ・むしろ、評価に主観が入らない短答式試験の科目数を増やし、論文式試験の科目数を減らすべきではないか。
- ・出題数を少なくするなどの工夫をしたうえで、行政法等の短答式試験を復活させるべきと思う。
- ・負担軽減の観点から歓迎であり、適切でもある。

<●●●>

- ・短答式試験は、論文式試験の対象にすることが難しい基本問題について幅広く問うことができる試験であるため、特殊な知識や些末な知識を問う問題にならないように留意しながら、憲法・民法・刑法以外の科目についても実施した方がよいと思われる。
- ・訴訟法の択一試験がなくなったことは、基礎的な事項を的確に理解させるという観点からはマイナスである。「第1審の手続まで」というように、出題範囲を限定してもよいから復活するべきである。

<●●●>

【全体について】

法曹の質の確保の観点からは、除かれた各科目についても最低限の知識の確認が望ましい。

【民事訴訟法について】

短答式試験をなくした結果、論文式試験でよく問われる分野のみの知識の習得に偏重し、民事訴訟法の一般的知識の修得が不十分になる傾向が、司法試験受験生のみならず現役の法科大学院生にも見られるようになっている。論文式試験でも幅広い知識

を問う問題が入れられているように感じるが、それでも不十分であるように思われる。

< ●●● >

- ・憲法の短答式問題については、本年のように（近年の傾向でもある）問題形式を二つ（3肢の正誤組み合わせ、3つの肢の完全正誤）に集斂することにより「窮屈な」作問が強いられ、「難問」の肢が生ずる原因になっているとも考えられる。問題形式については、出題数を含めて、旧試験や現行試験初期にみられた形式など、より柔軟に出題しても良いのではないか。
- ・商法分野につき、会社法以外の法律（商行為・手形法小切手法など）や会社法であっても実務上重要であるが、事例問題に適しない法制度・法規制に関する能力を問う機会がほとんどないことを懸念する。
- ・刑事訴訟法が短答式から除かれたこと自体については、問題を感じていない。
他方、本年度の刑事系第2問では、従来問われていなかった論点についての設問があり、この点は短答式試験科目廃止の影響という受け止め方もできる。これに対して昨年度はそのような影響が見られなかったため、今後どのような方針で出題されていくのか不透明な状況だと感じている。
まんべんなく学修することを前提としたとしても、どの点に重点を置いて授業を構成するか、非常に難しさを感じている。

< ●●● >

- ・受験生の学習負担は減ったと言えるかもしれないが、短答式のない科目についての基礎知識の習得度は、若干落ちている可能性を否定できないのではないか。
- ・訴訟法の基本について理解するためには、短答で要求される知識がある程度あることが望ましいので、除くべきではなかったのではないか。

< ●●● >

3科目の重要性に鑑みれば、適切であった。

論述問題で出しにくい実務に入ったら必要な知識を求める趣旨であれば、除かれ

た 4 科目の方が短答式試験に適しているように思われる。

短答式については基本科目である 3 科目で十分であると思います。

< ● ● ● >

特になし。

< ● ● ● >

特にありません。

< ● ● ● >

- ・賛成である。
- ・ただし、判例の細かい知識を確認する問題が相変わらず多いが、もっと基本的な問題を多くすべきである。

< ● ● ● >

学生の学習時間を考えると、3 科目とするのもやむを得ないと思われる。

< ● ● ● >

- ・短答式試験を課すことによって法科大学院生に最低限記憶しておくべき知識の定着を図れるが、そういった知識は実務での土台でもあるので、その他の科目についても実施する方がよいと思う。
- ・リーガルマインド・リーガルセンスの涵養には、より広い分野にわたる考察が前提となる。短答式科目数の削減は、望ましいとは思えない。
- ・元に戻す必要性は特に感じられない。
- ・受験生の理解が断片的・論点的にならないようにするためにも、論文式試験では問にくい点を確認しうる短答式試験を実施する意義は高いと考えられる。全体の流れや構造の理解が重要であり不可欠である手続法（訴訟法）については、とくにそのように言えるのではないか。

<●●●>

- ・商法について、あまり論文式試験に取り上げられない総則、手形法・小切手法、商行為法について、法科大学院生（および法学部生）が勉強しなくなるおそれがある。
- ・予備試験からの司法試験合格がこれまで以上に容易になり、ロースクールへの進学モチベーションが下がるのではないかと思う。あくまでも、原則としてロースクール卒業が司法試験受験の前提と考えるのであれば、全科目についても短答試験で、きちんと基礎学力を審査するべきではないか。

<●●●>

- ・刑事訴訟法の担当者としては、同科目についても短答式試験を実施し、刑事手続の流れや基本的な知識の修得を確認するのが望ましいと考える。

<●●●>

商法は、短答式試験科目から外れたため、商法とはいうものの、会社法に大きくシフトしている状況になっている。商法分野における商法総則・商行為法、手形法・小切手法の位置付けを明確にすることが望まれる。

<●●●>

- ・除かれた科目では、短答式でしか聞きにくい知識問題もあり、また、択一式問題をやらないので、知識の絶対量は減るものと思われる。それを覚悟での受験生の負担軽減だと思われ、それでその後に特に不都合が発現しなければこのまま維持してもよい。
- ・適切である。理由（除かれた科目についての基本的知識の有無は、論文式試験に対する解答からも推し量ることは可能だと思われるから。）
- ・基本科目に集中することができるようになり、適切と考える。
- ・短答式試験の科目は少なくなったが、少なくとも憲法に関する限り、出題の難易度にそれほど違いが生じていない。より高度な憲法（及び民法、刑法）に関する知識水準を確保したいという見地からは、効果は疑問が残るが、その反面、受験者の負担軽減という見地からは、一定の効果はあったのではないか。
- ・受験生の負担を減らすという点では良いと思います。

< ●●● >

特になし。

< ●●● >

- ・行政法：受験生の負担減という意味では、やむを得ないとする。
- ・商法：受験者にとって負担はかなり減ったが、憲民刑以外の分野について条文の知識がおろそかになっているように思う。試験日程を1日試と同様、短答と論文に分ければ短答は3科目以外に増えたとしても問題はないように思う。

< ●●● >

短答式試験から除かれた科目については、ロースクールでの学習で十分対応できるので、短答式試験の負荷の重さを低減することは、受験者にとってはハードルが下がることであり、受験意欲向上の点で効果的と思われる。

他面、憲法・民法・刑法の3科目に絞ったことは、これら3科目についてのわずかな力量差が受験者の合否の明暗を分けることにもなりうるし、また、現在のところはそうした傾向は見られないが、将来的には、これら3科目の出題レベルについて難度アップの懸念もある。加えて、いずれにせよ論文式試験においては行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法が課されているのであり、受験者はこれら4科目についても必要な力を蓄積しなければならないのであるから、その基礎力を試す短答式試験においてこれら4科目を免除することが、「足切り」としてどれだけの意味があるのかは、一概には判ぜられない。その点を踏まえて、論文式試験のあり方を見直す必要がるようにも思える。これに際しては、受験生の負担軽減のために、論文式試験において選択科目は試験科目から除外するという意見もある。

総じて言えば、まず短答式試験において基本的な能力について問い、次いで論文式試験において法曹たるにふさわしい必要な能力を備えているかについて問う、「段階的選抜」制度は適切と思われる。

< ●●● >

受験生の負担軽減の観点から肯定的に評価する意見がある一方、以下のような意見も出されている。

- ・受験生の科目負担は軽減されたが、除かれた科目の軽視につながらないか、司法研修所での研修生の学習・理解との関係など、実証的に検証がされるべきである。

・短答式の科目数を減らすことが受験生の負担軽減になるという発想だと思われるが、科目数を減らせば平均点が上がるのは必然であり、些細なミスが命取りになるという意味で必ずしも受験生の負担軽減にはならないと思量する。むしろ、最低限の知識を確認するという意味では一定の点数をクリアすればよいという試験に切り替えることを検討するべきである。

・民事訴訟法については、やはり短答式試験を行う必要があると考える。
その理由は、論文式試験だけでは、民事訴訟法分野全般にわたって基礎的事項を理解しているかを判断することができないと考えるからである。

「3」の論文式試験の評価として「適切である」と回答しているが、実は、回答にあたっては躊躇した。これが、短答式試験が実施されることを前提とするならば、「適切である」と即座に回答できたと思うが、論文式試験のみだとすると、出題分野に偏りがあると考えたからである。ただし、最終的には、平成28年度の民事訴訟法分野の論文式試験だけについての評価であると解釈して「適切である」と回答することにした。

< ● ● ● >

・受験生の負担の面からは評価できるかもしれないが、行政法などの科目の基礎知識も重要であり、短答式はやはり従来通りにすべきである。

< ● ● ● >

・今回の取扱いは、受験生の負荷を考えると、然るべき対応であるように思われる。ただ、これによってまた一步、旧司法試験のスタイルに復したような印象を受ける。その意味では、予備試験が維持されていることと併せ考えると、法科大学院制度創設の意義はほとんど色褪せてしまい、何のために法科大学院があるのかと問いを発したくもなる。

・会社法の場合、通常の生活には基本的な事案処理に類推することができる要素が少ないので、条文に書かれた機関の構造などについて基本的な事項を押さえていないことが、論述に影響を与えている可能性がある。

< ● ● ● >

A. 学習の基礎知識や判例知識を確認する意味で3科目に絞ったことは十分に評価できる。

- B. 行政法についていえば極めて不適切である。行政法はカバーする領域が広く、基本的な条文や判例の知識をある程度網羅的に知っておくことは、実務家になるプロセスにおいて必須である。短答式から外すことによって、それが実質的には担保できなくなる。是非再考されたい。
- C. 短答式試験に両訴法も含めたほうが良い。
- D. 受験生の負担軽減措置として適切であったと考える。

< ● ● ● >

当法科大学院では教員から以下の意見がありました。

- ・行政法、商法、民事訴訟法、及び、刑事訴訟法について、短答式試験を踏まえた学習を通じて、条文や判例の基礎的な知識を確認することが不十分になる問題がある。
- ・受験生の負担を考えるならば、短答科目が3科目の方が良いのだろうが、その分、除外された科目について、十分な条文、判例の基礎知識を有するののかにつき、論文試験だけでは十分に評価できないようにも思う。
- ・民事訴訟法（他の科目も）について短答式試験を復活すべきである。論文式試験のみではいわゆる理論問題中心になりやすく、民事訴訟法全体の幅広い基本知識の有無を確認できない。
また、論文式試験のみを念頭に置く学生の学修が、論点中心になりがちな傾向をさらに助長することにつながる。
- ・法学部卒以外の学生が司法試験を志すことは大賛成であるが、そのために試験を簡単なものにするというのは適切ではない。
- ・受験生の負担が軽減されたのは良い方向だと思うが、除かれた分野の基礎的知識の習熟度に不安が出るおそれも否めないと思う。
- ・短答式を3科目にしたことは、賛成である。憲法・民法・刑法で十分であり、いたずらに受験生に負担を強いる必要はない。
- ・受験生の負担が減ったという意味で歓迎できる。

< ● ● ● >

- ・実務的能力涵養の観点から、除かれた4科目も復帰させるべきと考える。
- ・当初の制度改革の趣旨が失われたと考える。

< ●●● >

- ①基本3科目に限定することによって、法曹に求められるべき基本事項の確認範囲が限定されることになり、従来通りの形態で良かったのではないかと考える。
- ②民法択一問題の難易度があがったのは、基本3科目に限定されたことによるものではないかと思われる。
- ③法科大学院に導入されようとする、共通到達度確認テストの科目と連動した方がよいと思われる。

< ●●● >

- ・妥当だと思います。
- ・受験生の過渡の負担が避けられて良い。

< ●●● >

刑事訴訟法に見られるように、従来短答式で出題された内容も論文試験で出題することも可能であり、また短答式で必要とされる知識も論文式においても必要とされることから、その限りでは、特に問題がないが、基本科目に限定したことで、旧司法試験においてみられたような短答式のみしか合格できないような受験生が増加していないものか懸念される。

< ●●● >

- ・賛成である。

・まず、意思決定が拙速で、かつ非民主的に行われた点は、非常に問題が大きかった。次に内容についてであるが、かつての商法の短答式試験は些事の暗記を強要するものであり、あのような試験問題であれば廃止もやむを得なかったようにも思われるが、論文式試験では問にくい基礎知識も存在するので、論文式試験の出題範囲を司法試験法で明確に制限し、かつ短答式試験の内容を基礎的なものに限ることを全科目（特に下4法）で申し合わせたうえで、下4法についても短答式試験を行うことが好ましいのではないか。

なお、受験生の負担軽減という意味では、論文式か短答式のどちらかにおいて、商法と行政法とを選択制にすることが考えられるが、両方において選択制とすること（あるいは、短答式はないという現状の下で、論文式において選択制とすること）は適切ではないように思う。なお、この商法と行政法を選択制については、強い意

見ではなく、単なる思い付きの域を出ないものである。

- ・賛成しがたい。短答式試験は、教科書をきちんと読むようにというメッセージの意味があり、憲法、民法、刑法に限定する理由はない。初期の受験生はこれを受けていたのであるから、受験生の負担は理由とならない。
- ・負担が軽くなったとはいえ、例えば刑訴法の理解を刑法では代替しえないという点では、従来科目がより適切であったとも言える。このような基本的な制度を軽々に変更するのは、如何なものであろうか。

< ●●● >

- ・本来は、民事訴訟法等については、短答式として適切な問題もあり、短答式試験の意味はそれなりにあった。しかし、現在ないために、学生は個々の条文を重視しない、論点だけを重点的に勉強する傾向にある。個人的には復活が望ましいと考えられるが、司法試験の一貫性からすると、安易な方向転換は試験の信頼性を危殆化する。
- ・少なくとも民訴法・刑訴法については、短答式を復活していただきたい。実務においては必須であり、学生(受験生)においては条文的知識がきわめて乏しい傾向が顕著である。

< ●●● >

- ・賛成する。

< ●●● >

- ・旧司法試験と同様、基本3法を重視する方向は、法の構造からして良いことかと思えます。
- ・受験生の負担を考えると当然である。

< ●●● >

- ・受験生の負担軽減の見地から妥当である。

- ・論文で評価できるので除いてよい。

<●●●>

行政法に関しては、実効性確保、不服審査や行政組織等、論文式問題の素材にするのには限界があるが、基本的な理解は必要な論点があり、短答式試験科目が廃止されたことによる影響は否定できない。しかし、受験生の負担を試験科目全体として考えると、やむを得ない措置であったと考えられる。

少なくとも、商法が短答式試験の科目から除外されたことは、学生の負担の軽減および不確かな知識の定着の防止という観点から、適当であると思われる。

刑事訴訟法については、これまで、短答式試験が、論文式試験に出題しづらい領域の基本的な理解を問う役割を果たしてきたと思われる。それがなくなったことが学生の学習態度に及ぼす負の影響は少なくなく、短答式試験の科目から除外したことは適当ではなかったと考える。

<●●●>

- ・短答式試験は、最低限記憶しておくべき基礎的知識を身につけているかを幅広く確認することができるというメリットがあった。論文式試験では問にくい分野もあるので、この点をどう担保するのか課題であるように思う。

- ・訴訟法を短答式から除外するのは妥当とはいいがたい。

元来、新司法試験制度の開始に合わせて司法修習期間が短縮されたのは、法科大学院が前期修習を実質的に兼ねるという発想に基づくものであったはずであり、そうであるとすれば、訴訟法の細部にわたる知識（短答式試験に出題されるレベルのもの）を司法試験によって問うことが必要なはずである。

最近の学生は、論文式試験に出題されるような典型論点しか学習しなくなっている者が多く、例えば、保釈という制度を知らない学生すら見たことがある。危機的状況と言ってよい。

<●●●>

- ・受験生の負担の軽減にはなると思う。しかし、逆に、点数の差をつけるためのマニプックでアクロバティックな出題が増えないようにすべきである。

- ・刑事系しか見ていませんが、刑事訴訟法の論文試験の分量が多くなったのは、関係しているのでしょうか。基本的な知識については、択一で問う方が適切な気がします。行政法なども択一の科目に入れたほうがよいと思います。
- ・短答式の科目数削減は、法学未修者の負担軽減が理由とされていたが、科目数の削減には、負担軽減の効果はほとんどないのではないか。むしろ、他人と“差”をつけようとして、短答式の対策に過剰な努力を傾注することになっているように思われる。法学未修者の負担軽減というなら、むしろ、法曹や専門の研究者でも、少なくとも判例付き六法を参照して確認するような、明らかに過剰な幅広い知識を問うのではなく、法科大学院の授業を普通に3年間真面目に受けていれば嫌がおうにも覚えてしまうような基礎中の基礎知識のみを問うようにするべきである。この点で、未修者の負担軽減には、科目削減ではなく、そのような基礎知識に出題内容や範囲を限定することが必要と考える。むしろ、法曹としての必須の基礎知識の有無を測るという意味では、3科目に限定するべきではなく、本当の基礎知識に限定したうえで、法律基本科目全科目について短答式を実施するべきであろう。

< ●●● >

- ・科目が減らされたことにより、科目としての受験生の負担が減少したものの、これにより、ミスが許されなくなった。解答が慎重にでき、特に時間切れにならないよう問題難易と解答時間に配慮が必要ではないか。
- ・短答式の縮減は、負担軽減の観点から支持しますが、短答式のない科目については論文式問題の中で、知識を問う設問をいれるとよいと思います。
- ・「実務基礎科目」にかかる内容の理解を問うための方法としては、短答式試験は一つの有効な方法であったように思われる（少なくとも今回の刑事訴訟法の設問4のような形で出題するという方法に較べれば大分「まし」であろう）。「実務基礎科目」に関する内容については、上述したような形で論述試験の中で問うことも考えられるが、そうした形での出題の仕方に限界があるとすれば、端的に「実務基礎」という科目を立てて短答式試験を実施することも考えられるであろう。

< ●●● >

行政法は行為形式・行政事件訴訟法の基礎的知識が必要であるので、短答式も必要であると思う。

むしろ、論文問題数を減らして、論文の1題あたりの解答時間を延長すべきである。

公法（憲法をメインとし、行政訴訟または国賠を含む）、民事法、刑事法（民事法と刑事法は訴訟法を含む）の3題で法学的思考力は十分に判断できると思う。

<●●●>

受験生の負担を考えると、最終的には論文試験で判定されるのであり、適切と考える。

<●●●>

- ・法律家の必要な基本的知識は憲・民・刑にあるので、この主要な科目の短答式試験のあり方で良いと考えます。受験生の受けとめ方も、負担軽減の観点からこれを支持しています。
- ・基本七法の知識は厳格に審査されるべきと考えるので、3科目体制には反対である。
- ・両訴訟法は加えるべきだと思う。法曹として日常使う基礎的な手続に関するものだから。問題数や配点は憲民刑と同等でなくてよい。
- ・基本的には受験生の負担が減って良いと思う。今後も維持すべきである。
- ・もはや択一試験と論述試験を同時に行う意味はないのであるから、旧司法試験のように、択一試験の合格者のみに論述試験の受験資格を与えるべきである。
- ・細かい知識は択一試験で問う方が有効であるので、司法修習の間に両訴法の択一試験を行うべきである。

<●●●>

特になし。

<●●●>

- ・旧司法試験と現行司法試験との画期を象徴する特色の一つが失われた感があり残念な面もあるように感じられる。
- ・学生に対する負担軽減にはなったと思うが、外された科目の学習が不十分となっている気がする。（合格者数の絞り込みで一層そうなることを危惧している）
- ・受験生の負担が減ったことはよいことであると考え。しかし、除外された科目のうち少なくとも訴訟法は、実務では、論文で聞かれることのない手続的な知識(例

えば刑事裁判における冒頭手続の手順など)こそが大事な科目であるともいえるので、そのような手続的知識を軽視する傾向が生じるのではないか、ひいては、法科大学院の特徴でもある実務科目が軽視されないかが若干心配である(もちろん、そのようなことになれば法科大学院教員の責任でもあるが)。予備試験では、短答式に刑事訴訟法が入っており、実務的な手続の知識が聞かれているので、予備試験組の方が手続についての知識がしっかりしているという逆転現象が生まれかねない。私の時代の司法試験には、現在同様訴訟法についての短答式試験はなかったのであるが、そのために実務的な手続の知識がほとんどなく、修習2年間でそれを教わった。修習が1年間となり、法科大学院で実務教育を行っていることの意味を考えると、訴訟法だけでも短答式試験をした方が良いように思われる(例えば、刑事訴訟法、民事訴訟法を併せて一科目とするなど)。

・受験生の負担を考えればやむを得ないと考える。

・短答式試験としては3科目でよい。

・短答式試験の趣旨による。

商法では、以前、短答式問題の内容として、会計参与や特別取締役など、現実には利用が稀なものに関する細かな知識まで要求されていた。そういう重箱の隅をつつくような問題なら、学生の負担は大きいにもかかわらず、無益である。

上記のように、「取締役会の招集通知に議題の記載は必要か?」というような問題は、結論に争いもなく、論文式問題で記述・論証させるのも妥当ではないと考えるので、短答式問題で問うべき知識である。

要か不要かという単純な問題ではなく、短答式問題で何を確認したいのかの問題である。

今年のような、短答式問題で問うべき知識を論文式問題で問う必要性があるのであれば、復活した方がよいと思う。

< ● ● ● >

法曹としての基礎的素養を問いながらも、受験生の過度の負担を軽減するという意味では適切である。

現行どおり3科目でよいと思う。

< ● ● ● >

なし

< ●●● >

- ・民法回答担当教員：受験生の負担が重くなりすぎず、適切と考えた。短答式試験で聞くべき科目は、憲法、民法、刑法の3科目で十分で、それ以外は、3科目を理解していれば、実際の事件では調べれば足りると考える。
- ・行政法回答担当教員：少なくとも行政法に関して言えば、短答式科目の意味はあったように思う。短答式試験の対策から解放された結果、論文式試験を解く上で必要な基礎的知識を習得する作業がおろそかになり、基礎知識が曖昧なまま、論文式試験対策に終始する傾向が見受けられ、懸念している。
- ・刑訴法回答担当教員：本来、行政法以下の科目もあった方が良いと思う。ただ、現在、導入が検討されている共通到達度確認テストを短答式試験の免除とリンクさせて、現在の短答式試験を廃止するという考え方もありうる。確認テストを実施するならば、短答式試験は不要である。

< ●●● >

- ・細かな知識に留意を促す要がなくなり、基本をより丁寧に講義しやすくなりました（行政法）。
- ・商法の出題範囲のうち、持分会社、総則、商行為、手形法、小切手法については、論文式では出題されたことがなく、もっぱら短答式で出題されていた。商法が短答式から除かれたことで、これらの分野について問われることがなくなるのが危惧される。論文式の設定の一部でも、問うことが必要である。
- ・実務家養成システムという観点からは、両訴訟法の短答式を外したのは残念である。訴訟手続について、条文をきちんと読む経験は重要だと思われる。
- ・短答式試験は、やはり暗記が中心になるので、受験者の負担減の観点からは3科目に減らしたことはよいことだと思う。
- ・短答式試験は、手続法について、条文を含む基礎的な知識を試すために必要であり、また、この試験の準備を通じて、受験者に手続法の学習を促すきっかけとなるので、手続法についても短答式試験を復活すべきである。
- ・3科目のみの短答式試験ということで学生の負担が減ったことは評価すべきと思います。

< ●●● >

短答式ということ言えば、4科目の除外は、あまり違和感がない。

ただ、旧司法試験の形式に回帰する傾向が感じられるため、当初の試験制度の設計に疑問を改めて抱かせるものでもある。試験制度全体を、改めてゼロベースで見直してもらいたいとも感じた。

商法について、短答式の除外は受験生の基礎学力に好ましくない影響を与えている。

受験生の負担軽減の趣旨で賛成である。

特に問題はないと考える。

短答式は憲・民・刑のみで、他の科目は論述で理解を問うという方法で良いのかもしれないが、その結果を検証して今後の方法を検討すべきだと思う。

< ●●● >

- ・ 3科目で良いです。
- ・ このままで良い。（受験生の負担を増やすべきではない）
- ・ この方向で良い。

< ●●● >

（意見1）

短答式試験科目から除外された商法について。商法総則・商行為や手形法も体系的に指導しているが、学生の関心は論文式試験に関連する会社法の論点に集中しがちである。その結果、会社法についても論点主義的な勉強に陥る傾向がある。商法について、短答式試験を復活することも検討してほしい。

（意見2）

短答式試験科目から除外された刑事訴訟法について。従前は受験生に過度の負担をしいていたように思うので、適切な対応であったと考える。

（意見3）

配点は兎も角、行政法以下の4科目についても、網羅的に基本事項を確認する意味から、仮に設問数を憲法や刑法の半分にしても、短答式試験を行うべきである。また、短答式試験の科目を減らすことは、その成績と論述式8科目の総合点との相関は薄くなることであるから、短答式試験段階での合格率を上げなくてはならない

はずであり（逆ではない）、もしくは4割に満たない者は致命的という水準の基本事項だけを問うものでなければならない。総じて、短答式試験段階でのいわゆる足切りは、受験者減もあり、意味がなくなっているのではないか。本年度についても、全体の8割は合格するのが、短答式試験段階での適切な水準であったと思える。

< ●●● >

受験生の負担の面から、妥当な変更である。3科目になっても、法曹にとって最も基本的な知識を問うという短答式試験の目的は達成していると考ええる。

< ●●● >

受験生の負担を考えると3科目化は妥当である。ただ、それによって生じたはずの時間的余裕は、実習や実務科目、多様な専門科目には使われてはいない。

ただし、商法の実務は、短答式試験の知識がベースとなっており、商法については短答式試験を復活させるべきであるとの意見もある。

< ●●● >

特に異論はない。ただし、論文式のみへと移行した結果、これまで短答式で求められてきた基礎的な知識、その整理ないし把握能力の涵養を図るため、演習の前段階に配置される授業科目での指導上の工夫がこれまで以上に求められることになったと感じている。

< ●●● >

- ・受験生の負担軽減の観点からは評価できるであろう。
- ・短答式がなくなった半面として、論文式で問われる項目が増えているような印象がある。また、短答式がなくなった結果、行政法の基礎的な判例の学習がおろそかになりつつあるように思われる。問題数を減らしても短答を戻し、短答式と論文式でトータルに行政法の素養を確認できるようにした方がよいのではないか。

< ●●● >

- ・憲法、民法、刑法以外の科目について短答式試験を実施していた当時は、学生は教科書を丁寧に読み、引用されている条文にもきちんと目を通していたように思われる。ところが短答式試験がなくなってからは、教科書の読み方が乱雑になり、条文にもきちんと目を通さない弊風が起きてきているような印象を受ける。学生にとって受験勉強の負担が増加するという問題は生ずるが、憲法、民法、刑法の3科目よりは出題数を減らすなどの工夫をした上で、短答式試験の復活を考えてもよいのではないか。
- ・適正な能力審査を維持したままで、受験生の負担を軽減するものとして、大変結構なことと考える。

< ●●● >

特にありません。

< ●●● >

- ・負担軽減になり適切と思う。

< ●●● >

- ・受験生に対する負担の軽減の点から良いことであると思う。
- ・<商法について>

短答式試験から商法が除かれたことにより、学生の勉強の仕方が変わったように感じます。特に、司法試験に出題されそうな会社法の論点ばかり勉強するようになってしまい、会社制度に関する基本的な知識の習得が疎かになり、結果的に、事例問題を論理的に論じるために必要な基礎知識が不足する状況になっているようです。各法科大学院で対応すべき問題ともいえますが、かつての短答式試験問題よりも難易度を下げ、基礎知識を広く習得していることを確認する短答式試験を復活させることも検討に値すると思われまます。

- ・短答式で知識を問えない分、論文試験の内容が細かくなりすぎる影響がないか懸念される。訴訟法科目こそ、求められる法的知識が多く、短答式によって確認すべきではないか。

< ●●● >

【行政法教員より】

行政法について、賛成である。なぜなら、過去の行政法の短答式試験では、枝葉末節ともいい得るかなり細かい知識も問われており、基本的な解釈論の知識および法運用能力の修得という法科大学院の教育目標を逸脱するような試験になっていたからである。行政法については、論文式試験において、基本的な知識を背景とした法運用能力を問えば必要にして十分であり、今後も、短答式試験を復活させるべきではない。

【商法教員より】

- ・短答式試験のボーダーラインが上がった点が、現役生や未修者（特に未修者）に相対的に不利に働いている印象を抱く。
- ・学生の商法総則・商行為法・手形法離れを招いている現実がある。
- ・実務における重要性を考えると、短答式の科目では、訴訟法は外すべきではないと考えるが、商法を外すのは、負担の軽減からやむを得ないとは考える。

<●●●>

- ・商法の短答式試験が廃止されたことにより、法科大学院教育における商法の位置づけについて、とくに商法総則・商行為法、および手形・小切手法をどのように取扱うべきかが課題となっている。この点を踏まえた論文試験での出題をご検討いただきたい。

5. 司法試験審査委員の体制変更についてのご意見

< ●●● >

- ・やむを得ない変更措置を考えます。
- ・実務家を中心に問題が作成されたことによるのが、どうか断定はできませんが、理論的にどのように答えるのがよいのか判断がむずかしい問題があったように思う。
固有必要的共同訴訟では原告側に参加させる方法 など。

< ●●● >

- ・現役の法科大学院教員が作題に関与することが望ましい。
- ・体制は常に一部を変更し、継続性を保ちつつ、惰性を排するべき。
- ・10年近く審査委員を継続していたケースがあったようだが、この点が改善されたのはよかったと思う。
- ・法科大学院の担当者を審査委員から外す必要性は乏しかったと思う。他方で、審査委員には3年ないしは5年の任期を設け、業績等を勘案してより入れ替えを実施すべきであろう。

< ●●● >

- ・審査委員から法科大学院の教員を除外することは、審査委員の確保および法科大学院の教育内容を踏まえた出題という2点において問題が生じる恐れがあるので、適切ではないと思われる。
- ・平成28年度に限定すると、特に問題はないが、法科大学院で教育経験のない者は、審査委員としてはふさわしくないと考える。
- ・研究者委員については、法科大学院で授業を持っている者が担当すべきであると思う。確かに漏洩等の問題が続出していることは大きな問題であるが、それは個人の倫理の問題であるのではなかろうか。

< ●●● >

【民事訴訟法の問題について】

法科大学院への志望者数が著しく減少し、その結果、司法試験受験者の質が全体的に低下している現状を、本年度の司法試験審査委員が十分に理解されているか疑問である。本年度の問題が、法科大学院設立当初の司法試験であれば適切な問題であったかもしれないが、現状では、基本的な知識を問いつつその応用力を試す問題としない

と、有意な結果が出ないのではないかとと思われる。

<●●●>

- ・行政法分野に関しては、良問を作問するには非常に高い能力が求められるので、審査委員の選任に制約をかけることは望ましくないと思う。
- ・例年よりも準備期間が短くなっており、その中でも一定の水準を保った出題をされた出題委員の先生方には敬意を表する。しかし、他方で、平成28年度の民事訴訟法についていえば、問題の量がやや多くなりすぎたようにも思われ、全体的な調整を図っておくべきであったようにも思われる。
- ・1回のみで評価することは難しい。ともかく公正な体制での実施であることが重要と考えている。
- ・今回の措置は、一部の特殊な事例を原因として取られたものであるが、やや過剰な対応であったと思われる。

司法試験制度が法科大学院での教育を前提として実施される以上、その試験について、法科大学院で教育を担当する教員が試験委員となるのは自然なことであり、今回の措置は、法科大学院教育の意義を失わせるもので、方針が変更されたことは幸いであったと考える。

<●●●>

- ・問題文におけるあてはめ事実について、自然さ（リアリティ、現実感）が増し、量的にも充実したように感じた。
- ・体制変更に至った経緯があまりにも残念である。再発防止のためにも、委員の任期などを見直すべきではないか。
- ・より公正な試験の実現に資するのであれば賛同する。ただし、出題の傾向や難易度が極端に変わることがないようにお願いしたい。

<●●●>

新しい体制での出題にあたりご苦勞も多かったと推察しますが、行政法の論文式試

験につきましては、バランスよく、法科大学院の学習成果を試すことのできる内容の問題に仕上がっており、作問委員の先生方に敬意を表します。

不正をした委員には厳罰を科すことを徹底する方向で進めていただき、それ以外の、適切に業務をこなしている多くの教員や委員に無駄な手続コストなどを課さないようにしていただきたい。

体制の変更は望ましい在り方に実現されたと思います。

出題に関わる委員が一新され、国際関係法（私法系）については出題傾向が変わったように思われる。先にも述べたように、その変化の方向は基本的に妥当と考えられるが、出題傾向が年度により変わることは受験生に酷な面もある。平成28年度の出題傾向が今後は安定的に継続することを望む。

< ●●● >

特になし。

< ●●● >

2名の教員より、以下の意見がございました。

基本的な在り方としては、現職の法科大学院教員が司法試験問題作成に携わるべきではないと考える。司法試験と法科大学院教育との連携は、法科大学院教員が司法試験出題委員を兼ねるという手段により実現されるべきものではない。

適切な試験が行われるのであれば、体制はどのようなものでもよいと思う。平成28年の試験は、行政法に関していえば、内容的には例年どおり概ね適切なものと考えられるが、分量が著しく不適切なまでに多すぎた（例年もやや過大な感はあったが）のが残念である。

< ●●● >

- ・やむを得ないが、法科大学院教育に相応する工夫はどうなっているか。
- ・問題作成を担当する考査委員について、法科大学院の教員を含む体制に早く全面的に戻すべきである。ただし、考査委員が法科大学院生から特権的な存在とみられる

ような事態を避けるため、任期を短期に制限し、かつ考査委員の氏名を公表しない等の措置をとるべきである。

< ●●● >

特になし。

< ●●● >

- ・研究者委員の必要性は論を俟たない。例えば、任期制限・再任制限等の不正防止策を講じた上で、研究者委員の登用を推し進めるべき。出題委員から現法科大学院教員を排除してうまく機能するのかについては若干の危惧がある。結局、出題委員候補となる研究者教員の数及び質の確保に困難が生じるような事態に陥っては元も子もない。
- ・出題体制の変更により問題の質が低下したとは感じなかった。
- ・法科大学院教員の作問への関与は、当然に必要であると思われる。

< ●●● >

- ・法科大学院における教育と司法試験の出題内容との間の関連性が制度上担保されなければ、法科大学院離れを加速するおそれがある。
- ・このほか、1名の委員が逸脱行為をしたからという理由で全国すべての法科大学院教員の委員就任を認めなかったのは、防止策として問題がある。また、司法試験委員会が各法科大学院に対し、定期試験の問題や採点方針、論評などの情報を提供するように要請したことは、制度に対する社会の信頼を損なうものであって、遺憾であるという趣旨の意見も寄せられている。

< ●●● >

体制の変化により、若干難易度が下がったように感じる。

次年度以降、考査委員に法科大学院の教員が戻ることになっているが、問題の質の点からは、そうあるべきと考える。

< ●●● >

- ・関係各位のご努力により、滞りなく試験が実施されたことを多としたいが、総会に

においても今後の審査委員の体制について必ずしも十分な議論が行われず仕舞であったことが残念に思われる。

<●●●>

- ・ローの教員を外すのは賛成(ローでの授業をしていないことも必要)。実務家委員だけでよい。そうすると、入試問題、期末試験などで出題・採点になれている教員の助力がえられないので、ベテラン試験委員の養成が必要になり、原則 10 年程度は続けてもらいたい。
- ・租税法に関して言えば、問題の質・水準は、法科大学院における教育内容と整合的なものであると評価される。
- ・法科大学院教員が参加せずに適切な問題水準を確保し続けることは困難であると考えられる。もっとも、今回は妥当な出題ができていると思われる。
- ・法科大学院によって、科目によっては(とくに選択科目)、担当の教員は多くないと思われ、司法試験委員に選任されることにより、3年生が履修する科目が担当できなくなり、どの法科大学院でも、倒産法担当の教員は多くないと思われ、他の教員に対する負担が著しく増加することになる。授業内容の録音等が考えられているようであるが、それで最低限の公平性は担保できると思われるので、3年生が履修する可能性のある授業でも、審査委員になっても担当できるようにすることが望ましい。例の事件は、審査委員に3年生の授業を担当することを禁止することによって防止できるものではない。

<●●●>

特になし。

<●●●>

- ・何よりも不正が行われないことが一番であると思う。

<●●●>

平成 28 年度から、法科大学院の現職研究者教員が審査委員から除外される状態となったが、「理論と実務の架橋」を旨とする現制度の理念からすれば、望ましい法曹を育成するための中間点である司法試験において、それを実務家にも任せず、研究者も参与することは、不可欠であろう。常に「プラクティス(実務)」への「アカデ

ミック（学究）」の関与を保ちつつ、現司法試験制度が健全運営されることを切望する。

なお、個別科目への意見として、次の意見があった。

民事訴訟法については、昨年（H27年度）までの出題の方が、分量や内容の点で、民事訴訟法の基本的な知識や理解を問うのにふさわしい内容となっており、今回（H28年度）この傾向が変わったのは、大変残念である。来年度以降は、H27度までのような出題形式に戻すべきである。

< ● ● ● >

社会的に信頼を置く試験制度とするべきであり、一定の変更はやむを得ないが、司法試験が理論と実務の架橋である法科大学院の修了、到達確認的試験の性格を持っていることから、実務家だけに偏した出題者に限定すべきではない。

< ● ● ● >

・法科大学院教員と法学部教員の両者が出題に関わる体制が望ましい。

< ● ● ● >

*漏洩のリスク除去のためにモニタリングを強化すべき（内部告発の機能化等）。

< ● ● ● >

A. 個人の不幸事の問題を研究者全員の問題にしたことは間違い。司法試験の傾向が明らかに変わったため、平等の観点からも望ましくない。早めにもとに戻すべき。

B. 今年は出題傾向が大きく変化した。その変化が考査委員の体制の変更によるもので、また体制の変更によって来年の出題がまた大きく変わるとすれば、受験生にさらなる混乱をもたらすおそれがある。配点、科目数、受験制限、出題傾向の何かが、毎年のように変わって来たことによる受験生への負担について、もっと配慮がなされるべきと思う。

C. 実務家と研究者の協働が望ましい。

D. 問題内容につき判例重視という傾向がかなり顕著となったという印象を受ける。

しかし、判例を知っていたか否かにより解答あるいは採点が大きく左右されるような傾向は必ずしも好ましいこととは思われない。

<●●●>

当法科大学院では教員から以下の意見がありました。

- ・法科大学院に所属する教員を委員にすることを回避し、平成 27 年の委員が再任されることがなかったために、委員の問題作成の負担が過重になっているという懸念がある。
- ・論文式試験の民法では、設問 2 に難解な問題が出題されている。従来の試験問題と受験生の回答の傾向を十分に踏まえていないことによるものとも思われる。
- ・問題の漏えいがあった以上、体制の変更は当然のことだと考える。また、考査委員を長く務めるのは良くないので、あらかじめ任期(3～5 年位)を決めて、任期が満了したら改選する方法を徹底したら良いと思う。
- ・考査委員としての適格に欠ける委員が居た以上改革は当然である。
ただ、就任の期間を 3 年に限ると、当初はともかく、いずれ人材不足から適格性が問題となる委員を任命することにつながらないか。
- ・昨年度の事件は、例外的なものであったとしても、あまりにも長期に亘って同じ方が司法試験考査委員を務めるのは、やはり問題があるかと思う。作問に関しては、熟練度が重視されることにもなるので、難しい問題だが、司法試験問題を意識した問題集等も出版されている事情等も考慮して、適切な任期の設定が期待されると思う。
- ・やむを得ないことと考える。
- ・本年は異例の体制であったことを認識している。

<●●●>

- ・国際関係法（私法系）については、解釈論重視になった感があるが、実務家養成を旨とする法科大学院の目的とのバランスを常に念頭にして頂きたい。
- ・論文試験の内容の適切性と関連するが、考査委員を現在、法科大学院で指導を行っていない者のみで構成する作問には、一般的な受験生の知識の程度やそれを前提とした問題文中での誘導のあり方を想定する上で、やや課題があると感じた。

< ●●● >

司法試験問題漏洩事件は、もっぱら漏洩者の個人的要因によるものと思われる。したがって、同事件を契機として、早急に、再発を防止するためのチェック体制を強化する変更は、適切な対応であると考えます。

他方、受験生の立場からは、既に実績として、適正な資質を有する経験力ある出題担当者までもが、多数無用に担当から外れ、その結果、審査基準の統一性・継続性が損なわれてしまわないことが、最も重要かとも思われるので、是非、この点についてもご留意いただきたい。

< ●●● >

- ・平成 27 年 10 月 21 日付の体制に関する提言内容に賛成です。法科大学院教育の実情に沿う内容の出題を心がけていただきたい。
- ・実務上の法的センスを問う点では良いが、理論上の考え方を問う点が軽くなっている。

< ●●● >

とくにありません。

< ●●● >

- ・ロースクールの憲法の現職教授も加えるべきである。
- ・賛成しがたい。しかし、考査委員の不祥事があった以上、やむを得ない。
- ・特殊な一不祥事の発生のみで全体の体制を変更する必要があったかは、極めて疑問である。この変更に対応するための法科大学院の負担は、余りにも過重である。

< ●●● >

- ・考査委員が実務教官中心となることで、事例中心となることとなるが、かえって、最高裁の判例にただ追随するような問題が作成されないように注意が必要であり、学説を問うことによって深く考える側面も試験に反映すべきである。
- ・考査委員については、法科大学院の現職教員を除くべきことには十分な理由がある。
- ・実務家委員を増員させるべきである。

<●●●>

・「体制に変更」を加えることを余儀なくした事例の再来を避けるためには、今後もできるだけ頻繁にメンバー・チェンジすべきである。

<●●●>

・現職をはずす方向での変更はよいが、かつて法科大学院における指導に関わっていたものは、少なくとも、自分が担当した学生が受験生でなくなる相当の期間までは担当できないような措置も必要と思われる。また、所属校では学部であるものの、非常勤で法科大学院で指導している場合も、担当できないような措置が必要であろう。

いずれにせよ、法科大学院の学生と接点がかぎりなく少ない者でなければ、司法試験審査委員になれないような防止策を講じる必要があるように思われる（なお、審査委員には大きな責任が伴うものであるという認識を与える意味では、韓国のように問題作成から出題までの期間、試験委員が外部に連絡が全くとれないような防止策も一考に値するようにも思われる。）。

また、現状、誰が司法試験審査委員を行っているのかはすぐにわからない状況なので、HP 上で分かりやすいように告知し、外的に周知させることで、漏洩を抑止する必要もあると考える。

- ・実務家の審査委員は、実務的な観点からも問題を作成することが期待できる。
- ・全体として法科大学院での双方向や実務との接近性を考慮しない落とすための試験問題に戻りした。

<●●●>

- ・不祥事のあった慶應と明治からは委員を選ぶべきでない。
- ・平成 27 年末の審査委員の体制の変更は、その契機が何であれ、関係者（教員、受験生等）の従来からの懸念に応えるものであり、大いに評価されるべきものと考えています。願わくば、新体制を数年続け、常時検証を行ってほしいものです。ただ、最近、この新体制を変更し来年度からは元に戻すと一部の新聞報道に接しました。しかし、現在においても、この新体制にどのような弊害があったのか等、何の説明もなく、公表もされていません。もし当該報道が事実ならば、密室において

物事を決めるということにほかならず、「公正」という観点から明らかに反するものといわざるを得ません。

< ●●● >

今年の破産法の問題を見ると、分量が多い、問うている問題がいかにピンポイントである、実務的には重要かもしれないが法科大学院教育に求めるのは難しい論点が出題されている、等の印象を受ける。法科大学院の現職教員を出題から排除したことの影響ではないかと思われる。

< ●●● >

- ・委員の選考過程が分かるように、透明性が外部からも分かるようにしていただきたい。
- ・現役の法科大学院中堅教員が出題の中心とならなければ、やはり、現在の修了生に対応したベストの出題は困難と思われる。

< ●●● >

- ・出題形式などにおいて大きな変更がなかったことが良かった。問題の内容も、法科大学院の教育内容を逸脱したものではなかったと思われる。

< ●●● >

- ・平成 27 年末の審査委員の体制の変更は、その契機が何であれ、従来から、関係者（教員、受験生等）の懸念に応えるものであり、大いに評価されると考えています。願わくば、新体制を数年続け、その間、常時検証を行うことをお願いします。ただ、最近、この新体制を変更し来年度からは元に戻すとの一部新聞報道に接しました。もしそれが事実ならば、平成 28 年度の変更は何のための変更だったのか、また、この新制度にどのような弊害があったのか等、何の説明もなく、公表されておりません。もし報道が事実ならば、密室において物事を決めるということにほかならず、「公正」という観点から明らかに反するものと言わざるを得ません。
- ・今年の論文試験の問題は、これまでに比べて、論点をはっきり見える問題であったように思われます。

< ●●● >

- ・法科大学院の教育経験者が、司法試験考査委員として作問にあたったほうがよい側面があると思料する。漏洩問題への対処は、各大学で対応可能性は異なるものの、可能な限りでということで、考査委員の期間は、法科大学院の講義を担当しない(学部そのほかの大学の講義にまわる)などの措置を考え、これを可能とするような体制をなるべく早期に打診・協議するなどを考えてはどうか。
- ・法科大学院教育と司法試験の連携という観点から、作問への法科大学院教員の関与が必要だというのは理解できる。ただ、試験問題漏洩問題に鑑み、委員を依頼するに当たり選任手続を慎重にすべきではないか。
- ・考査委員体制が変更され、法科大学院の教育に携わらない研究者が委員となった結果、従来の試験問題と傾向が大きく変わり、受験した卒業生から戸惑いの声が多く聞かれた。このような受験生の予測可能性を大きく損う変更は公平性を欠くように思われる。
- ・司法試験における出題内容がLS教育と密接に関連したものとなることを担保するためには、実際にLSにおいて教育を担当している研究者教員・実務家教員が相当数関与する形で出題内容(及び「幹」となる一出題内容が決まれば必然的に定まるような一採点基準等)が決定されるのが適切であるように思われる。

< ●●● >

法科大学院教員が試験委員として出題・採点に参加すべきであると考え。それによって、法科大学院の教育内容と司法試験の相互の改善が可能となると思う。

< ●●● >

司法試験委員は、現に法科大学院で教えている教員を加えないと無理である。平成28年の体制は、不正防止のためのやむを得ない措置と考えるが、現に法科大学院で教えている教員を加えるとの方向で見直すべきである。

< ●●● >

- ・学者＝研究者主導ではなく、実務家主導で、より実務に密着した問題となったように感じており、司法試験は飽くまでも実務家養成の一環ですから、この方向でよいと思います。

- ・法科大学院の教員を考査委員に加えるべきではない。そうでないと同じような不祥事は繰り返される可能性が高い。そこまでいなくても、自ずから問題が漏れてしまう可能性は大きいし、受験生が不公平感を抱く。受験生の気持ちになって考えるべきだと思う。
- ・考査委員は実務家のみでよい。無理に高齢の学者を委員に入れる必要はない。また、学者は基本的に考査委員から除外すべきであり、最低限法曹資格を要求すべきである。それよりも、司法試験委員会に、学者で構成される出題検証組織を設けて事後的に作題の是非を考察させる方が適切ではないか。
- ・考査委員を推薦した司法試験委員会の責任を問わない体質に問題がある以上、体制を変更しても変わらないように思う。

< ● ● ● >

特になし。

< ● ● ● >

- ・極めて実効的な体制変更であり、高く評価される英断であったと思う。
- ・致し方なかったと思う。しかし、元の体制に戻すと漏洩の危険が生じるので、常に体制の検証を行なってほしい。
- ・法科大学院に関わっていない教員のみを考査委員にすることにはやはり無理があり、試験問題が法科大学院教育を反映した適切なものとするためにも、法科大学院教員を入れるべきであると考え。ただ、その際は、広く全国の法科大学院から募集する（あるいは、各法科大学院から推薦を受ける）形をとったらどうか。
- ・もともにもどすべきでしょう。法科大学院関係者を排除するのが司法試験の性質からして不適切であるのは明らか。
- ・特に、意見はないが、商法の場合、実務家の方が多い場合には、予想以上に訴訟法に関連した知識が問われる可能性が高いことを予測しなければならない。
従来より、新株発行の差止めに関して仮処分に関する記述を求めることが常識化されたが、今回の場合、設問 2(2)において裁判管轄に関する言及を求めながら、設問 1(1)において無効と思われる取締役会決議の追認決議を行われたことに関して、取締役会決議の無効確認の訴えにおける「訴えの利益」に関して言及すべきとも思われるが、出題趣旨にはその点に関しては触れられていない。（そうでなければ、

事実関係の中で、後日追認を行ったことを、どのように評価すべきかが難しい。出題の趣旨等が、そのことに言及していないことは問題である。先の取締役決議に影響がなかったことを裏付ける事実と考えているのかもしれないが、反対派取締役の辞任後であるため、先の取締役決議に限れば、むしろ影響があることの裏付けと解すべきであろう。)

このような、訴訟法に関連した知識につき、どの程度の記述が必要か、授業で触れるべきかに関して、予測が困難であることは問題である。基本科目である商法は、多くの法科大学院において実務家が教えている場合は多くはないと思うので、訴訟法に関連した記述を多く求めることは望ましくない。

単なる人事体制の変更の問題ではなく、どのような内容を記述すべきかにつき、ブレが生じ、予測が困難になることが問題である。

< ●●● >

問題漏洩という事態への対処としてはやむをえないと思われるし、来年度の出題に向けて、再発防止策を講じたうえで、法科大学院の現任教員が審査委員とされるようになった点も評価できる。

審査委員を厳選すれば、法科大学院教員（学生を指導している）でも作問を担当させてもよいのではないか。

< ●●● >

なし

< ●●● >

- ・民法回答担当教員：試験問題の漏洩に神経質になりすぎているとも考えるが、今年のやり方のほうが、公正であるという印象は与えうると考える。
- ・刑訴法回答担当教員：司法試験審査委員は、現存する法科大学院の専任教員以外から選出すべき。そうしないと試験制度の信頼性が損なわれると思う。また、司法試験審査委員である法科大学院教員は、日常の学生指導を十分に行うことができない（答案添削、学習相談などの学習支援が抑制的になり、学生から不満が出るようになってしまう）。

<●●●>

- ・変更された体制を受験生に信頼されるものであるように運用してください。
- ・法科大学院教員が全く出題に関与しない場合には、法科大学院教育と司法試験の連続性が保たれず、かつての分断された法学教育に後戻りすることになりかねない。長期間にわたって、特定者が審査委員を続けることには弊害が認められるので、年限を設けるのは適切である。
- ・法科大学院の実情を知る法科大学院教員が司法試験審査委員に参加すべきだと思う。
- ・法科大学院の授業を担当する者を審査委員からはずすという措置は、今後取るべきではない。実務家と、法科大学院に関係しない教員との協力のみでは、受験生の能力を見るための踏み込んだ問題が作成できないことは明らかである。
- ・定期的に数年で交代させることに異存はない。担当者の負担を考えると、2年が望ましい。

<●●●>

変更自体は、適切なものであると思われる。とはいえ、とりわけ研究者教員については、特定の大学の、特定の教員に負担が集中するのではないかと懸念する。

妥当であろう。

実務より理論を重視し、研究者教員の出題を主として欲しい。

必要な変更だと思うが、委員の数が足りるのか不安である。

<●●●>

- ・やはり、法科大学院の教員を出題委員に加えなければ、法科大学院教育と司法試験の結びつきが薄れると思います。
- ・原則として良いというべきであるが、法科大学院での授業を踏まえた上での作問を期待したい。
- ・法科大学院での講義を行っていない者だけが試験委員となると、学生の理解度・講義内容にふさわしくない出題となってしまう。平成28年度はこれが顕著だった。一定限度は法科大学院の教員を加えるべきである。

<●●●>

(意見1)

司法試験の出題が、本年度、法科大学院担当教員の手を離れたことは、昨年度までに生じた事件に鑑みやむを得ないところであった。しかし、より問題だったのは、特定の教員が長期にわたって委員を務め、委員の人事も左右していた点にある。それは、不正より以前に、ドイツの最近の判例に関する委員の判例研究を知らないという明快な答案は書けないような出題があったり、設問において無理な事例を設定したりということに表れていた。このことから、委員の任期を長くても4年以内限定し、同じ科目で出身大学や本務校の点で重複する委員を同時期に選ばないなどの公平さを担保することが、公平性と、設問の妥当性から見地から必要なことである(この点で、本年度、憲法について、事実上の師弟関係にある委員が同時に選ばれたことは疑問である)。法科大学院の現役教員の委員登用の復活は慎重を期し、全分野を通じて同じ本務校から複数名選ぶことは忌避する方向での調整が必要である。また、その上で、委員の氏名は退任まで非公表とすることも検討してよいと思われる。

(意見2)

依然として、研究者の試験委員の選考過程が不透明である。

<●●●>

法科大学院教員を除いた審査委員の体制によって、前年度までと出題傾向が変わり、一部ではあるが、法科大学院教育を受けた問題として妥当でないと思われる問題があったと考える。

速やかに従来の構成に戻すべきである。もちろん、不正行為防止について協力を惜しむものではない。

<●●●>

法科大学院教員を排除した司法試験というのはいびつである。各科目で、法科大学院教員が出題、採点に加わることが望ましい。

<●●●>

・特異な問題(法科大学院の構造的な問題というよりは、当事者個人の事情によって引き起こされた問題)という性格が強いように思われたが、(世論を意識したのかは

定かではないが) 体制を変更したのは拙速に過ぎた感がある。

<●●●>

- ・一定レベルの内容の出題を毎年安定的に維持してゆくためには、出題担当の審査委員から法科大学院の現役教員を全く外してしまうというのは、やや問題があると思われ、検討の余地があるであろう。
- ・司法試験と法科大学院教育との連携を図るためには、法科大学院教育に携わる教員が司法試験の出題に関与することが必要不可欠であると考えられる。
- ・司法試験とロースクールの教育(授業内容)の連動性がないとロースクール制度の意義が失われることから、ロースクールの教員が入ることが望ましい。
- ・負担分配の観点からも、必修科目のみならず選択科目についても、3～5年で試験委員が交代するのが望ましいように思われる。

<●●●>

特にありません。

<●●●>

- ・変更賛成する。
特定大学の授業担当教員が、司法試験委員を兼ねるのは公平の観点から望ましくない。
- ・刑事訴訟法については、出題の形式・傾向に変化が生じ、受験生に戸惑いがあった。適切な不正防止措置を施しつつ、法科大学院教育の現場における経験を有する学識者が出題委員として積極的に関与することが望ましい。

<●●●>

- ・研究者審査委員が、法曹養成に携わっていない法学部教員に限定されたことにより、実務においてどのような案件が生じているかをあまり考慮していない問題が出されており、疑問である。法科大学院教員が出題できないのであれば、実務家のみが作成すべきであった。
- ・「実務」では起こりえないような問題を、「実務」で使われない言葉で出題されているような気がします。問題作成者から「法科大学院の教員」を排除するのである

のなら、その分、「実務家」が出題にしっかり関与してほしいと思います。

- ・倒産法に関してはかなり実務的な問題であったと思われますが、大きな支障はなかったかと思います。民事再生法については良問であったと思います。

<●●●>

【憲法教員より】

出題の趣旨から、法科大学院の教育状況について十分把握されておられない方が出題を担当されたのではないかと推察される。その結果、法科大学院での教育と学習が直接的には関係しない出題となっている。司法試験審査委員については、やはり、法科大学院の教育に現に携わっている者が担当すべきではないかと考える。

【商法教員より】

商法に関しては、試験問題の難易度や出題傾向は従来と大差はなく問題のない出題ではあったが、出題内容を見ると、近時出題されていない、いわば残された論点を総ざらいした問題作成であり、いわゆるヤマ当てがしやすい問題だったのではないかと懸念を抱く。

<●●●>

- ・特にありません。

<●●●>

任期は、3年では短すぎるのではないか。5年程度にすべきであろう。

委員の氏名等を公表しないとの提案があるが、不正防止の観点からは、非公開は望ましくないとと思われる。

6. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見

<●●●>

- ・法科大学院制度の失敗を認めて、旧制度に回帰するべきである。

<●●●>

- ・司法試験全体が重すぎる試験になっている。未修者が3年間の学習で到達できる水準を超えている。
- ・アメリカの司法試験でも行われているように、論文試験の答案をパソコンを使って書けるようにするべきである。手書きを要求するのは、時代に合わない。パソコンを使っても不正を防ぐことのできるソフトの開発は可能である。それによって、受験者も採点者も余計な負担から解放される。
- ・合格者数の算定根拠、ラインをより明確化していただきたい。
- ・民事系、刑事系、公法系という科目は、いずれ行き詰まるのではないか。
- ・法学未習者の受け入れは、制度設計時より問題（無理）があることがわかっていたはずで、今後は既修者（法学部ないしは法律系学部・学科）に限定すべきであろう。
- ・法学部との連携あるいは連続性を持たせることも検討してよいのではないか。

<●●●>

- ・本年度の刑事訴訟法の出題は、それぞれ内容の異なる4問に解答させるというもので、決められた時間内でどのように処理をするかが問われているという面もあったように思われる。その意味では、刑事訴訟法の理解というよりも、極めて技術的な能力を問われているようにも思われる。
試験である以上、やむを得ない部分もあるが、受験技術に偏ることのないような出題を維持していただきたい。

<●●●>

- ・教育現場で実際に実力があると感じる学生が合格しており、適正に実力が測られていると思う。
- ・国際関係法（公法系）を選択し、受験する者の割合は、全受験者中1%台が長年続いており、在学生在が少ないところでは授業自体が成立しない状況も見聞きしている。さらに本年度の試験では、合格者のうち同科目選択者が占める割合は、1.14%

と最も少ない割合である。グローバル化が進む現代社会において国際公法分野の重要性は認められるものの、法科大学院における国際法教育は、前述の通り受験者が少ない現状が続いており再考の余地がある。そこで、国際関係法（公法系）選択者の司法試験合格者の修習後の進路や現在の業務について、今後の国際法教育のあり方の参考に供するため、可能な限り追跡調査をお願いしたい。その結果を、国際法学会や、法科大学院又は法学部がある大学の国際公法担当者向けに開示してもらいたい。

- ・法科大学院制度を廃止する（旧制度に戻す）か、予備試験制度を廃止するか、いずれかをしないと、制度としては不適切なのではないか。

< ●●● >

予備試験を趣旨に反したルートであると問題視して規制する方向ではなく、法科大学院で学ばなければ司法試験に受かるのが難しいような出題をすることが、法曹の質の向上に資すると思う。たとえば、選択科目は複数科目の受験を要求する、選択科目に金融商品取引法を入れるなどの案が考えられる。

予備試験を偏重する傾向を助長しないことが望まれます。

< ●●● >

特になし。

< ●●● >

特にありません。

< ●●● >

- ・今年度の司法試験は全体的に書くべき量が多く、短時間に多くの事務処理ができる人に有利な試験となり、深い法的思考力を試す試験になっていたのか、疑問がある。科目毎の作問作業にまかせてしまうのではなく、科目横断的にその点を検討し、試験全体がバランスを欠いたものにならないようにする体制をとるべきである。また、本当にこれほど多くの科目の、かつ広い出題範囲の試験をしなければならないのかどうかも、再検討すべき時期に来ているのではないか。

< ● ● ● >

特になし。

< ● ● ● >

- ・法曹実務に携わろうとする者の試験である以上、判例を重視すべき面があるのは否めないが、特に短答式試験においては、判例の知識を問うものが多すぎるように思われる。この傾向は、単なる知識の詰め込み学習を助長するリスクを孕んでいる。短答式試験においても、論文式試験同様、論理的・体系的思考に重きを置いた出題にすべきであろう。

< ● ● ● >

特になし。

< ● ● ● >

- ・合格最低点が昨年より上がっており、1500 人という数ありきで難易度がやや上がったのではないかという印象をもちました。合格者数ありきではなく、法曹となるのに最低限必要な水準に達している者を合格とする試験であってほしいと思います。
- ・論文式試験の科目を憲法、民法及び刑法の 3 科目とし、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法については、法科大学院における教育に委ねることによって、法科大学院における教育を法科大学院設置の趣旨に即した正常なものに回帰させることができると思料する。

< ● ● ● >

- ・ローに行かずに純粋に予備試験だけで合格している者——ロー在学中に予備試験に合格したのではなく——が、かなり上位で合格している。ローは司法試験合格には必須ではないことが証明されている。司法試験を含めたロー制度の抜本的改革が必要とされている。
- ・新司法試験開始後 10 年以上経ち、受験業界、受験生等が出題傾向等を分析して、問題化しにくい論点を勉強しない傾向が目立つようになったように感じられる（例えば憲法では統治の領域、行政法では国賠など）。「試験に出ないなら勉強する必要がない」ということのないように、従来の出題形式に厳格に拘束されず、様々な

形態で広汎な領域から出題してもよいのではないか。

- ・プロセスとしての法曹教育という理念がまだ生きているとするならば、予備試験制度の廃止ないし抜本的な、見直しが必要と考える。

<●●●>

特になし。

<●●●>

- ・試験を4日間に集中させること、特に短答と論文を合体させることについては検討の余地があるのではないか。

<●●●>

社会的弱者は増え続けている一方で、リーガルサービスが社会の隅々まで行き渡っているとはいえない。法科大学院は、社会的弱者にも目を向け助ける法曹を養成する責務も負っている。司法試験は、たんに理論的あるいは実務的な知識を問うのではなく、したがって、とくに法律実務の「現状維持」に縛られない、優れたバランス感覚に基づいて具体的に妥当な帰結を考えさせ評価する試験となることも必要であるように思う。

他方、法科大学院における法曹養成教育を受けずに司法試験受験資格を付与する予備試験制度は、現在の各法科大学院の経済的支援の充実、飛び級制度の導入からみて、限定的な運用とするか、将来的に廃止すべきものと考えられる。

<●●●>

司法試験制度が、十数年経過したものの、予備試験制度の膨れ上がりなど、安定した制度には程遠く、一面、法学部進学者の減少も生じる遠因となっている。社会の多様な層から有為な人材を法曹分野に受け入れ、公正な社会づくりの一翼を担いうる司法試験制度となることを期待している。

試験実施後に公表される出題趣旨・採点実感は、どの科目も詳細にわかりやすく記されており、法科大学院教員として大いに役に立っている。これらは、現実の司法試験と法科大学院教育との橋渡し、司法試験の現場から法科大学院へのメッセージであり、法科大学院教育の改善のために重要な役割を果たすものであるため、今後も一層

充実していただくよう、期待する。

<●●●>

- ・予備試験の在り方についてはきちんとした場で十分議論すべきであり、議論しているのであれば、その議論の内容や結果を公表してほしい。

<●●●>

- ・試験内容については特にありませんが、実施日程について、順番としては短答式試験を先に、論述式試験を後にした方が受験生の負担が小さいように思います。

<●●●>

A. 今年の出題傾向をみると、旧司法試験の問題に事実を付け加えただけといった印象が強い。また、民事裁判実務の分野からの出題がなくなってしまった。これらは法科大学院の存在意義を否定する変化としか言いようがない。

B. 地方の大学に配慮する試験体制を作してほしい。

C. このところ続いてきた合格者数の抑制方針には疑問を抱いている。

<●●●>

当法科大学院では教員から以下の意見がありました。

- ・法科大学院の志願者の減少にとどまらず、法科大学院に進学せずに予備試験を経由する受験者も含めて、法曹の志願者が減少している。このような状況のもとでも、法曹の質を確保できるように、志願者の動向を踏まえて、試験時間内に十分な法的思考を通じて、法曹に必要な法的素養を有することを判別できる出題がなされることが望まれる。
- ・現行判例法に即して出題されることが望まれる。
- ・以前から指摘されていることだが、法科大学院在學生は予備試験の受験を認めるべきではないと思う。
- ・問題自体はほぼ妥当と回答したと矛盾するかもしれないが、現在の法科大学院離れを惹き起こしているような状況を冷静に分析した上で、より優秀な人材が法曹

になっていくような法曹制度（試験制度も含めて）を検討していくべきだと思う。

- ・全体として苦勞されて出題されていることが、よく分かり、この路線で継続していただきたい。
- ・問題が多く、これに誠実に答えるためには、どうしても、答案の枚数が8枚程度必要になると思われる。もう少し問題数を少なくして、受験生がじっくり考えて、回答できるように問題数を減らすべきではないかと思われる。

< ●●● >

- ・予備試験利用による法科大学院回避が常態化しており、適正な制度運営が期待できない状態が続いている。至急の見直しが必要である。

< ●●● >

司法改革が目指した法科大学院で学ぶ意義を見い出せるような内容の司法試験をご検討いただきたい。

< ●●● >

- ・現在の制度で有識社会人が合格することは大変困難です。科目ごとに合格判定する制度等を検討することが望まれます。
- ・出題者に研究者も加えるべきではないかと思う。

< ●●● >

刑事法科目においては、理論と実務との架橋という法科大学院教育の位置づけを意識した出題であり、法科大学院における教育目標またはその到達点として司法試験を位置づけることが容易である。しかしながら、民事系科目においては、実務との架橋を意識した出題というよりは、理論面に相当程度比重が置かれ、理論と実務との架橋という法科大学院における教育と司法試験における出題に齟齬が生じているのではないかとの懸念がある。出題それ自体は、適正な水準にあるとしても、民事系科目については、出題方針等を含め法科大学院における教育目標との適合性を再度検討すべきではないかと思料される。

< ●●● >

- ・受験生は一定の制度を前提に準備をしているので、現状を大きく変更するのであれば、時間をかけて議論を行い、経過措置を置く必要がある。個人の意見としては、現状を大きく変更する必要はないと考える。法科大学院は一定の役割を果たしているとともに、どのように制度をいじっても現状よりもよい効果を生むことも期待できないので、コストや現実を離れて理想を語るよりは、現状を受け入れることが大切ではないかと思う。
- ・当初の構想とは大幅に異なったものに変質してしまったため、一般市民からすれば、魅力の乏しいものになっている。
法科大学院のカリキュラムを履修した学生ならば、大半が対応しうるような一層平易な基本的問題にすることが望ましいと考える。

< ●●● >

- ・刑法の論述式試験においては、時に最新の判例事案であることが明らかな事例が出題されているが、論述式においては、要件と事実のあてはめ、論理的思考能力が試されるべきであって、判例を知っているか否かではない。上記傾向は、受験生をして、判例偏重の誤解を与えると同時に、判例への批判的分析の視点を失いかねず、これが実務家の意識へとつながってしまうことには危惧を抱く。事例設定につき再考すべき点があると思われる。

< ●●● >

- ・選択科目を課すことは不要である（司法試験段階では7法という基本的分野の基礎的な能力のみ確認すれば足り、展開先端分野の知識はその後各自同業者との間の競争の中での自助努力に委ねればよい。）。
- ・問題数を多くしないでその分考えさせるような問題が毎回1、2問は出題されることを今後も望んでおります。

< ●●● >

- ・予備試験に反対するものではないが、予備試験の制度により法科大学院修了者の合格者数が減らされることは、法科大学院生の不利益が大きい。
- ・ペーパーテストの限界を考えたら、司法試験にロースクール教育や法科大学院生の授業選好が引きずられることは、司法の劣化を招く。

<●●●>

・当たり前のこととは思いますが、法科大学院教育の内容を踏まえた上で、公平・公正な試験が実施されるよう頑張って欲しいと思います。

<●●●>

毎年指摘していることだが、短答式の試験時間は短すぎる。1問平均解答時間は2分（1肢あたり平均32秒）だが、法曹として本当に、そのような短時間で即答できなければならないような知識かどうか一切検証がされていない。また、内容的にも、法曹として必須の知識であるというなら、9割、せめて8割の正答率を要求すべきであり、全体で6割強、個別だと4割の正答率でも合格できるとすること自体不適切である。逆に言うと、8割くらいできないと法科大学院の修了自体疑われるというくらい必須の基礎知識のみを問うものとするべきである。

論文式についても、毎年、申し上げていることだが、今年度の問題も、問題としては良問だとしても、試験としての妥当性、信頼性、真正性をまったく欠いており、しかもそれらの検証すらされていない点で、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成における試験として完全に失格である。

問題として適切でも、測定したいものが適切に測定できていなければ（試験の妥当性）、適切とは言えないし、合格答案・不合格答案の典型例も採点基準も合否基準も非公開では、試験としての信頼性を検証できるようにすらなっていない。いまだき手書きで長文の文章を書くことはまずありえないのに、手書きでしかもきわめて短時間で解答しなければならないことや、六法の参照しか許されていないこと、しかも、現実のもつ文脈を欠く事例問題で、法曹としての資質や能力を適切に測定できるはずがない。その点で、試験の真正性も欠いている。

司法試験問題について、本アンケートでは、毎年、比較的高い評価がされているが、そのように回答される方は、問題としての評価と試験としての評価を混同されているのではないか。研究者であれば、隣接分野（民法なら、民訴や商法）を含めて、実務家は全科目について、実際に受験生と同じ条件で答案を書いてみたうえで（少なくともそう想像してみてください）、試験としての評価をするべきである。当該分野の研究者であれば、自分の専門科目について、実際の試験時間の半分とは言わないまでも、せめて2/3くらいの時間で、満点をとれてしかるべきではないか。また、司法試験が実務法曹としての資質や能力が備わっているかを測る試験であるなら、実務家であれば、実務経験を積みば積むほど、資質や能力は向上するはずであるから、全科目についてやはり満点に近い得点をとれてしかるべきである。回答者が、「試験として適切」と評価されるのであれば、先の条件で答案を作成し、公表してからにするべきである。貴協会としても、そうでない回答は、“根拠のないもの”として無視するべきである。

法律家が、六法だけで事案に対処することはありえないのだから、司法試験で法曹として必須の資質と能力を測ろうとするなら、十分な時間と、検討に必要な判例や学説などの知識は与えたうえで、事案への対処の仕方を問うものとするべきである。もっとも、そのような試験を短期間で実施することは不可能であるから、むしろ、そのような能力の有無は、法科大学院の教育プロセスにおいて、時間をかけて測定すべきことであろう。そうだとすれば、むしろまともに学習していれば覚えていないはずのない基礎中の基礎的知識のみを問う（ただし高い正答率〔たとえば8割〕を要求する）問題（短答式）、そのような基礎中の基礎知識のみを使って時間内に十分に解ける問題（論文式）とするべきだと考える。

このようにいうと、「それでは差がつかない」との反論がされることがある。しかし、「短期間に学習したことは短期間に忘れられてしまう」ことは、学習理論の常識である。司法試験の時点での“差”が、その後も“差”ありつづけるとは限らない。それにも拘わらず、なぜ“差”を付ける必要があるのか。また、「瞬間最大風速を測っているのだ」という反論もあるが、その“瞬間最大風速”が、法曹としての資質や能力とまったく関係ないとは言わないとしても、ごく一部であることは明らかであるところ、そのようなごく一部の能力のみで、法曹としての資質や能力の有無を測れるとする根拠はいったいどこにあるのか。

司法試験もまた、プロセスとしての法曹養成の一環である。そうだとすれば、司法試験の役割は、現在の教育評価論の常識に従って、学習者のそれまでの学習の成果を測定して、以降の学習の改善及び指導の改善につなげることにあると考えるべきである。司法試験は、「誰が見ても明らかに法曹として不適な者を排除するためのもの」であれば足りるのであって、「出来のよさそうな者を選別するために」使われるべきではない。

< ●●● >

- ・予備試験制度が設けられている趣旨に鑑み、予備試験の受験資格を制限するなど、予備試験と法科大学院の役割分担について検討すべきではないか。

< ●●● >

予備試験は、本来例外的制度であるので、受験年齢を25歳以上とすべきである。

< ●●● >

新しい司法試験が始まり、10年以上経過し、各科目とも、一通り主要な問題を出

題し、再度同じような問題が出題される傾向にある。また、各科目とも論点についてヒントを与え、単に時間内でその論点についてどこまで書けるかを競うような問題となっている。しかし、本来は、論点の発掘能力や思考力が試されるべきであり、全般的に工夫の必要があると考ええる。

<●●●>

- ・ 現行の時間内で、出題趣旨に沿った解答（すなわち、採点実感に言う「優秀」答案）を書き切るのには難しいと思いますので、問題文の論点はもう少し減らすべきと考えます。
- ・ 特にどの問題がということではないが、基本は実務家登用試験であることを忘れてずに問題を作るべきだと思う。理論的興味に偏り過ぎて特殊な構成を持ち出し、そのことに高い配点がされるような問題は避けるべきだと思う。
- ・ 憲法は択一試験のみで十分である。実務的にも起こるかどうかわからないような事例問題を解くことにどの程度の意味があるのか。むしろ、行政法、民法、刑法の各科目でランダムに憲法的論点を含んだ問題を出すべきである。法律レベルの解釈にとどまらず、憲法的論証の必要性がある場合を見出す力を引き出せば意義のあることだと思う。付随的審査制を採用するわが国においては、その方が自然といえるし、実務を念頭に置いた法科大学院教育がしやすい。ただし、予備試験では憲法の論文式試験があつてよい。
- ・ 作題者氏名は任期終了まで公表せず、作題者であること自体に守秘義務を課すべきである。青柳問題は、現司法試験考査委員であることを売りにして、影響力を持ってしまったことが一因である。授業を録画するなど技巧的な対策ばかりが目につくが、作題者を公表することによる（学者の）弊害を真剣に検討すべきである（逆に、学校教育を担当しない実務家についてはさほど心配はないので公表しても良い。）。
- ・ 法科大学院の認可を期限制にして、入試倍率・合格率の低い法科大学院の認可を更新しない仕組みに改めてはどうか。現行のように、半永久な認可を与えながら、第三者機関による締め付けで、自発的な組織廃止を促す体制では、大学が疲弊するだけである。訴訟リスクは免れないが、文部科学省が責任をもって整理・統廃合にあたるべきである。あるいは、保育士免許の厚生労働大臣指定機関のように、法務大臣の認定制度を設けて、基準を満たさない法科大学院を認定しないという具合に、法務省が前面に出て法科大学院の統廃合を進めるべきである。さもなくば、各大学の定員を40名程度に限定すべきである。現行、成績上位校が大量に優秀な学生をさらって行ってしまい、実質的な競争にならないのは自明のことである。それにもかかわらず、各大学の努力を要求するのは不公正である。国家管理を徹底するか、自

由競争を徹底するかいずれに向かうのかを明確にしないから、現場の教員・学生にしわ寄せが来てしまうのである。

- ・多くの法科大学院で授業料免除の制度が導入されており、予備試験は存在意義を失っているので廃止が望ましい。また、大手法律事務所が行っている予備試験合格者と法科大学院修了者を区別して採用窓口を設ける方式は、同じ司法試験合格者を差別的に扱い、法務博士号の評価を貶めるものであるから、止めさせるべきである。
- ・税理士、弁理士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士も含めた一元的な法曹制度を再構築すべきで、少なくとも法科大学院を修了していなければ、それらの士業を営めないとする制度構築を検討すべきである。現行の法科大学院制度では、需要の掘り起しが期待できない。国民のための司法を広く実現するために、士業の資格厳格化と再教育の場として法科大学院を活用すべきである。
- ・未修の基礎科目については、放送大学のような共通の映像教材を作成し、各大学ではそれをもとに質疑や試験ができるようにすべきである。コアカリキュラムだけを提示して各教員任せにするのではなく、コアカリキュラムを実際に所定の時間内の講義として示すことが一定水準の法曹養成のために有用となる。

< ●●● >

合格者をあまり減らすと優秀な法曹志願者の確保が困難になるため、これ以上合格者を減らすべきではない。

< ●●● >

特になし。

< ●●● >

- ・ 5. のような実効的かつ有益な変更の場合以外においては、安定的な実施こそが、受験者の予測可能性を担保する意味で極めて重要と考えている。
- ・ 出題趣旨や採点実感を見る限り、当面これまでの出題傾向（形式）でやっていただけるものと思うので、学生に対する指導も適切に行なえるように思います。
- ・ 科目別での意見でも書いたように、論文問題において、検討すべき問題点が多く、事実もそれなりに複雑であるので、事務処理能力が問われるような試験となっているように感じる。

答案に差が付きやすく、採点者としては楽なのかもしれないが、法科大学院教育において、実務的な知識や理解を元に事例を丁寧に検討するというプロセスを重視してきたのに、それを無視するかのよう傾向である。確かに、弁護士が法律相談においてその場である程度の回答を出すように、法曹の世界において、その場での迅速かつ的確な判断が必要である場合もある。しかし、法律相談においてであっても、その場で最終的な結論を述べるのではなく、その時点で把握できた限りの事情を元に方向性を示す程度であり、結局は依頼を受けてからじっくり事案を検討し、結論を出すことになる。検察官、裁判官も期限までの迅速な判断が求められることがあるが、2時間で長文の論文を書くような能力を求められる場面はそれほど多くはない。事務処理能力を求めるよりも、時間をかけても（それでも試験時間が2時間であることに変わりはないが）事案を的確かつ丁寧に分析する能力を試すべきではないか。

予備試験組の合格率が高いことを考えると、受験技術に長けた者が合格する、ひいては、予備校でそのような受験技術を身に着けた者が合格するという試験になりはしないかという危惧がある。そのような受験技術に長けた者の答案は、全体的に無難にまとまってはいるが、深みが足りないものが多い印象であり、そのような者が必ずしも優秀な法曹になるとは思えないのである。

- ・行政法に限っていえば（他の科目について評価する力量を備えていない）、難しくなりすぎの感がある。もう少し基本的な問題でも十分学力は判定できるのではないか。
- ・現在の方法でももう少し状況を見極めてはどうか。

< ●●● >

論文式試験については、受験生の負担に配慮しながらも、解答時間の制約という面では、もう少しじっくりと考えさせる工夫がなされればよいとも思います。

現在の出題以上に基礎的な知識・理解の有無で差をつける出題をしてほしい。

< ●●● >

なし

< ●●● >

- ・民法回答担当教員：とにかく、合格者を増やして欲しい。このままでは、国際法務で、日本はアジア各国の後塵を拝することになると考える。例えば、台湾は人口は日本の3分の1だが、裁判官の採用の数は日本と変わらない。台湾の裁判官は国際法務にも通じている人間が多いという印象も受けた（例えば、裁判官が英文で公表する論文数は相当に違っている）。これは、まずは数の問題ではないかと考える。その他、アジア地域で進行している法務に関する情報が非常に少ないのも、弁護士などの数が少ないからであると考え。
- ・刑訴法回答担当教員：司法試験合格者数を毎年2000名程度にすべき。1500名程度ならば、旧司法試験の末期の頃と変わらない。また司法試験予備試験の受験資格を厳格に制限すべき。そうしないと法科大学院制度が不安定なものとなる。

< ●●● >

- ・司法試験を資格試験とすることは、全くナンセンスな提案でしょうか。
- ・予備試験の比重が高まっており、実務法律科目や対話型の教育訓練を受けずに、ペーパーで勉強するだけの合格者が増え続けることは、法曹サービスの在り方として疑問である。
- ・予備試験制度は、新司法試験制度を破壊するものであり、すでにその矛盾が限界を超えている。今般の司法制度改革を崩壊させており、根本から見直さなければならぬ。
- ・論文式試験の科目を、憲法、民法、刑法、訴訟法（民訴と刑訴から一科目選択）、諸法（商法、行政法、労働法、倒産法、知的財産法から一科目選択）の5科目とすべきである。
- ・選択科目によって、必要な法規の条文数、読むべき文献の量が相当に異なり、そのような負担の差が受験者の科目選択にかなりの影響を及ぼしているように感ずる。負担の多い科目は出題範囲を限定するなどの配慮が必要と考える。
- ・選択科目の試験日が初日となる点、試験に臨む学生にとって試験に向けての勉強についての時間の配分上必ずしも適切とは言えないことからむしろ必修科目の試験を初日から実施する方がよいと思います。
- ・予備試験との併存の現状だと、法科大学院に在籍しながら、予備試験を受け、合格後退学するものが上位校には、少なからず存在している。予備試験の本来のあり方を再考されることを希望している。

<●●●>

4. にも述べたように、試験制度全体を、ゼロベースで見直してもらいたい。とりわけ、予備試験制度について、精査してもらいたい。

予備試験を含め、試験会場の拡大を望みたい。
一般教養の範囲が広範すぎる。

予備試験は廃止すべき。

<●●●>

・予備試験の兼合いが、重大問題であろう。

<●●●>

(意見1)

憲法の短答式試験出題において、4つの短文から不適當なもの2つを選ぶ問題が、本年度は出題されなくなった。法律学における「正誤」は価値判断を大きく伴う場合もあり、この種の出題形式が増加することは適切である。また、従来の正誤問題では、同じ9択で配点が3点と2点がある(但し、3点の小問には部分点がある)理由が十分に感じられなかったが、本出題形式では6択なので、配点の違いも納得できていた。だが、この形式が本年度全くなかったことは、疑問である。むしろ、他科目でも導入すべき出題形式である。また、本来からすれば、「正しい」「誤っている」は事実関係か論理的に明らかな場合に限り、一般には「適當である」「適當でない」などの表現にすべきであるように思われる。

予備試験通過者については、実務科目の履修がなされていない。これについて、法科大学院修了者と同程度の知識と見識を有するか、確認する試験が必要である。もしくは、当該科目のみ、法科大学院か司法研修所での科目履修を科すべきではないか。

(意見2)

最近、ロースクールの授業をしっかりと受けた学生がちゃんと通るような試験になっているのか疑わしい。

<●●●>

司法試験、ひいてはそれへ接続する法科大学院教育も、ペーパー試験重視になって

きているのは問題である。今現在の社会的な要請にマッチした法曹養成のあり方をもう一度確認すべき。

< ●●● >

- ・ロースクールの教育（授業内容）の連動性がある問題にしてほしい。
- ・このアンケートのような試験問題についての外部評価は公開することが望ましいと思われる。外部からの意見の中には誤解に基づくものがあるおそれがあるので、そのような場合には、きちんと説明を尽くして誤解を解くことも必要であると思われる。
- ・司法試験が能力試験である以上、一定の点数を獲得した者は合格とすべきであり、平成 28 年年度に関しても、合格者はもっと多くするのが妥当だったように思われる。
- ・予備試験が、ロースクール修了と同等の能力を評価するものであるとすれば、予備試験に選択科目を課すのが妥当ではないかと思われる。

< ●●● >

特にありません。

< ●●● >

- ・司法試験は、「選抜試験」ではなくて、「資格試験」であることを忘れないでほしいと思います。「説明が平板か」「明晰さに欠けるか」「一貫性に欠けるか」といった「程度の問題」ではなく、この問題で「何」を書くと「資格」があり、何を書くと資格が「ない」のかを明示して下さい。
- ・オーソドックスな論点（基本的な知識）を問うような問題が好ましいと思われます。

< ●●● >

・特にありません。

< ●●● >

予備試験の試験科目は、法科大学院の履修科目のうち、法曹倫理、法文書作成など、司法試験では学力をチェックすることができない内容の科目とすべきである。